

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

児童虐待防止対策について

こども家庭庁支援局
虐待防止対策課長 野中 祥子

《 目 次 》

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律案について	3
2. こども家庭センターの設置促進・機能強化等について	
(1) こども家庭センターの設置促進・機能強化について	7
(2) 令和7年度の虐待対応研修について	12
(3) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査について	17
3. こども虐待による死亡事例等の検証結果等について	31
4. 児童相談所の体制整備の推進について	
(1) 児童相談所の体制整備の推進について	43
(2) 管轄人口の適正化のための児童相談所の新規設置促進について	49
(3) 児童相談所長要件の追加及び指導教育担当児童福祉司（SV）任用前研修の受講資格等について	53
5. 一時保護時の司法審査について	55
6. こども若者シェルターについて	66
7. 参考資料	
(1) 児童虐待防止対策・こども若者支援関係予算について	87
(2) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの取組について	136
(3) こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進について	139

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律案について

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
 （※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、(2)②は令和8年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

一時保護委託の登録制度の創設について

施行日：公布から1年6月以内の政令で定める日

①制度の現状・背景

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。
- 一方で、一時保護委託先については、法律上、児童相談所長又は都道府県知事が「相当と認める者」への委託が可能な旨のみが規定され、制度上は特段の基準等が設けられていないことから、その質の担保が課題となっている。

②改正内容（案）

- **一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができることとする。**
 - ①一時保護を適正に行うことができる者として**都道府県知事の登録を受けた者**（以下「登録一時保護委託者」という。）
 - ②**法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者**（児童養護施設や里親等）
- 上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、**都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるもの**とするとともに、**欠格要件を設ける**こととする。併せて、**登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等を整備**することとする。
- ただし、児童相談所長等が自ら一時保護を行うことができず、登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合で、直ちに一時保護を行うことが必要なときは、2週間以内に限り、府令で定めるところにより、一時保護委託を行わせることができるものとし、併せて、これらの者に対して委託した児童の保護について必要な指示や報告を求める監督規定を設けることとする。

※ 本登録制度の創設に伴い、上記①の登録一時保護委託者を、こども性暴力防止法の義務の対象となる「学校設置者等」に追加する。

一時保護中の児童の面会通信等制限

施行日：公布から6月以内の政令で定める日

①制度の現状・背景

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児童相談所では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。
- また、保護者と面会等ができなくなることは、対象となる児童への心理的影響が大きいことが想定される
ところ、面会等制限を行う場合等について、児童の意見を聴く仕組みを設ける必要がある。

②改正内容（案）

- 児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに面会通信制限を行えるものとする**と規定すること等により、**保護者の同意なく面会通信制限を行うことができる場合を明確にし、適切な運用が図られるようにする。**
- また、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**について、**当該児童の保護者に対し児童の住所等を明らかにしたとすれば児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとする。**
- さらに、**児童への意見聴取等措置（※）の対象に、児童虐待防止法第12条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとする。**

（※）一時保護や施設入所等の措置を行う場合に、あらかじめ、児童の年齢、発達の状況等に応じて児童の意見又は意向を採らなければならないとする措置。児童の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置を採ることができない場合は、措置を行った後速やかに意見聴取等措置を採らなければならない。

2. (1) こども家庭センターの設置促進・機能強化について

市町村の機能強化が求められる背景

(1) 早期からの包括的支援による虐待予防の必要性

- 児童相談所と同様、市町村への虐待相談件数も増加（平成25年度79,186件 → 令和4年度162,605件）
- 虐待発生時の対応や支援だけでなく、早期から切れ目のない継続的支援による虐待の**発生予防**が必要
- 虐待の背景には、予期しない妊娠、親の被虐待経験、貧困、疾病・障害、孤立など様々な状況があり、各分野の支援事業や制度の活用、関係機関・地域資源との協働などニーズに応じた包括的支援が必要

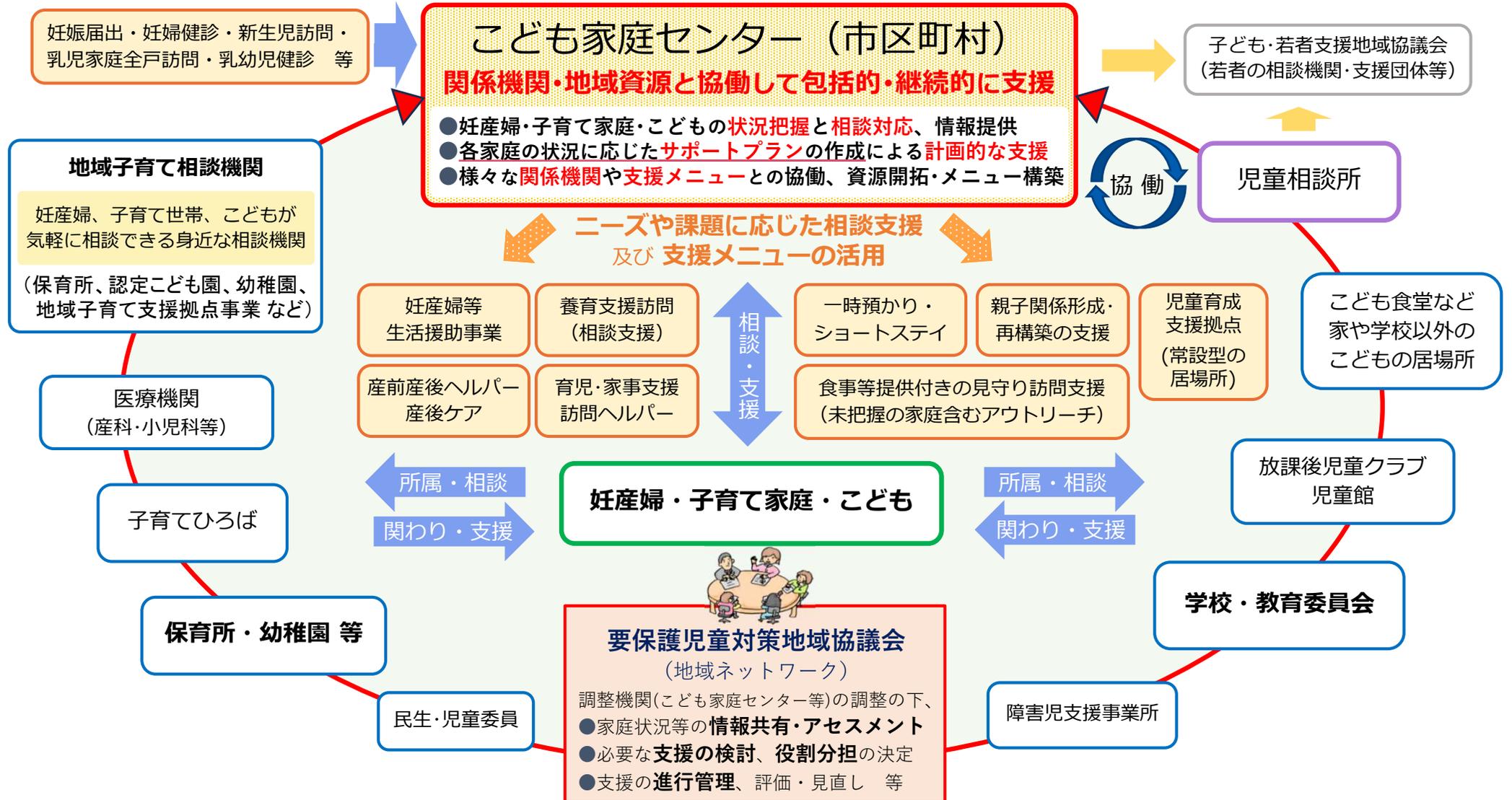
(2) 制度改正（児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法）

平成16年	市町村業務(実情把握・情報提供・相談対応・調査指導)の明確化、虐待通告先への市町村追加、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の法定化
平成20年	養育支援訪問事業等の子育て支援事業の法定化・努力義務化、要対協設置の努力義務化
平成28年	児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援する国及び地方公共団体の責務の明確化、子育て世代包括支援センター設置・支援拠点整備の努力義務化、母子保健法への虐待予防明記要対協への専門職配置・研修の義務化、児童相談所から市町村への指導委託及び送致の導入
令和4年	サポートプラン作成の義務化、 <u>こども家庭センター設置の努力義務化</u> 、家庭支援事業の提供が必要な者への利用勧奨・措置（提供）の創設

(3) 市町村機能の特長

- ① 児童相談所に比べると住民に身近な存在であり、妊娠届出や各種健診など**全件把握の機会**がある
- ② 様々な子育て支援事業(家庭支援事業等のサービス)や保健・福祉等の**各種制度**を所管している
- ③ 様々な関係機関(医療機関・保育所・学校等)と業務的なつながりがあり、**連携の仕組み(要対協)**もある
- ④ 上記①～③を活かすことにより切れ目のない継続的・包括的な支援が可能である

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早期から支援**して虐待の予防を図る（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援**する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
- **設置率50.3%(R6.5.1) → 令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



<こども政策推進事業委託費>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。
これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいのか？

設置の推進
(相談対応・研修等)

機能強化の推進
(相談対応・研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

協議
情報交換

都道府県と
協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

国 (受託事業者)

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村
の設置・運営担当者
機能が充実した市町村
の実践者 等



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 10/10

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,158千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア）組織構築・マネジメント研修 496千円、イ）統括支援員実務研修 496千円、ウ）相談支援強化研修 993千円、エ）研修参加促進費 196千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

2. (2) 令和7年度の虐待対応研修について

最新の情報は当センターのホームページでご確認下さい。

月	研修名	受講対象	課題・日程	定員
4月	【ライブ配信】 [㊟] ④ 児童相談所長研修 A・B<前期> ※ A・B 両日程合同で開催します	新任児童相談所長(児童福祉法第12条の3第3項に受講が義務づけられています)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・4月22日(火)~24日(木)	100名
5月	【ライブ配信】 子ども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修	都道府県等の研修担当者、ファシリテーターを務める市区町村の実務者及び研修企画担当者	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・5月14日(水)~15日(木)	80名
	【ライブ配信】再編 社会的養護施設指導者合同研修 <ライブ配信コース>	乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター等社会的養護施設で基幹的職員等指導的立場にある職員	・5月28日(水)~29日(木)	200名
6月	【ライブ配信】 [㊟] ④ 指導教育担当児童福祉司任用前研修(児童福祉司スーパーバイザー研修) A<前期>	児童福祉司として3年以上勤務した者、又は指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者(児童福祉法第13条第6項に受講が義務づけられています)	・事前アンケートの提出 ・6月11日(水)~12日(木)	80名
	【ライブ配信】 [㊟] ④ 指導教育担当児童福祉司任用前研修(児童福祉司スーパーバイザー研修) B<前期>	同上	・事前アンケートの提出 ・6月25日(水)~26日(木)	80名
7月	【ライブ配信】 子ども虐待対応保健職員指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師・助産師・看護師、または児童相談所に勤務する保健師で、子ども虐待関連業務経験通算5年を満たした者(保健所に勤務する保健師・助産師・看護師も含む)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・7月9日(水)~10日(木)	80名
	【ライブ配信】 児童心理司指導者研修 <ライブ配信コース>	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司(スーパーバイザーを含む)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・7月24日(木)~25日(金)	80名
8月	【ライブ配信】 教育・福祉虐待対応職員合同研修	学校や教育委員会などの教育機関、市区町村、児童相談所で子ども虐待関連業務に携わる者であって、子ども虐待関連業務経験通算2年を満たした者(各機関1名)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・8月6日(水) 午前:シンポジウム(200名) 午後:演習・グループ討議(50名)	200名 午後の部 50名
	【ライブ配信】 [㊟] 意見表明等支援員の養成に向けた研修 -ガイドラインに基づく基礎編	都道府県等が実施する意見表明等支援事業に参加するものであって、都道府県が派遣する者	・「ワデマド」動画の視聴-レポート提出 ・8月27日(水)~28日(木)	80名
9月	【参集】 児童養護施設指導者研修 <参集コース>	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算5年を満たした者 かつ5月の<ライブ配信コース>を受講した者(各施設1名)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出 ・9月10日(水)~11日(木)	50名
	【参集】 乳児院指導者研修<参集コース>	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算5年を満たした者、かつ、5月の<ライブ配信コース>を受講した者	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出 ・9月24日(水)~25日(木)	50名
10月	【参集】 [㊟] ④ 児童相談所長研修 A<後期>	新任児童相談所長(前期研修と後期研修を通して受講してください)	・演習用課題の提出 ・事例のまとめの提出 ・10月7日(火)~9日(木)	50名
	【参集】 [㊟] ④ 児童相談所長研修 B<後期>	同上	・演習用課題の提出 ・事例のまとめの提出 ・10月21日(火)~23日(木)	50名

月	研修名	受講対象	課題・日程	定員
11月	【参集】 児童心理治療施設指導者研修 <参集コース>	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算5年を満たした者 かつ5月の<ライブ配信コース>を受講した者	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出 ・11月5日(水)~6日(木)	50名
	【参集】 母子生活支援施設指導者研修 <参集コース>	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算5年を満たした者 かつ5月の<ライブ配信コース>を受講した者	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・11月19日(水)~20日(木)	50名
12月	【参集】 児童心理司指導者研修 <参集コース>	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司(スーパーバイザー含む) かつ7月の<ライブ配信コース>を受講した者	・SV実践レポートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴-レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・12月3日(水)~4日(木)	50名
	【ライブ配信】 児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・12月18日(木)	50名
1月	【ライブ配信】 [㊟] ④ 指導教育担当児童福祉司任用前研修(児童福祉司スーパーバイザー研修) A<後期>	児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者(前期課程と後期課程を通して受講してください)	・「ワデマド」講義の受講-レポート提出 ・SV実践レポートの提出 ・1月14日(水)~16日(金)	80名
	【ライブ配信】 [㊟] ④ 指導教育担当児童福祉司任用前研修(児童福祉司スーパーバイザー研修) B<後期>	同上	・「ワデマド」講義の受講-レポート提出 ・筆記試験の受検 ・SV実践レポートの提出 ・1月28日(水)~30日(金)	80名
2月	【ライブ配信】 施設心理職員合同研修	児童養護施設、児童心理治療施設:児童福祉施設心理職経験通算5年を満たした心理職/児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、自立援助ホーム:児童福祉施設心理職経験通算2年を満たした心理職(各施設1名)	・事前アンケートの提出 ・「ワデマド」動画の視聴 ・2月12日(木)~13日(金)	80名
	【参集・ライブ配信】 医師専門研修	児童相談所、児童福祉施設、保健機関、医療機関等に勤務している子ども虐待関連業務に携わる医師	・「ワデマド」動画の視聴 ・2月26日(木)	80名 同日 開催
	【参集・ライブ配信】 児童相談所医師研修	児童相談所に勤務する医師(勤務形態は問わず、非常勤や嘱託を含む)	・「ワデマド」動画の視聴 ・2月26日(木)	
3月	【ライブ配信】 テーマ別研修 「今、死亡事例から学ぶ ~これまでの課題を超えて~」	このテーマに関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、子ども虐待関連業務経験通算3年を満たした者	・「ワデマド」動画の視聴 ・3月12日(木)	200名
年間	【ライブ配信】【参集】 施設職員事例検討会	児童福祉施設で指導的立場にある職員で、専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの施設関連研修の受講歴がある者	【参集】6月5日(木)~6日(金) 【ライブ配信】 7月~2月/月1回の事例検討 【参集】3月18日(水)~19日(木)	8名
	【参集】 児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース	児童福祉司スーパーバイザーで、専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、児童福祉司スーパーバイザー対象の法定研修の受講歴があり、スーパーバイズ経験が通算3年を満たした者	【参集】7月3日(木)~4日(金) 【インターバル】7月~2月/OJT 【参集】2月5日(木)~6日(金)	10名
随時	子ども家庭センター統括支援員 基礎研修(オンデマンド研修)	市区町村の子ども家庭センターに配置された統括支援員	2025年4月~2026年3月 配信予定	500名

㊟:法定研修 ④:委託契約を締結した上での受講となります。

【参集】:虹センターに参集して受講、【ライブ配信】:オンライン(Zoom)配信による受講



HPは1111から!



子どもの虹情報研修センター

研修部 ☎045-871-9317 ✉kenshu@crc-japan.net

西日本こども研修センターあかし
2025年度（令和7年度）研修一覧（実施月別）

2025.2月時点

	研修名	対象機関	日程	申込期間	定員
4月	研修企画担当者等養成研修	都道府県・市区町村・児童福祉施設・児童家庭支援センター・里親支援センター等	4月23日～24日	3月中旬	40
5月	意見表明等支援事業企画担当者研修	児童相談所を設置する自治体・民間アドボカシー団体等	5月22日～23日	3月中旬	60
	こども家庭センター研修企画者養成研修 （こども家庭センター支援事業）	都道府県等	5月～6月 （4会場）	3月下旬	各45
6月	一時保護施設指導者研修	児童相談所・一時保護専用施設（児童養護施設等）	6月11日～13日	4月上旬	60
7月	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修A＜前期課程＞	児童相談所	7月9日～11日	4月中旬	60
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修B＜前期課程＞	児童相談所	7月23日～25日	4月中旬	60
8月	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修C＜前期課程＞	児童相談所	8月6日～8日	4月中旬	60
	乳児院職員指導者研修	乳児院	8月20日～22日	6月下旬	60
	児童相談所メタスーパーバイザー ブロック研修	児童相談所	8月～10月 （6会場）	6月上旬	各30～40
9月	児童心理司指導者研修	児童相談所	9月10日～12日	7月上旬	60
10月	統 ども家庭センター職員指導者 研修 （こども家庭センター支援事業）	市区町村・都道府県・児童家庭支援センター 【参集】	10月9日～10日	8月上旬	60
11月		市区町村・都道府県・児童家庭支援センター 【オンライン】	11月5日 11月12日 11月19日		60
12月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設	12月3日～5日	10月上旬	60
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修A＜後期課程＞	児童相談所	12月17日～19日	4月中旬	60

	研修名	対象機関	日程	申込期間	定員
1月	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修B＜後期課程＞	児童相談所	1月7日～9日	4月中旬	60
	法 指導教育担当児童福祉司 任用前研修C＜後期課程＞	児童相談所	1月21日～23日	4月中旬	60
	こども家庭センター研修企画者養成 研修 ＜フォローアップ＞【オンライン】 （こども家庭センター支援事業）	都道府県等	1月	11月	180
2月	児童相談所設置自治体 里親担当者研修	児童相談所・児童相談所を設置する自治体	2月5日～6日	12月上旬	60
	新 社会的養護テーマ別研修	児童福祉施設・児童相談所等	2月19日～20日	12月中旬	60
3月	統 ども家庭センター職員指導者 研修 ＜フォローアップ＞【オンライン】	市区町村・都道府県・児童家庭支援センター	3月	12月上旬	120
	児童心理司指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	児童相談所	3月下旬	1月下旬	60
年間	統括支援員基礎研修の動画配信 （こども家庭センター支援事業）	市区町村統括支援員	4月～3月	4月上旬	約500
	シリーズ研修 「こどもと共に性を育む」 【オンライン】	全機関 【オンデマンド配信】	8月～	6月下旬	800
		全機関 【ライブ配信】	12月下旬	10月上旬	400

法：法定研修 新：新規研修 統：既存の研修との統合研修

・実施日は変更の可能性があります。最新の情報は当センターのホームページでご確認ください。

西日本こども研修センターあかし
2025年度（令和7年度）こども家庭センター支援事業

法改正により各市区町村では、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の連携協働を深め、切れ目のない一体的支援を提供することが期待されています。

本事業では、下記のアドバイザー派遣、各種研修を通して、こども家庭センターの要となる統括支援員、および指導的立場の職員を対象にこども家庭支援に資する研修を実施します。

(1) アドバイザー派遣

こども家庭センターに関する知見や実務経験を有する有識者や自治体職員をアドバイザーとして登録し、こども家庭センター設置促進、機能強化のための助言や講義等、自治体からの依頼内容に対応したアドバイザーの派遣調整を行います。

【対象】 市区町村を対象とした研修を実施する自治体（市区町村・都道府県・児童相談所）

【期間】 2025年4月～2026年3月

(2) 統括支援員基礎研修の動画配信

こども家庭センター統括支援員の要件となっている基礎研修（オンデマンドによるオンライン研修）の動画配信について、年間を通じて実施します。

【対象】 市区町村のこども家庭センターに配置された統括支援員、これから統括支援員になる方

【期間】 2025年4月～2026年3月31日

(3) こども家庭センター研修企画者養成研修

こども家庭センター職員を対象とした研修（主に実務研修）の企画・運営を実施する担当者を対象としたアウトリーチ研修を全国4か所で行います。

【対象】 ・都道府県、政令市、児童相談所（市町村支援児童福祉司を含む）等において市区町村への研修企画等を担当する者
・実務研修で講師となる指導的立場の統括支援員

【定員】 各45名

【日程】 2025年5月 8日（木）～ 5月 9日（金）西日本こども研修センターあかし

2025年5月29日（木）～ 5月30日（金）仙台市内

2025年6月 5日（木）～ 6月 6日（金）東京都内

2025年6月19日（木）～ 6月20日（金）福岡市内

(4) こども家庭センター職員指導者研修

本研修では、サポートプランを通して、当事者の視点や意見を土台とした支援とはどのようなものか、また日常的な支援技術として面談をどのように活用すれば良いかを学び、現場実践に活かすことを目的とします。

【対象】 ・市区町村のこども家庭支援業務（こども家庭センター未設置自治体を含む）において指導的立場にある者（センター長・統括支援員を含む）
・児童家庭支援センターにおいて指導的立場にある者
・都道府県、児童相談所等において市区町村への支援を担当する者

【定員】 参集（2日間）／オンライン（3日間）各60名（いずれかの研修を選択して受講）

【日程】 参集 2025年10月9日～10月10日

オンライン 2025年11月5日、11月12日、11月19日の各午後

こども家庭センター統括支援員 関連研修

統括支援員の要件として一体的支援に係る**基礎研修**の受講が挙げられていますが、同時に、専門性の向上のための研修**(実務研修)**の受講も重要といわれています。子どもの虹情報研修センターと西日本こども研修センターあかしでは、各自治体における実務研修の企画に力添えできるよう以下の研修を実施します。各研修の詳細については実施要項をご確認ください。

子どもの虹情報研修センター

こども家庭センター統括支援員指導者 ・研修企画者養成研修

対象 都道府県等の研修担当者、ファシリテーターを務める市区町村の実務者及び研修企画担当者

日時 5月14日(水)～15日(木)

申込期間 3月24日(月)～4月14日(月)

申込方法 虹センターホームページより申込

費用 2,000円

内容

① オンデマンド視聴 (事前視聴)

【講義 1】子ども家庭福祉の動向

【講義 2】ヤングケアラーの理解と支援

② ライブ配信 (Zoom を使います)

こども家庭センターの意義、子どもと家族のアセスメント、サポートプランの活用、事例検討、関係機関コーディネートテーマに、講義・演習をお届けします。

虹センターの研修は、Zoomを使った**オンライン形式**で実施します。プログラムでは、**こども家庭センターの成り立ちや意義、統括支援員の専門性について学ぶことを重視**しています。また、研修企画担当者に対しては、講義や演習参加を通して、**子どもと家族を軸に地域で支援を展開できる統括支援員の専門性**を感じてもらえる学びを体験していただけます。

さらに、他自治体の実践を聞く機会も設け、今後、自自治体で行う実務研修のプログラムが **イメージしやすくなるよう、ヒントや素材を多く盛り込んだ内容**となっています。



両センターでは、実務研修内容の考え方、企画の仕方、実施方法等についてより幅広い視点で学んでいただくために、オンラインで実施する虹センター研修と、4ブロックに分かれ**参集型**で行う西日本研修センター研修の両方を受講することを推奨していま

西日本こども研修センターあかし

こども家庭センター研修企画者養成研修

対象 都道府県、政令市、児童相談所(市町村支援児童福祉司を含む)等において市区町村への研修企画等を担当する者、実務研修で講師となる指導的立場の統括支援員

日時・場所 5月8日(木)～9日(金)

西日本こども研修センターあかし

5月29日(木)～30日(金)仙台市

6月5日(木)～6日(金)東京都

6月19日(木)～20日(金)福岡市

申込期間 3月17日(月)～

(開催場所により異なるため詳細は HP 参照)

申込方法 あかしセンターホームページより申込

(<https://akashi-nkcc.jp/>)

費用 2,000円

内容 ① オンデマンド視聴 (事前視聴)

【講義】こども家庭センター設置・促進、機能強化の現状と課題

② 参集研修

実務研修の役割と意義、研修企画の実践、事例検討を含む演習の運営方法等。

あかしの研修では、「**研修デザイン**」の手法を用い、ニーズ調査、目的設定、現場実践への活用等の、**効果的な研修企画・実施手順**を体験的に学び、**実務研修プログラムを作成**します。また参集でのメリットを活かし、**他自治体との情報交換・交流の機会**を多く提供します。2026年1月には、フォローアップとして企画・実施した**実務研修の実践報告**を予定しています。

こども家庭センター

統括支援員 基礎研修 (オンデマンド研修)

こども家庭センター統括支援員の要件となっている**基礎研修**(オンデマンドによるオンライン研修)を、子どもの虹情報研修センターと西日本研修センターあかしで配信します。両センターともに同じ内容です。東日本地域に所在する市町村(特別区を含む)は子どもの虹情報研修センター、西日本地域に所在する市町村は西日本こども研修センターあかしで受講していただくようお願いいたします。各センターで申し込み方法などが異なりますので、実施要項をご確認の上お申し込みください。

対象 こども家庭センター統括支援員もしくはこれから統括支援員になる方

配信期間 2025年4月上旬～2026年3月31日(予定)

申込期間 2025年4月1日(火)～2026年3月23日(月)

内容 国が定めたカリキュラムに準拠した基礎研修を配信

費用 無料

子どもの虹情報研修センター

- ① 子どもの虹情報研修センターのホームページの「**研修案内・申し込み**」をクリック
→援助助機関向けパスワード「**crcjapan**」を入力
→「**研修一覧**」ページ
→実施要項をダウンロードください。
- ② 申込
→本研修の「この研修に申込み」をクリック
→企業 ID「**NLPR1007525**」
パスワード「**GVZW8873KD**」を入力
→申込フォームに必要事項を入力し、申込みください。
- ③ 申込内容を確認後、視聴に必要な URL や ID・パスワードをメールでお送りします。
- ④ 本研修の特設サイト(e-ラーニングシステム)から**オンデマンド動画**を視聴し、レポートを提出してください。
- ⑤ 全ての動画の視聴、レポート提出が確認できた方に**修了証**をメールで送付します。

★問合せ先

子どもの虹情報研修センター研修部

☎045-871-9317 ✉kenshu@crc-japan.net

西日本こども研修センターあかし

- ① 西日本こども研修センターあかしのホームページの(<https://akashi-nkcc.jp/>)
「**研修受講申込**」ボタンをクリック
→研修一覧の「**統括支援員基礎研修【オンデマンド】**」の申し込みはこちらをクリック
→指定のパスワード「**shigosen**」を入力
→ページ内の案内を確認の上、申込みください。
- ② 申込内容を確認後、視聴に必要な URL 等をメールでお送りします。
- ③ 本研修の特設サイトから**オンデマンド動画**を視聴し、レポートを提出してください。
- ④ 全ての動画の視聴、レポート提出が確認できた方に**修了証**をメールで送付します。

★問合せ先

西日本こども研修センターあかし

☎078-920-9675 ✉info@akashi-nkcc.jp

2. (3) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の
状況確認調査について

令和5年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果【詳細版】

(令和6年9月30日更新)

調査の経緯

<児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

<児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
 - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学时健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
 - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学时健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

<確認対象児童>

令和5年6月1日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握しているが、関係機関においても目視による確認ができない児童※①～③の児童を除く（その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握）

<集計>

上記の確認対象児童について、確認の状況を集計。

結果の概要

- 令和5年6月1日時点の確認対象児童25,745人のうち、状況確認ができた児童は25,742人（99.99%）、状況確認ができていない児童は3人（0.01%）。
- 状況確認ができた児童25,742人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は206人（0.80%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童3人については、全て調査を継続中。

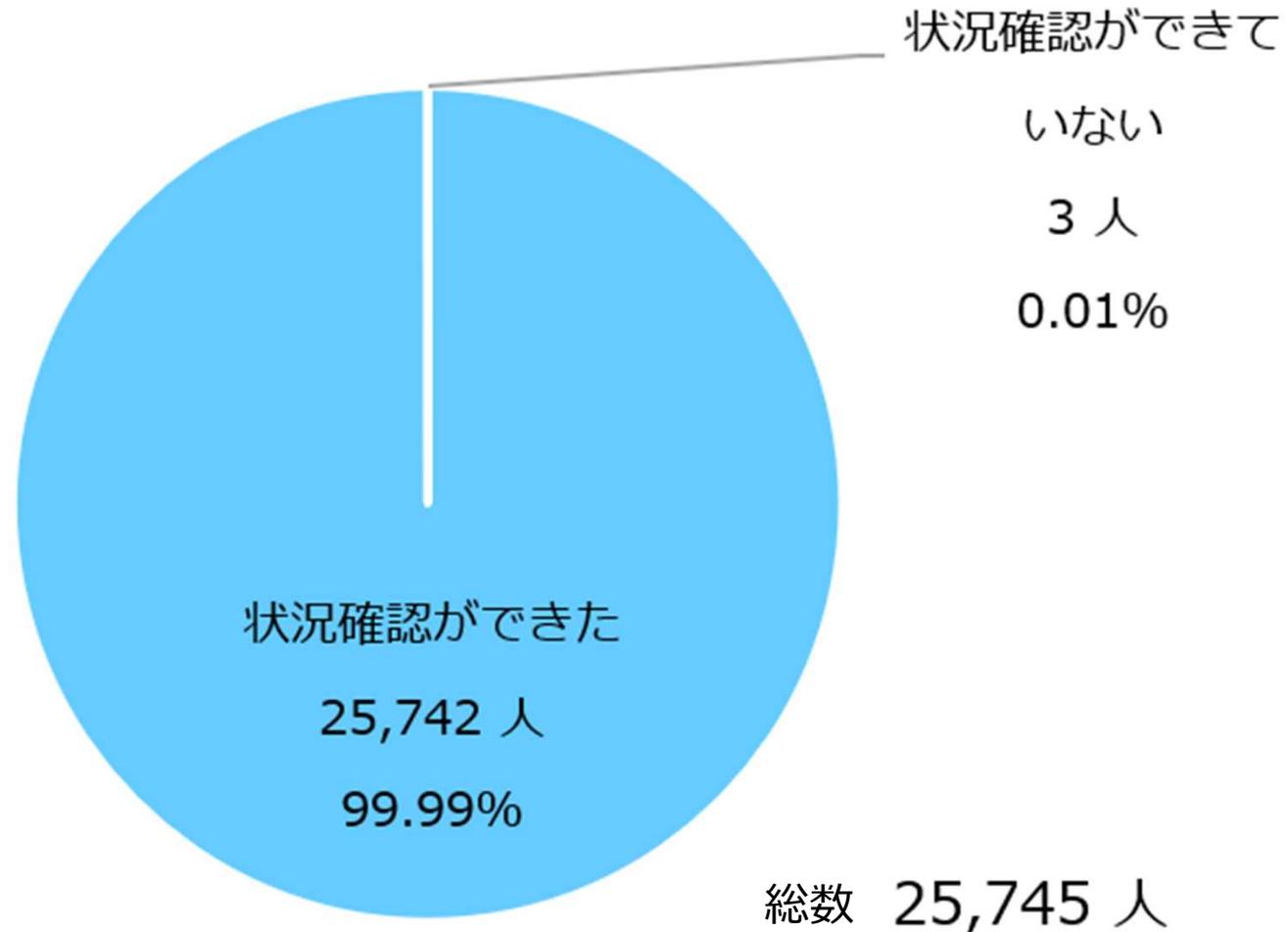
※令和6年9月11日現在

【参考】令和4年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和4年6月1日～令和5年8月17日）

・確認対象児童25,054人のうち、状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）状況確認ができていない児童は4人（0.02%）。（令和5年8月17日時点）

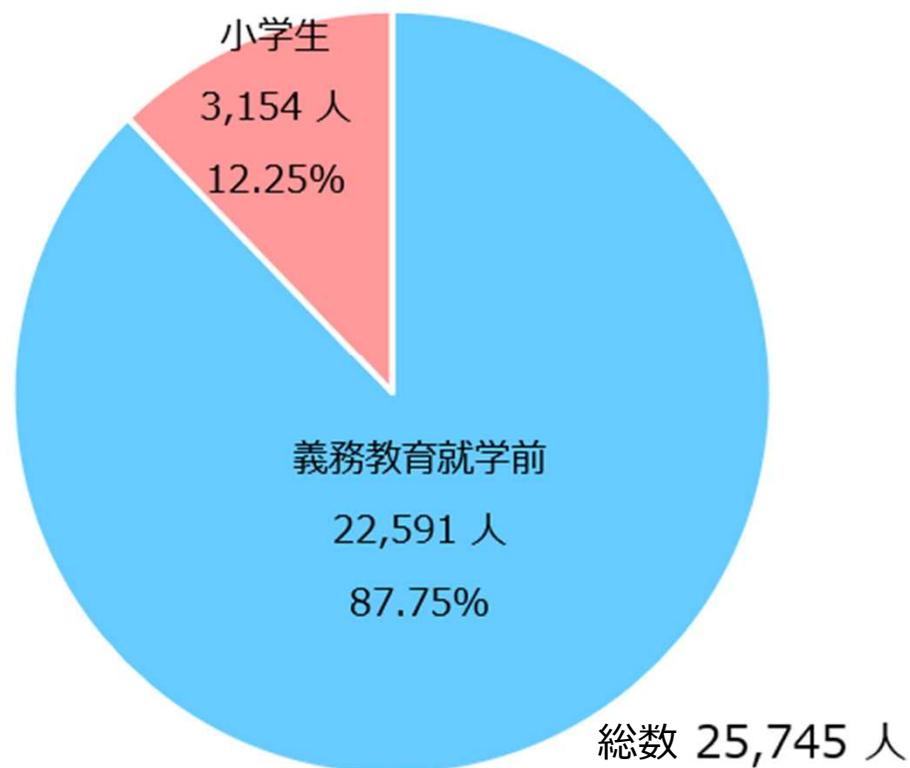
全確認対象児童（25,745人）の確認状況

○令和5年6月1日時点で市区町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で25,745人。
このうち、状況確認ができた児童は25,742人（99.99%）、状況確認ができていない児童は3人（0.01%）。



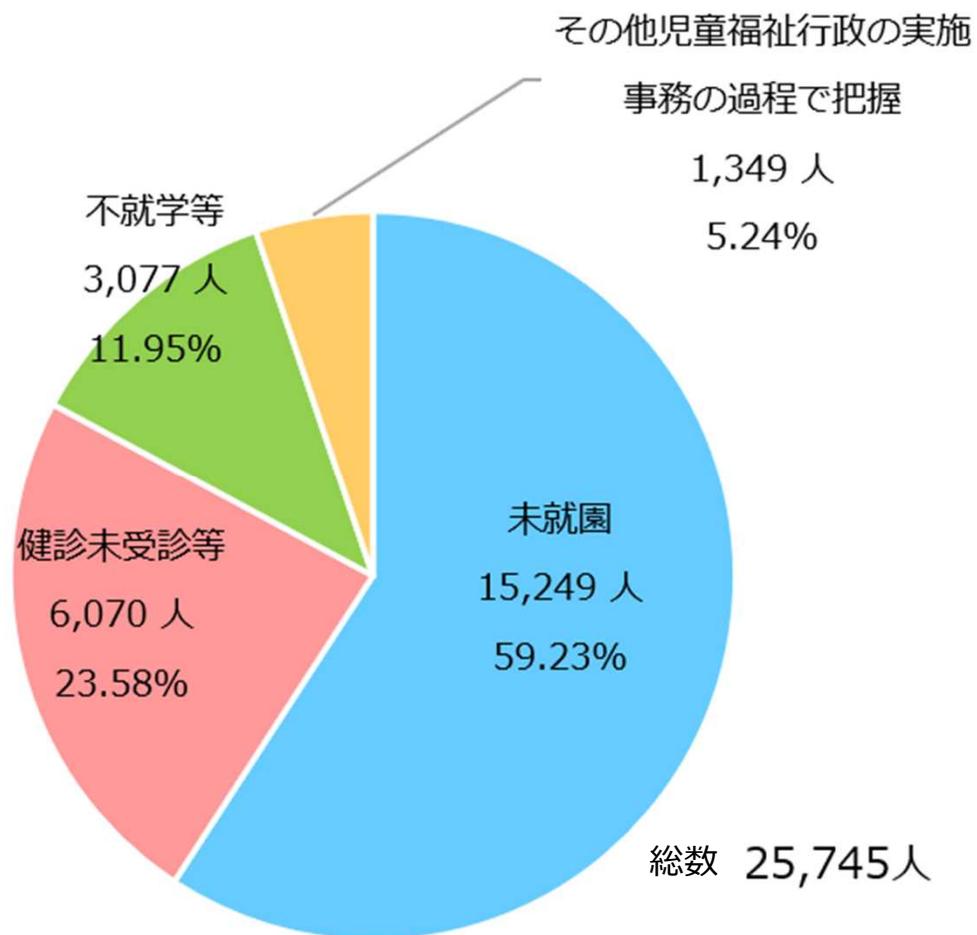
全確認対象児童（25,745人）の確認状況

- 「義務教育就学前」が22,591人（87.75%）、
「小学生」が3,154人（12.25%）



確認対象児童として判断した主な事由

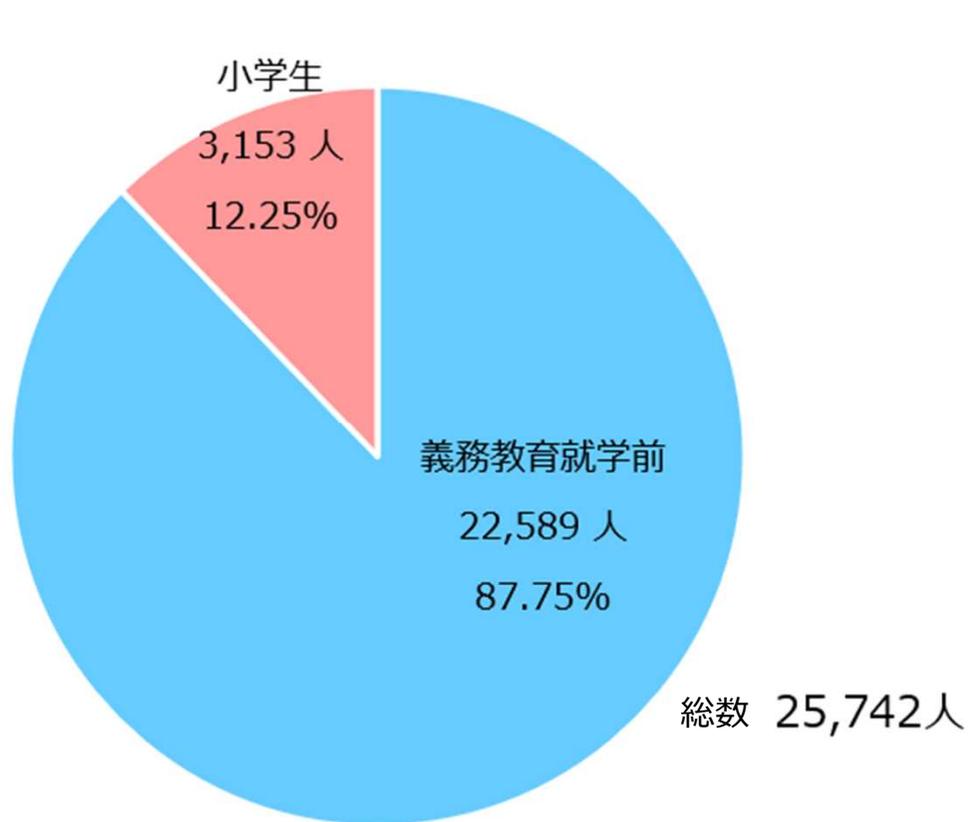
- 「未就園」を理由とするものが15,249人（59.23%）で最多。次いで「健診未受診等」が6,070人（23.58%）、
「不就学等」が3,077人（11.95%）、
「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が1,349人（5.24%）。



状況確認ができた児童（25,742人）について

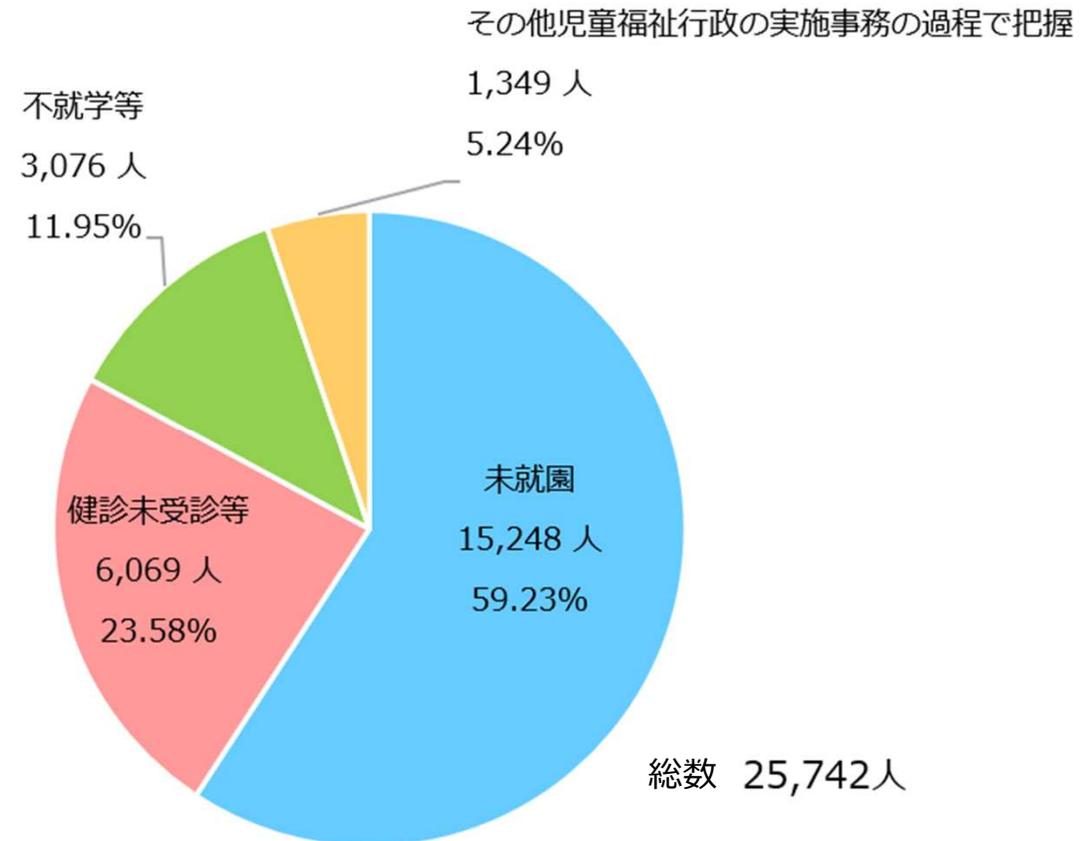
状況確認ができた児童の学年別の状況

- 「義務教育就学前」が22,589人（87.75%）、
「小学生」が3,153人（12.25%）



状況確認ができた児童の確認対象児童として判断した主な事由

- 「未就園」を理由とするものが15,248人（59.23%）で最多。次いで「健診未受診等」が6,069人（23.58%）、
「不就学等」が3,076人（11.95%）、
「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が1,349人（5.24%）。



状況確認ができた児童（25,742人）について

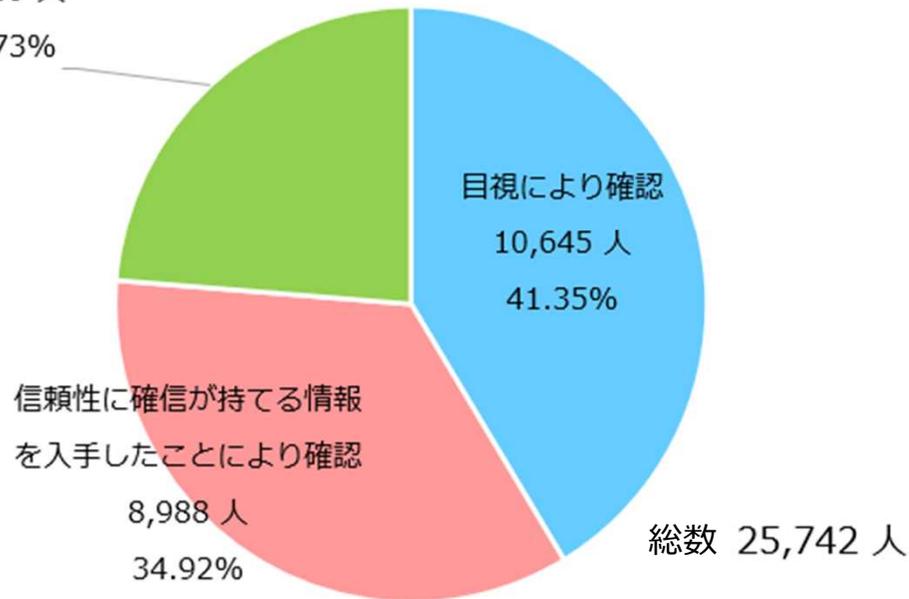
状況確認ができた児童の確認方法

○状況確認ができた児童の確認方法は、「目視により確認」が10,645人（41.35%）で最多。次いで「信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認※」が8,988人（34.92%）、「東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認」が6,109人（23.73%）。

※例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。

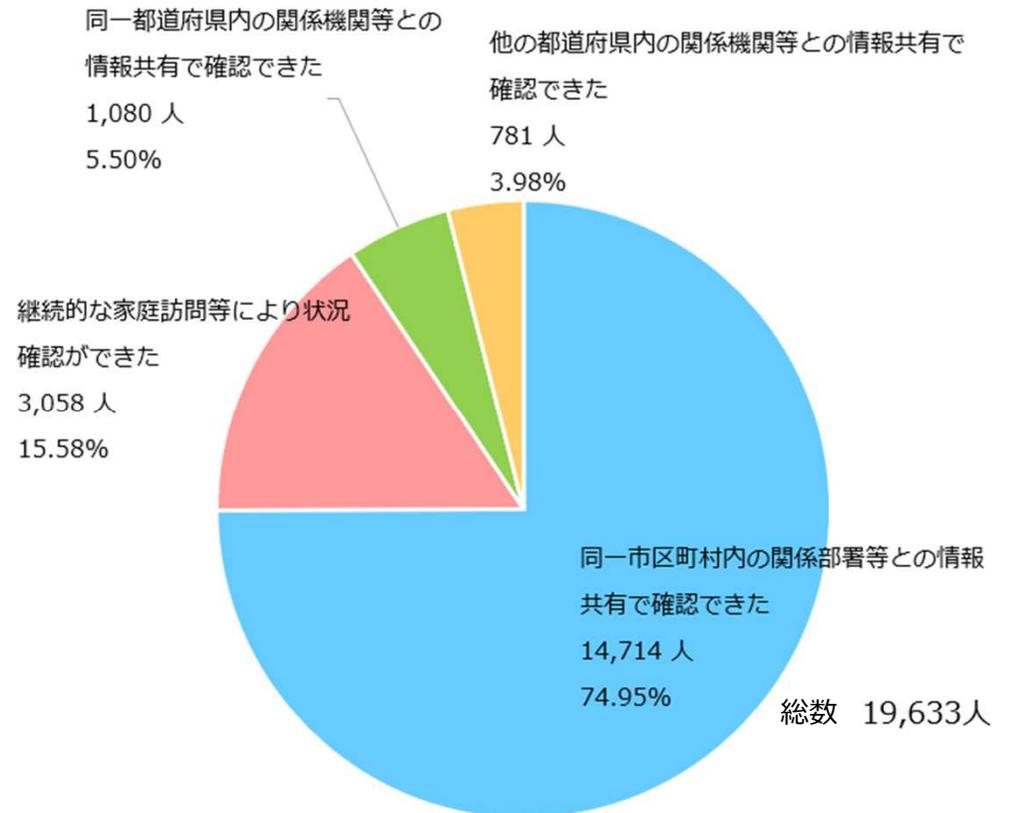
東京出入国在留管理局に照会し、
出国を確認

6,109人
23.73%



状況確認ができた児童の確認方法の詳細 （東京出入国在留管理局への照会を除く）

○左記の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）は、「同一市区町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が14,714人（74.95%）で最多。次いで「継続的な家庭訪問等により状況確認ができた」が3,058人（15.58%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が1,080人（5.50%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が781人（3.98%）。

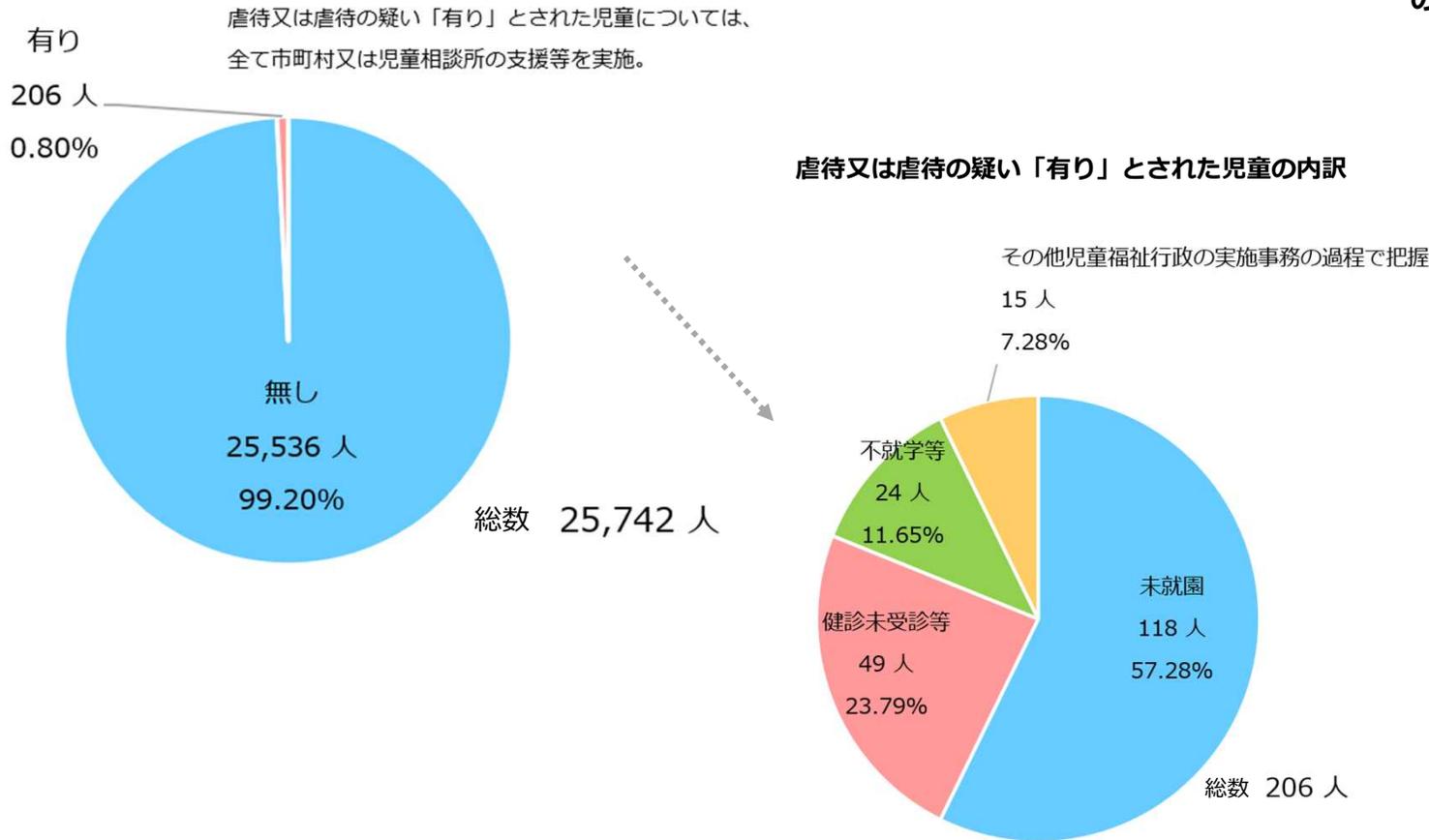


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

状況確認ができた児童（25,742人）について

状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

- 状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無について「有り※」との回答は206人（0.80%）。
※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。
- 虐待又は虐待の疑いの有無について「有り」と回答のあった206人は、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市区町村又は児童相談所の支援等が行われている。



虐待又は虐待の疑いの有無「有り」（206人） の家庭及び児童への支援や措置等の状況

○市区町村による支援・活用した事業

事業	児童数
要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	100
継続指導	96
助言指導	50
就学・就園支援	25
市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	21
子育て世代包括支援センター事業	13
児童相談所送致	6
その他（学校や地域での見守り依頼等）	5
未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	3
乳児家庭全戸訪問事業	2
養育支援訪問事業	2
支援対象児童等見守り強化事業	2
地域子育て支援拠点事業	1
子育て短期支援事業	0
一時預かり事業	0

※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

○児童相談所による支援・措置

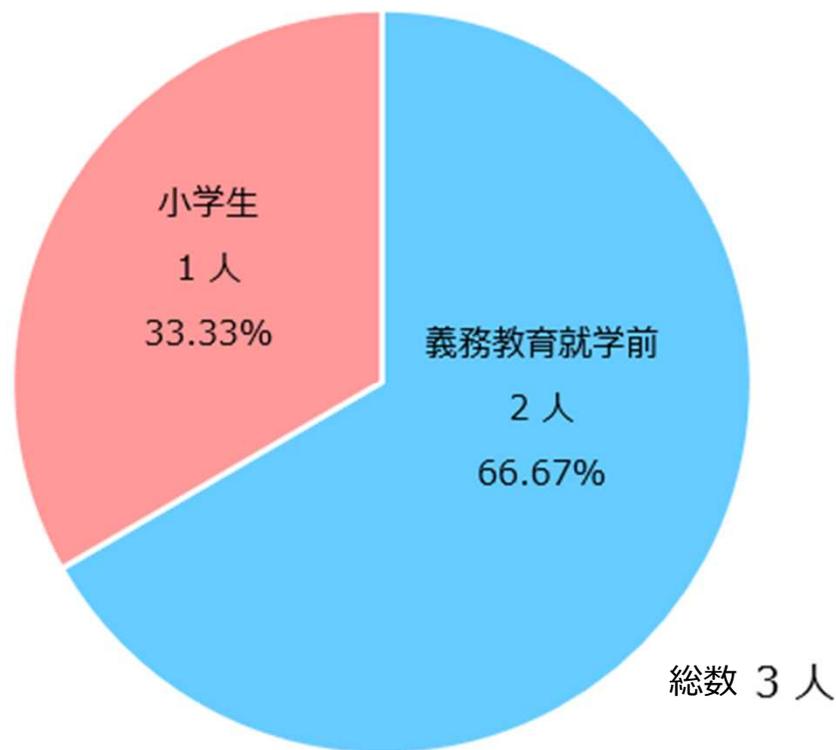
支援・措置	児童数
助言指導（措置によらない指導）	22
施設入所措置	21
その他（調査中、情報共有等）	15
継続指導（措置によらない指導）	14
一時保護（委託含む）	12
里親等委託	2
児童福祉司等指導（措置による指導）	1

※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

状況確認ができていない児童（3人）について

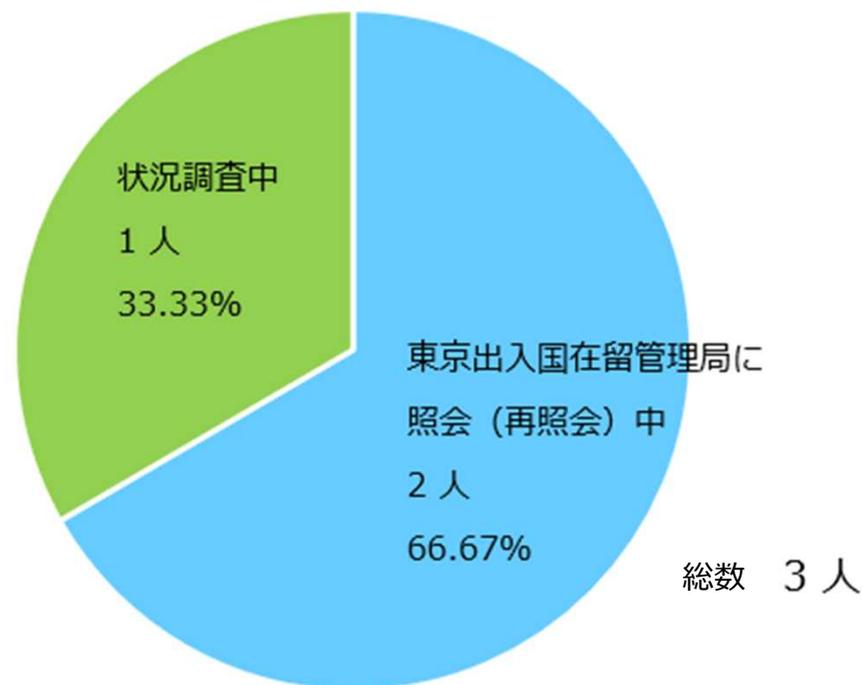
状況確認ができていない児童の学年別の状況

- 「義務教育就学前」が2人（66.67%）、
「小学生」が1人（33.33%）。



状況確認ができていない児童の調査状況

- 令和6年9月11日時点で状況確認ができていない児童3人は、全て東京出入国在留管理局への照会や家庭訪問等により、調査を継続して行っている。

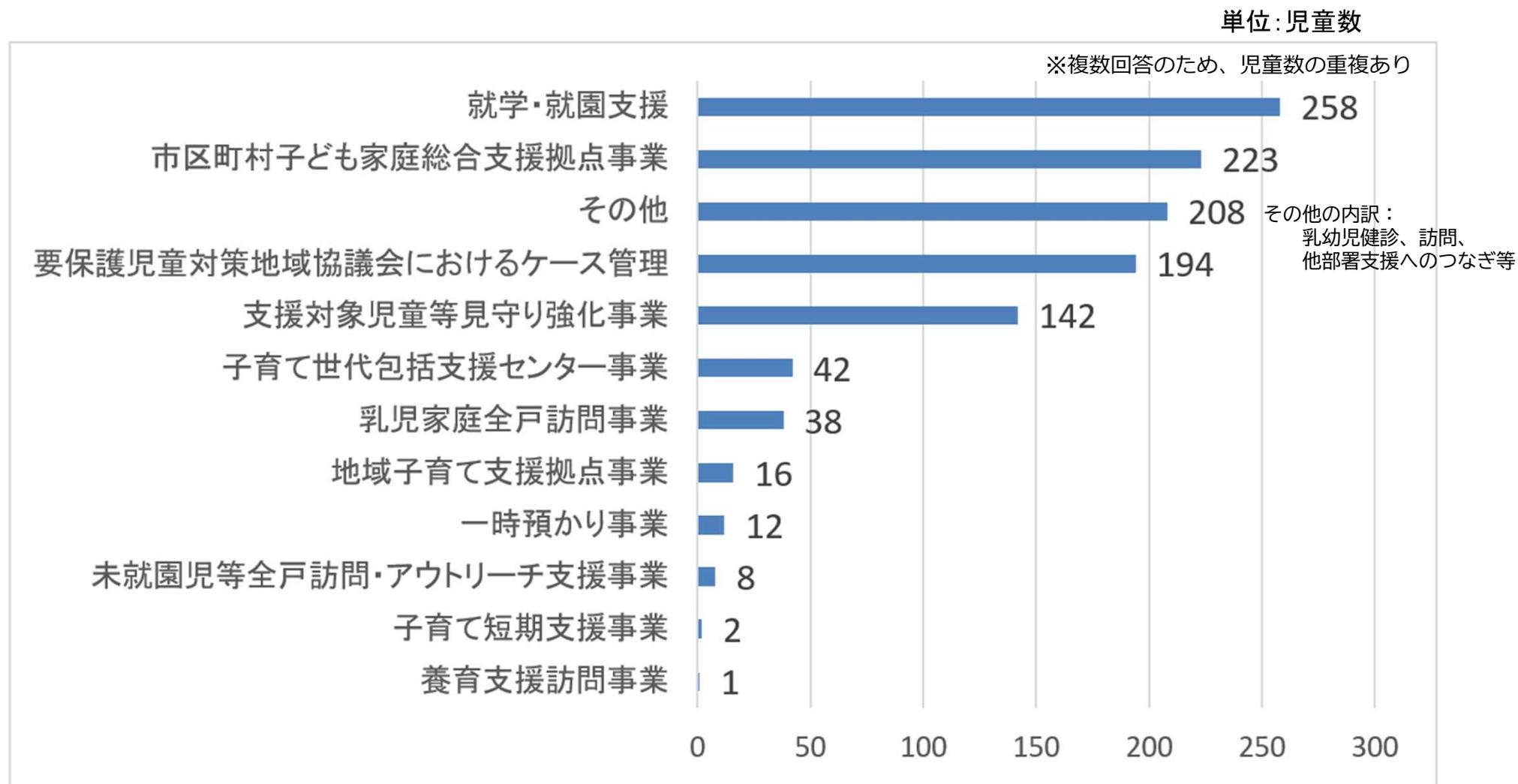


令和6年度調査について

- 令和6年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない児童について、令和7年2月28日までの確認の状況を調査する。

状況確認ができた児童（25,742人）へ状況確認を通じてつなげた支援等の状況

令和5年度調査から新規で加わった調査項目



※上記以外に「状況確認のみを実施し支援については特になし」との回答が24,401であった。

都道府県別の状況

	令和5年6月1日時点の 確認対象児童数	状況確認ができた児童数	状況確認ができていない 児童数		令和5年6月1日時点の 確認対象児童数	状況確認ができた児童数	状況確認ができていない 児童数
北海道	1416	1416	0	滋賀県	270	270	0
青森県	46	46	0	京都府	368	368	0
岩手県	80	80	0	大阪府	3,462	3,461	1
宮城県	552	552	0	兵庫県	755	755	0
秋田県	708	708	0	奈良県	207	207	0
山形県	66	66	0	和歌山県	4	4	0
福島県	46	46	0	鳥取県	78	78	0
茨城県	326	326	0	島根県	9	9	0
栃木県	106	106	0	岡山県	135	135	0
群馬県	489	489	0	広島県	443	443	0
埼玉県	1,736	1,736	0	山口県	41	41	0
千葉県	1,349	1,349	0	徳島県	168	168	0
東京都	6,007	6,007	0	香川県	64	64	0
神奈川県	2,083	2,083	0	愛媛県	90	90	0
新潟県	80	80	0	高知県	11	11	0
富山県	119	119	0	福岡県	930	930	0
石川県	44	44	0	佐賀県	17	17	0
福井県	37	37	0	長崎県	118	118	0
山梨県	49	48	1	熊本県	138	138	0
長野県	187	187	0	大分県	61	61	0
岐阜県	412	412	0	宮崎県	652	652	0
静岡県	483	483	0	鹿児島県	218	218	0
愛知県	802	802	0	沖縄県	281	280	1
三重県	2	2	0	合 計	25,745	25,742	3

こ支庁第 355 号
令和 6 年 9 月 12 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
（公 印 省 略）

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和 5 年 9 月 7 日付けこ支庁第 140 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の児童については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これら児童は特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に児童の状況確認を行うようお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和 6 年 6 月 1 日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない児童（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0 歳から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。）。以下「確認対象児童」という。）の情報を市区町村において把握し、児童を目視するこ

と等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない児童の安全確認・安全確保等を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず（乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。）、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務^{※1}の過程で把握した児童で通園・通学していないもの^{※2}のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
※2 ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
・ 1 年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（自治体が独自に実施している手当を含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和 6 年 6 月 1 日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記 (1) の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金における未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や支援対象児童等見守り強化事業、出産・子育て応援給付金のための面談等の場面や、伴走型相談支援の場の積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業）等を活用するなど、養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視^{※3}により確認

※3 状況確認に当たっては、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等とすることができる

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
- ④ 児童が自家に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

助言・情報共有等を行う。

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

- 必須回答の調査項目
 - 住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和6年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由
- 令和6年6月1日から令和6年11月30日まで及び令和7年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目
 - 居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等
- 令和6年11月30日及び令和7年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目
 - 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑤に掲げる確認対象児童数を回答してください。

- ① 確認対象児童の数
- ② 確認対象児童のうち、令和6年6月1日から令和6年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- ③ 確認対象児童のうち、令和6年12月1日から令和7年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数
- ④ 令和5年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数
- ⑤ 令和元年度から令和4年度に実施した状況確認調査及び平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

4 提出期限等

(1) こども家庭庁への提出期限（期限厳守）

○ 一次報告

令和6年12月13日（金）（令和6年11月30日時点での状況確認結果）

○ 二次（最終）報告

令和7年3月14日（金）（令和7年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和7年2月28日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査をお願いします。令和7年8月上旬頃まで継続して状況確認をいただいた結果を御報告いただきます。

(2) 提出方法

○ 令和6年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【自治体番号_〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【自治体番号_〇〇県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス） gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、令和7年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において公表する予定です。

【担当者】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

調整係

TEL 03-6771-8030（代表）

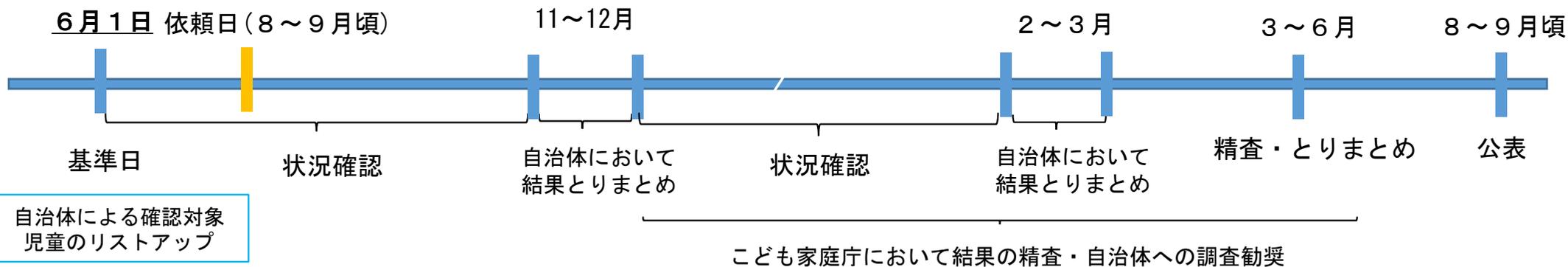
03-6859-0103（直通）

mail gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

【令和7年度】乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査 スケジュール (予定)

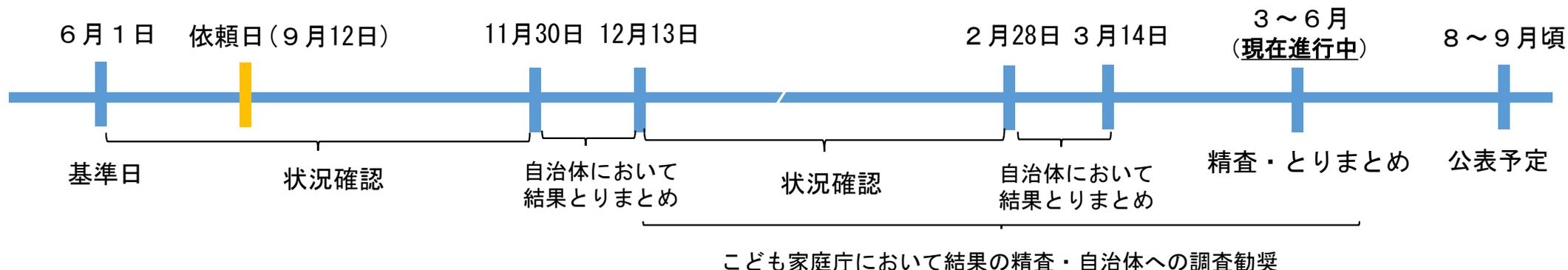
令和7年度調査 (予定)

変更無し (昨年度比)



(注意) 締切等については、前後する可能性があります。

令和6年度調査 (参考)



3. こども虐待による死亡事例等の検証結果等について

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和6年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例65例（72人）を対象とした。

区分	第20次報告			（参考）第19次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	54（26）	11（0）	65（26）	50（21）	18（0）	68（21）
人数	56（27）	16（0）	72（27）	50（21）	24（0）	74（21）

※1（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

こども家庭庁が、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している事例（心中未遂を除く）について、都道府県等毎に原則1事例の報告を求め、回答があった43例（43人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第19次報告）

	第1次報告 （平成17年4月）			第2次報告 （平成18年3月）			第3次報告 （平成19年6月）			第4次報告 （平成20年3月）			第5次報告 （平成21年7月）			第6次報告 （平成22年7月）			第7次報告 （平成23年7月）			第8次報告 （平成24年7月）			第9次報告 （平成25年7月）			第10次報告 （平成26年9月）				
	H15.7.1～H15.12.31 （6か月間）			H16.1.1～H16.12.31 （1年間）			H17.1.1～H17.12.31 （1年間）			H18.1.1～H18.12.31 （1年間）			H19.1.1～H20.3.31 （1年3か月間）			H20.4.1～H21.3.31 （1年間）			H21.4.1～H22.3.31 （1年間）			H22.4.1～H23.3.31 （1年間）			H23.4.1～H24.3.31 （1年間）			H24.4.1～H25.3.31 （1年間）				
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78		
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90		

	第11次報告 （平成27年10月）			第12次報告 （平成28年9月）			第13次報告 （平成29年8月）			第14次報告 （平成30年8月）			第15次報告 （令和元年8月）			第16次報告 （令和2年9月）			第17次報告 （令和3年8月）			第18次報告 （令和4年9月）			第19次報告 （令和5年9月）				
	H25.4.1～H26.3.31 （1年間）			H26.4.1～H27.3.31 （1年間）			H27.4.1～H28.3.31 （1年間）			H28.4.1～H29.3.31 （1年間）			H29.4.1～H30.3.31 （1年間）			H30.4.1～H31.3.31 （1年間）			H31.4.1～R2.3.31 （1年間）			R2.4.1～R3.3.31 （1年間）			R3.4.1～R4.3.31 （1年間）				
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中															
例数	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66	50	18	68		
人数	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	50	24	74		

2. 死亡事例（65例72人）の分析

（1）心中以外の虐待死（54例56人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	0歳	25人 (44.6%)
	0歳のうち 月齢0か月 15人 (60.0%) , 3歳未満 39人 (69.6%)	
○死因となった虐待の種類	ネグレクト	24人 (42.9%)
	身体的虐待	17人 (30.4%)
○直接の死因	頭部外傷	7人 (有効割合 21.2%) ※1
	溺水	4人 (有効割合 12.1%)
	車中放置による熱中症・脱水	4人 (有効割合 12.1%)
	頸部絞扼以外による窒息	3人 (有効割合 9.1%)
○主たる加害者	実母	23人 (41.1%)
	実父 6人 (10.7%)、実母と実父 7人 (12.5%)	
○加害の動機	こどもの世話・養育方法がわからない	3人 (5.4%)
	こどもの世話・養育をする余裕がない	3人 (5.4%)
	こどもの存在の拒否・否定	3人 (5.4%)
	しつけのつもり	2人 (3.6%)
○妊娠期・周産期の問題 (複数回答)	医療機関から連絡	20人 (35.7%)
	妊婦健康診査未受診	16人 (28.6%)
	予期しない妊娠/計画していない妊娠	14人 (25.0%)
	遺棄	13人 (23.2%)
○乳幼児健康診査の受診状況 (未受診)	3～4か月児健康診査	7人 (有効割合 18.9%)
	1歳6か月児健康診査	4人 (有効割合 16.7%)
	3歳児健康診査	5人 (有効割合 31.3%)
○養育者(実母)の心理的・ 精神的問題等(複数回答)	養育能力の低さ※2	15人 (27.3%)
	育児不安	11人 (20.0%)
	精神障害(医師の診断によるもの)	10人 (18.2%)
	うつ状態	8人 (14.5%)
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の 両方関与あり	12人 (21.4%)
	その他の関係機関(保健センター等)を含めた 関与あり	41人 (73.2%)
	児童相談所のみ関与あり	10人 (17.9%)
	市区町村(虐待対応担当部署)のみ関与あり	5人 (8.9%)
	0か月児事例15人のうち 関係機関の関与なし	7人 (12.5%)
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	15人 (28.8%)

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり(授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等)が適切にできない場合としている。

(2) 心中による虐待死（11例16人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	3歳未満	4人（25.0%）
○直接の死因	火災による熱傷・一酸化炭素中毒	3人（有効割合 33.3%）※
	頸部絞扼による窒息	2人（有効割合 22.2%）
○主たる加害者	実母	6人（37.5%）
	実父	5人（31.3%）
○加害の動機（複数回答）	夫婦間のトラブルなど家庭に不和	7人（43.8%）
	こどもの病気・障害	3人（18.8%）
	保護者自身の精神疾患、精神不安	3人（18.8%）
	育児不安や育児負担感	3人（18.8%）
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方関与あり	3人（18.8%）
	市区町村（虐待対応担当部署）のみの関与あり	2人（12.5%）
	その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与あり	16人（100.0%）
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	3人（18.8%）

※ 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

3. 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

検証対象事例のうち、特徴的、かつ、特に重大であると考えられる虐待による死亡事例（2例）、重症事例（1例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事案発生当時の状況や対応等の詳細に関して現地調査を実施した。

死亡事例①：実母と別居中の未就学のきょうだい実父による無理心中により死亡した事例

<概要>

- ・実父、実母、第1子、第2子、第3子の5人家族。
- ・事案発生時は、第2子と第3子は、父方親族と同居。第1子は実父と同居していた。
- ・親族が自宅で倒れている実父、第2子及び第3子を発見し通報。搬送先の病院で死亡が確認された。第1子を含む本児らは、実母による監護者指定、引き渡しの審判申し立てにより、事案発生の翌日に実母へ引き渡される予定であった。

<課題の対応と理解>

課題1 DV構造と子どもへの影響についての理解の促進

- ・DVの構造やDVが及ぼす被害者の心身への影響を踏まえた理解が必要である。子どもに対しては、DVを目撃したことの衝撃に加えて、直接見ていなくても暴力を受けている親の養育能力の低下やその親に加害者が強い不適切な養育などにより、子どもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントと必要な支援方針の見直しを行う必要がある。
- ・DV関係の解消という被害者側にとっての肯定的な構造の変化においても、本事例のように危機的なリスクを孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。

課題2 「子どもの話を聴く」ということを意識した対応の強化

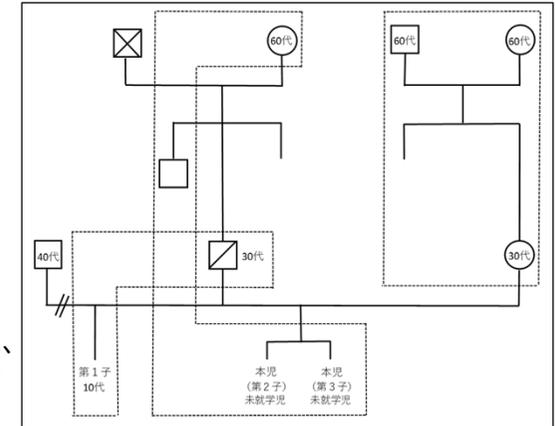
- ・子どもがどのような思いで生活し、どのような願いを持っているのかを常に中心に置かなければならない。
- ・面前DVが繰り返されている環境に置かれ続けている子どもは、自分の意思を表現しない、表現できない中での生活を余儀なくされている状況と考え、顕在化していないニーズがあることを常に意識して、子どもの話を聴くことを徹底する必要がある。

課題3 一つひとつの対応から各機関の強みを生かした伴走型支援への転換と適切な支援方針の見直しの必要性

- ・市区町村の母子保健担当部署及び虐待対応担当部署による支援と、児童相談所の危機介入など、各機関の強みを生かした役割分担と緊密な連携により、家族に伴走していくことが必要である。
- ・支援機関は通告の度に「受理、安全確認、助言指導、終結」というプロセスを繰り返すことの支援効果に疑問を持たなければならない。個別ケース検討会議等を随時開催し、危機意識の共有や具体的な見守り方法の見直しを検討することが必要である。
- ・不適切な養育という観点で児童相談所と情報共有し、一時保護を念頭に置いた検討を行うことが重要である。一時保護は、子どもの安全確保や十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行うものであり、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うことが必要である。

課題4 父親へのサポートの充実

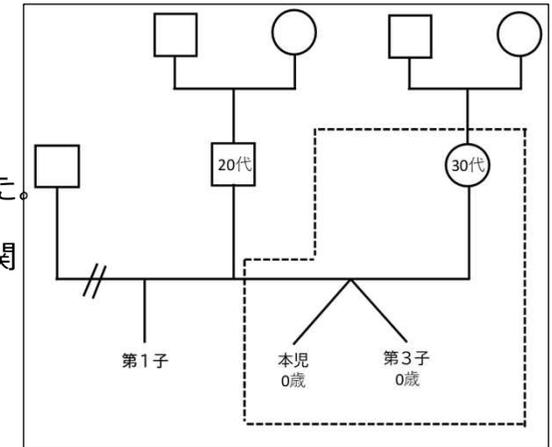
- ・実父に対して、家族力動の変化に応じたサポートや情報提供を行うことで、孤立化の防止につなげることができた可能性があり、関係機関の役割分担のもと、継続的な実父の相談対応や相談勧奨の機会をつくる必要がある。



死亡事例②：特定妊婦であった実母の不適切な養育により多胎児のひとりが死亡した事例

<概要>

- ・実母、本児、第3子の3人家族。本児と第3子は多胎児だった。
- ・第1子は、実母からの虐待により親子分離中であった。
- ・本児を寝かせた状態で固定してミルクを与える、本児はおくるみが好きだからと抱っこしない、おくるみのままうつぶせにする、布団が顔の上まで覆っているなど、不適切な養育や、きょうだい間の養育の差を想起させる出来事があった。
- ・退院後、本児より小さく生まれた第3子と体重が逆転し、その後も体重の差が広がった時期があった。
- ・退院後の受診では本児のおむつかぶれや体幹部の皮膚のまだら模様が確認された。
- ・実母は、母子保健担当部署に対して第1子について話すことを避け、妊婦健康診査等を担う医療機関への情報提供も必要ないと主張したが、要保護児童対策地域協議会で検討を行い、本家庭を支援や見守りが必要な家庭と判断し、医療機関と適宜情報共有を行う方針とした。
- ・自宅にて実母が息をしない本児を発見し救急要請、搬送先の医療機関で死亡が確認された。本児の身体に、複数の皮下出血、古い痣と思われるものがみつかったことから、医療機関が警察に通報。警察が司法解剖を行った結果、死因は内臓破裂であった。



<課題の対応と理解>

課題1 きょうだいへの虐待歴がある家庭に対する支援の強化

- ・きょうだいへの虐待歴のある家庭に新たにこどもが出生する場合には、虐待に至ったメカニズムを理解し、関係機関間において、虐待を受けたこどもへの関与を通して把握した情報やアセスメントを共有するとともに、これから出生するこどものリスクを速やかに検討し、虐待が行われないための予防措置に努める必要がある。
- ・転居元の自治体は、たとえ家族が自治体間の情報共有に同意しなかった場合にも、転居先の自治体に確実に情報を伝えるべきであり、家族に対しても、継続的な支援のために転居先へ情報提供することをあらかじめ伝えることが望ましい。

課題2 特定妊婦における家族支援と多胎育児の困難さの理解

- ・実母との信頼関係の形成が困難な場合においては、母親支援のみならず、「一個人」としての理解を深めるとともに、実母をとりまく「家族」への支援を前提とし、十分な支援へと展開していくことが大切である。
- ・多胎育児特有の困難さや負担感に基づくリスクを察知するとともに、家庭のストレングス強化に向けた支援に努める必要がある。

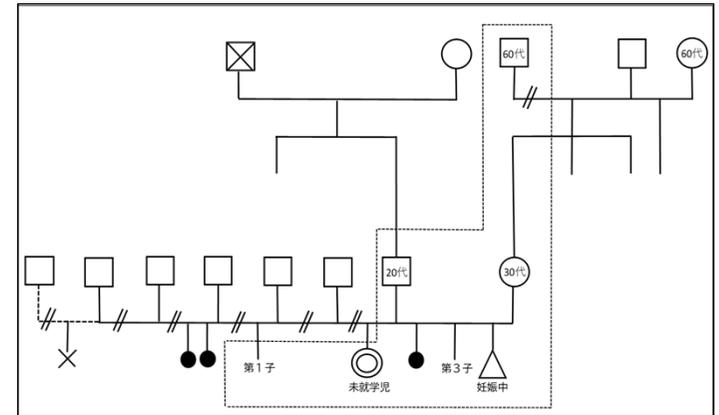
課題3 医療機関の役割と市区町村及び児童相談所との連携

- ・医療機関と市区町村及び児童相談所との連携や情報共有は、こどもの安全確保の観点で非常に重要である。
- ・医療機関と市区町村の連携が密に行われていた場合でも、虐待の決定的兆候を見つけることは非常に困難なことである。過去のきょうだいへの虐待歴などの予測できるリスクを踏まえるとともに、新たに出生するこどもへの虐待の兆候の早期発見や予防的介入に向け、各機関がそれぞれの役割を発揮し、相互に理解を深めながら地域における連携体制の構築、強化をしていく必要がある。

重症事例：施設措置解除後に実母と養父による本児への身体的虐待によって重症に至った事例

<概要>

- ・養父、実母、きょうだい、本児、母方親族の6人家族。
- ・実母を特定妊婦として支援を開始。本児も出生時から要保護児童対策地域協議会において管理を開始し、個別ケース検討会議を実施（以降、計6回実施）。
- ・本児は以前から極端な体重減少及び傷や痣について通報があり、一時保護を実施。その後乳児院へ措置となった経過があった。
- ・乳児院入所中の本児の怪我を発端として父母が無断で本児を連れて帰宅しており、その後は児童福祉司指導を行いつつ在宅支援（2号措置）に切り替え、環境改善指導を行っていた。
- ・児童相談所、虐待対応担当部署、母子保健担当部署で週1回訪問のシフト体制を組み、本児の傷や痣の有無の確認と体重測定など都度事実確認と助言を実施。
- ・近隣知人から、父母が本児へ物を投げる、髪の毛を引っ張るといった乱暴な関わりについて児童相談所へ通報があり、本児の一時保護を実施。



<課題の理解と対応>

課題1 各機関における「こどもを中心」としたアセスメントの強化

- ・「こどもを中心」としたアセスメントを行うためには、各関係機関が対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、こどもを守る立場の人が家庭や周囲にいるか、こどもを守る行動をとれているかという点についても十分にアセスメントする必要がある。
- ・虐待への対応において、こどもの安全の確保を中心とした対応が行われるが、その主軸には本児の成長・発達、本児にとって最善の利益は何かを考えながら、一時保護についても検討、実施するべきである。

課題2 関係機関間におけるアセスメント、判断の協働強化

- ・関わりが長期化する継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに、常にそれが虐待へのリスクや虐待の重症化につながっていないかを慎重に判断すべきである。
- ・注意が必要な状況に変化があった際には各関係機関の役割分担や共有方法など具体的な方針を再確認し、認識の統一を徹底しておく必要がある。

課題3 家族内の関係性や力動の理解に基づくアセスメントとサポートの充実

- ・保護者の「生きづらさ」など、生育歴を踏まえたこどもとの愛着関係や養育能力、生活環境、経済状態、保護者間やその他の家族との関係性など、虐待の発生に影響する要因等を児童虐待対応で留意すべき点として念頭において、多角的に家族全体の状況を把握し必要な支援を見極める必要がある。

<今後に向けた共通認識>

- ① こどもの心理的なアセスメントの充実。
- ② 関係機関による情報共有の質的な向上を図り、単一機関による抱え込みによる対応を防ぐ。
- ③ 父母の生育歴や家族の関係性について改めて関係機関で情報を集めて共有し、事例検討を深める機会を設定する。

第20次報告を踏まえた地方公共団体への提言

1 虐待の発生予防及び早期発見

①多胎育児の困難感への理解と支援の強化

- ・多胎育児特有の困難さや負担感に基づくリスクを察知するとともに、同じ環境下で育つ多胎児における体重差や体重増加量の違いは、保護者が抱える育てにくさや、父母における愛着の差、養育の差として捉えることもできることから、比較の視点をもつことが大切である。
- ・ニーズに合った支援を提供することで多胎家庭の負担を軽減するとともに、育児支援や育児環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止することを徹底する役割がある。

②母親への支援を超えた「一人の人」に対する理解と支援のアプローチ

- ・母親支援という概念を超えて、出産前後を問わず「一人の人」としての支援は、実母に対する支援の新たな側面である。
- ・実母が地域の連携や情報共有に対し警戒を持つ場合など、実母へのアプローチが難しい場合には、家族が支援の決定に関与することで、支援者への不信感を軽減していく支援を模索することが望ましい。例えば、オープンダイアログやファミリーグループカンファレンス等の当事者参加型のアプローチの導入を検討することも必要である。

③子どもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応

- ・支援・介入のための適切なリスク判断を行うために子どもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要である。
- ・交際相手等が加害者となっている場合、交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い適切なリスク評価を行う。調査に応じない場合はリスク評価を引き上げるなど、関係機関が密に連携し、状況に応じた慎重な判断のもと、適切な支援方針を検討する。

④子どもを中心においたニーズ把握とアセスメントの徹底

- ・各関係機関が対応の過程において子どもの訴えを適切な方法で聴取し、子どもを守る立場の人が家庭や周囲にいるか、子どもを守る行動をとれているかという点についても十分にアセスメントする必要がある。

⑤児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化と虐待対応担当部署との連携

- ・こどもの所属機関は、こどもの保育、教育を担う立場としての視点を持って、子どもとその家族のアセスメントを行い、行政機関等と積極的に連携を図り、地域でこどもの権利を守る役割を担っていることを再認識することが求められる。

2 事例の特性を踏まえた対応

①-1 DV構造の理解と子どもへの影響を踏まえた対応の強化

- ・DVの構造や被害者に及ぼす心身への影響を踏まえた理解が必要であり、子どもに対しては、DVを目撃したことの衝撃に加えて、直接に目撃してなくても暴力を受けている親の養育機能の低下や加害者が強いる不適切な養育、こどもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントと支援方針の見直し等が必要がある。
- ・DV関係の解消という肯定的な構造な変化においても、危機的なリスクを孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。

①-2 子育て中の父親支援という視点に立った対応

- ・DV加害者という立場である実父への対応と子育て中の父親への相談、支援という両方の観点で関係機関の役割分担とアプローチ方法を検討することで家族システム、家族力動の変化に応じたサポート、情報提供など、継続的な支援に繋がれた可能性がある。

②きょうだいへの虐待歴のある家庭に出生した子どもへの支援・連携の強化

- ・きょうだいへの虐待歴のある家庭に新たに子どもが出生した場合には、家庭内の構造的問題が解決されていない限りは、虐待リスクの高い状況下にある。新たに出生する子どもに虐待が起こる危険性を考慮し、速やかに安全確認と定期的なアセスメントを行うなど、虐待予防の予防措置を講じることが必要である。
- ・複数の支援機関が分担して対応する場合については、児童相談所と市区町村が「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」などを活用し、過去の経過や虐待リスクの評価に乖離が発生しないよう努めなければならない。

第20次報告を踏まえた地方公共団体への提言

3 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

①複数の関係機関が関与する事例における情報共有と連携の強化

- ・効果的な連携のために、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にし、各関係機関の方針の再確認と認識の統一を徹底しておく。
- ・多職種による判断や外部の専門家の関与により、膠着した視点以外から新たなリスクを読み取ることや、アセスメントの固定化を防ぐことが必要である。

②多角的・客観的なアセスメントを踏まえた子どもを中心とした支援

- ・逆境体験を重ねる環境での生活の継続は子どもの成長発達へ大きく影響し、支援者は不適切な環境での養育が継続するほど、子どもにとってマイナスの影響をもたらすという認識のもとに、速やかに対応を検討する必要がある。
- ・対応の過程において子どもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、子どもの意見を尊重しリスクの再評価を行う。

③一時保護実施の適切なアセスメント

- ・一時保護の開始の決定の判断に当たっては、児童相談所は子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの意見や意向を勘案してアセスメントし、支援方針等について総合的かつ適切な判断をすることが重要である。
- ・子どものDV目撃による心理的影響が見えにくかったとしても、繰り返される面前DVによる影響を考慮し、関係機関の協議のもとで一時保護につながる身柄付き通告を検討することも必要である。

④医療機関と市区町村及び児童相談所の連携の強化

- ・医療機関は、出産時の入院中において保護者の生活・育児の状況を24時間観察することができ、短時間の面談や家庭訪問では分からない母親や家族の状況を捉えることができる強みがある。
- ・退院後においては、医療機関が担う乳幼児健診や予防接種の機会が、子どもや家族にとって社会との唯一の繋がりとなることがある。市区町村の接触が難しい場合には、子どもや家族に向けた支援を行う貴重な糸口であることも意識しなければならない。

⑤児童相談所及び市区町村における支援の必要な保護者へ適切な支援につなげるための相談技術の向上

- ・児童虐待で対応すべき基本的事項の実施、アセスメントの再点検、死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施により、相談技術の向上に努めることが重要である。
- ・適切なアセスメントを行うためには、養育能力の低さや経済状態、保護者（保護者間の関係も含む）自身の背景や過去、その他の家族との関係性といった虐待の発生に影響しうる要因など、多角的に家族全体の状況を把握し必要な支援を見極める必要がある。加害者となった保護者自身の不安定な生活状況や被虐歴などを背景とした「生きづらさ」に着目して事例を理解し、支援チーム内で共有することは、家族の養育力のアセスメントや限界設定の判断に影響することを再確認する。

⑥虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ・検証の積極的な実施
検証については、都道府県又は市区町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）、子どもの死亡には至らなかったが「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があつた重症事例も含め、全事例を対象とする。
- ・検証結果の虐待対応への活用
児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであり、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。検証を実施した地方公共団体にかかわらず、すべての地方公共団体が検証結果を真摯に受け止め、主体的に事例を捉えて学ぶ資料として活用することが必要である。

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、妊娠期からの虐待予防の視点に立った一体的で包括的な相談支援体制の充実。
- ・「こども家庭センター」について、今後も着実な設置が進むよう、市区町村に対して必要な支援を継続するほか、市区町村における支援体制の一層の充実を図る。
- ・地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築を推進していく。

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から、保健・医療・福祉のより一層の連携強化。

③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備を行う。

2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・都道府県による市区町村等の支援状況や連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進する。
- ・障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供や本人の意思を尊重した必要な支援を確実にを行うための体制構築等について、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局、文部科学省等の連携による取組を推進していく。

3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報の収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進を図る。
- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」認定のための研修受講の促進について、地方公共団体等への周知を進める。

4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援を行う。

5 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備

- ・「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の活用等により客観的に状況把握した上で、こどもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援のための計画を児童相談所・市区町村・関係機関等の役割を明確にした上で作成することを、引き続き周知を進める。
- ・一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促進していく。

6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知していく。

7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討を行う。
- ・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討していく。

8 こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・こどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組状況を踏まえ、地方公共団体における体制整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていく。

第1次から第20次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

(下線部は、第20次報告より追加した内容)

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である(途中から未受診の場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をしてもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- **保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある**

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の
情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、**腹部**等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- **多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある**
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待や**不適切な養育**があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す
発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定
の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足して
いる
- **こどもの声(表情、視線、泣き声、体の動かし方等含)を聴き、ニーズを
把握することを意識した対応ができていない**
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合
し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じ
たアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じ
た迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援におけ
る具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に
該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

解説動画及び事例の特性に応じた対応のポイント集

児童虐待等要保護事例の検証委員会の専門委員による第20次報告の重要となる部分について解説等を行う動画及び事例の特性（リスク要因）に応じた対応のポイント集を作成し、公表した。

第20次報告の解説動画

【目的】

死亡事例等の検証の重要性や現地調査（ヒアリング調査）事例における課題の理解と関係機関における児童虐待の再発防止のための着眼点と対応について理解を深めることを目的として、本報告の重要となる部分について本委員会の専門委員による解説等を行う動画を作成した。

【内容】

はじめに

死亡事例検証の意義
第20次報告の特徴
地方公共団体に期待すること 等

死亡事例①

実母と別居中の未就学のきょうだい実父による無理心中により死亡した事例

死亡事例②

特定妊婦であった実母の不適切な養育により多胎児のひとりが死亡した事例

重症事例

施設措置解除後に実母と養父による本児への身体的虐待によって重症に至った事例

特集

児童相談所や関係機関の対応過程において、「こどもが死亡する」という結果に向かう分岐点の分析・考察

事例の特性に応じた対応のポイント集

【目的】

類似事例の再発防止に活かすとともに、人材育成や要対協における理解促進等に活用されることを期待し、現地調査（ヒアリング調査）事例における主なリスク要因等に応じた対応のポイントや関連する調査研究、通知等を簡潔にまとめた。

【内容】

- ① DVが背景にある事例
- ② きょうだいへの虐待歴のある家庭の事例
- ③ 多胎家庭の事例
- ④ 保育所、学校等と虐待対応担当部署(市区町村や児童相談所)が情報とリスク評価を共有できなかった事例
- ⑤ 一時保護の判断及び解除時の対応に課題があった事例

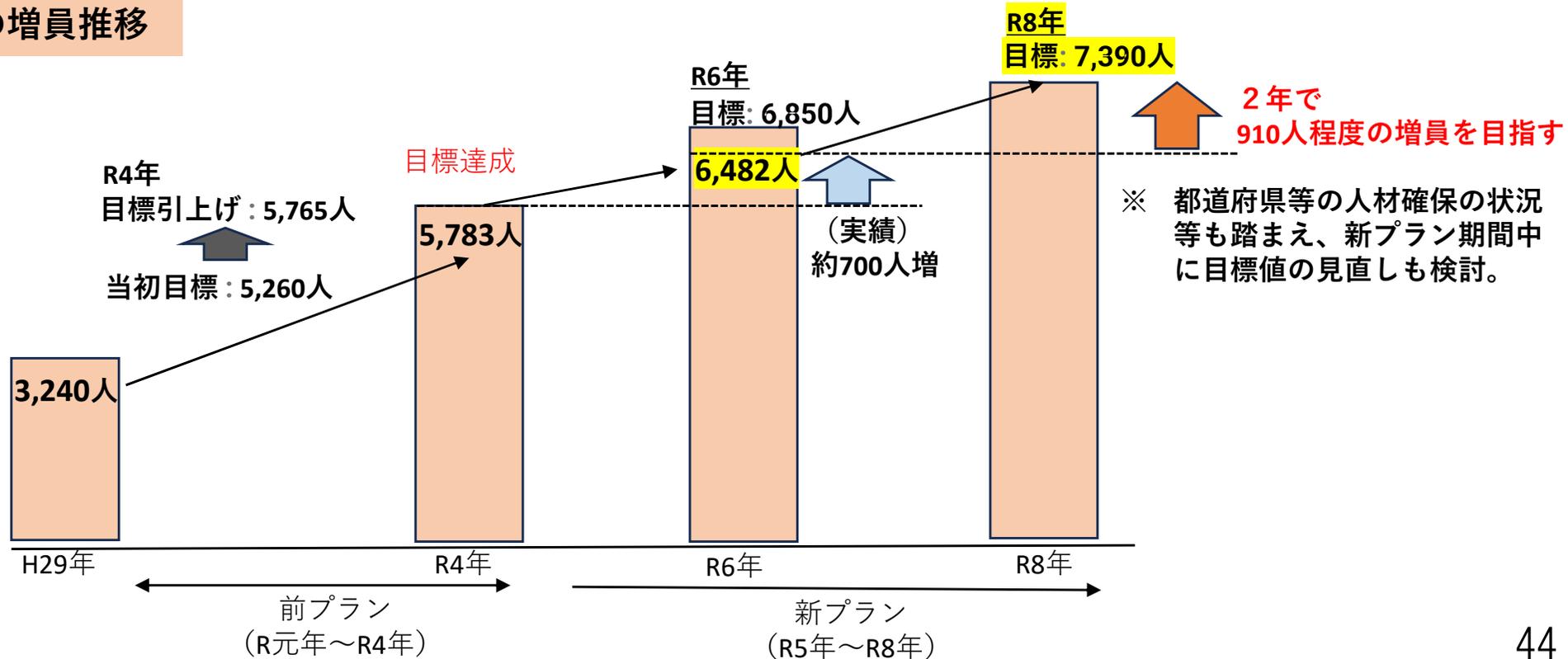
※事例の特性に応じた対応のポイント集は、毎年次の現地調査（ヒアリング調査）事例の特性を踏まえて作成・更新し、蓄積していく。

4. (1) 児童相談所の体制整備の推進について

児童福祉司の増員について

- 児童福祉司については、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保する観点から、児童虐待相談対応件数の増加等に応じて、全国的な数値目標を掲げたうえで、計画的な増員を図っているところ。
- これまでに、平成30年12月に策定した児童虐待防止対策体制強化プランに基づき、平成29年度からR4年度までで、約2,530人の増員目標に対し、2,540人超の増員（H29:3,240人→R4：5,783人）となり、本プランの目標を達成。
- その後、令和4年12月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、令和6年度末までに1,060人程度増員し、6,850人とするを目標としたが、令和6年度は6,482人となる見込みであり、目標に達していない状況（実績は700人程度の増）。
- 今般、令和7年度及び令和8年度の目標を定めることとするが、依然として児童虐待対応件数が高い状況にあること（R4年度:214,843件）や、現在の増員状況も踏まえ、**令和8年度までに910人程度を増員し、7,390人とするを目標とする**。ただし、令和7年6月より施行される一時保護開始時の司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて新プラン期間中に目標値の見直しも引き続き検討。

児童福祉司の増員推移



児童相談所の人材確保・育成・定着について

こどもまんなか

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所の体制強化を図るため、**人材確保の取組とともに、勤務環境の改善や職員のメンタルケア等（組織マネジメント）**を通じた**職員の定着と資質向上**を着実に進めていく。

➔ 各児童相談所の**課題に応じて活用できる国の支援メニューをよりわかりやすく示す**とともに、**好事例の積極的な横展開等により自治体の取組を促進**。

児童相談所の組織マネジメントを推進するための事業メニュー

体制整備

- ▶ 委託等による弁護士や法的対応事務職員（パラリーガル）の配置
- ▶ 警察官OB、休日・夜間に対応する児童相談所OB、通訳者の配置や委託等
- ▶ 一時保護時の司法審査事務に対応する職員の配置 **R7拡充**

タスクシフト /シェア

- ▶ NPO法人等の民間団体に対し、児童相談所業務の一部委託
- ▶ こどもの安全確認、児童記録の整理等の業務を行う事務処理対応職員の配置
- ▶ 施設入所措置や一時保護時等に児童福祉司等と移送を行う移送等対応職員の配置
- ▶ 職員の専門性の強化を図る研修や児童相談所長が組織マネジメントを学ぶ研修等

採用・人材 育成・定着

- ▶ 学生向けセミナー等の企画や採用予定者に対する研修など人材確保の採用活動
- ▶ 法定研修受講者への受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担
- ▶ こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の研修費用等の負担
- ▶ 職員の燃え尽き等防止のため心理職等の定着支援アドバイザーの配置や委託 **R7新規**

システム

- ▶ リモート授業の受講やタブレット学習用の機器やアプリ等の導入
- ▶ 国のシステムと児童相談所の独自システム間の情報連携の仕組みの構築 **R6補正**
- ▶ 業務効率化の観点から児童相談所におけるシステムの導入や高度化等 **R7新規**
- ▶ ビデオ通話やテレビ会議を実施する際に用いるタブレット端末等の導入 **R6補正**

地方財政措置
による
児童福祉司等
の配置（※）

民間団体による
採用・人材育
成・定着支援
事業

（※）「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で目標値を設定

自治体向け児童相談所組織マネジメント推進のための事業（1）

（児童相談所職員の人材確保等に活用可能な予算メニュー）

メニュー一覧

体制整備関係

1. 法的対応機能強化事業

委託等による**弁護士の配置**や**法的対応事務職員（パラリーガル）を配置**する場合に活用可能。

★江戸川区：法的対応事務職員（パラリーガル）を配置し、裁判所申し立ての際の住民票等の取得、資料の作成補助、外部弁護士との連絡調整を行う。

2. 児童相談所体制整備事業

高度な専門性を持った**学識経験者**や**警察官OB**等の**実務経験者を配置**する場合や**休日・夜間に対応する児童相談所OB等を配置**する場合に活用可能。また、日本語での意思疎通に困難がある家庭に対し、**通訳を配置若しくは委託等を行う**場合にも活用可能。

★埼玉県：「24時間・365日体制強化事業」を活用し、委託先の民間事業者が夜間・休日の電話対応を行い、職員の負担を軽減。

★岐阜県：「通訳機能強化事業」を活用し、外国人との面接等において通訳事業者を介してテレビ電話を用いた同時通訳を実施。

3. 一時保護機能強化事業

一時保護施設において、**教員OB**、**看護師**、**心理に関する専門的な知識及び技術を有する者**、**警察官OB**、**児童指導員OB**及び**通訳などによる一時保護対応協力員の配置**を行う場合に活用可能。

★三重県：専門的ケア協力員として、虐待の影響を行動観察等からアセスメントする心理判定員、児童の健康管理や受診同行等を行う健康管理支援員を配置。

タスクシフト関係

4. 官・民連携強化事業

児童相談所の体制強化を図るため、**NPO法人等の民間団体と連携する場合**や、**児童相談所業務の一部を民間団体に委託**する場合に活用可能。

★愛知県：NPO法人に委託し、児童相談所をはじめ児童福祉に携わる関係者向けの啓発・スキルアップを目的としてWEB研修を年2回実施。

★名古屋市：休日・夜間の電話相談について、児童相談所とは別に、民間団体に委託し、児童虐待のみならず子育てに関する悩み等の相談を24時間・365日受け付け、児童虐待の予防、早期発見を図る。

5. 児童の安全確認等のための体制強化事業

こどもの安全確認を実施する職員や児童記録の整理、相談の受付等の業務を行う**事務処理対応職員を配置**した場合に活用可能。また、児童相談所における施設入所措置や一時保護時等に児童福祉司等と移送を行う場合の**移送等対応職員を配置**した場合にも活用可能。

※★は自治体活用事例



メニュー一覧

採用・人材育成・定着関係

6. 児童虐待防止対策研修事業

児童相談所職員の専門性の強化を図る研修や児童相談所長が**組織マネジメント**を学ぶ研修等に活用可能。

7. 児童福祉司等専門職採用活動支援事業

児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、**学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブース**などの企画や、**採用予定者に対する研修**などの**専門職確保のための採用活動**等を行う場合に活用可能。

★千葉県：外部事業者に委託し、千葉県児童福祉専門職員採用サイトの管理や運営、職場見学会の実施、大学等への採用活動、広報物品や動画の作成、広報物品の大学等への情報配信を実施。

8. 児童福祉司任用資格取得支援事業

児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の受講者に対し、受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合に活用可能。

9. こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

児童福祉司の任用要件の1つである「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る研修費用等の負担を行う場合に活用可能。

10. 児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業

児童相談所へ**職員の心のケアのために心理職等の定着支援アドバイザー**を配置若しくは委託を行う場合に活用可能。

★葛飾区：児童相談所業務の特性を考慮し、特に多忙とされるスーパーバイザーの業務の一部を担う職として、職員の感情労働における精神的な負担を軽減する心のケア等を行う支援者支援コーディネーターを配置。

メニュー一覧

システム関係

11. 一時保護施設学習支援強化事業

一時保護施設において、**業務効率化の観点から**学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるよう**タブレット、学習アプリ等**を導入した場合に活用可能。

12. 児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

業務効率化の観点から児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い情報連携の仕組みを構築する場合に活用可能。

13. 児童相談所等業務効率化促進事業

業務効率化の観点から児童相談所において**システムの導入や高度化等を行う場合**に活用可能。

★横浜市：電話による児童虐待の通告・相談等にAI技術を活用した文字起こしシステムを導入し、記録作成の補助による業務負担の軽減や通告対応等の心理的負担の軽減を実現。

14. 児童相談所等におけるICT化推進事業

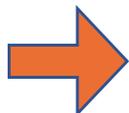
業務効率化の観点からビデオ通話やテレビ会議を実施する際に用いるタブレット端末等を購入する際に活用可能。



4. (2) 管轄人口の適正化のための児童相談所の新規設置 促進について

児童相談所の設置基準の概要

- 各児童相談所の管轄人口は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとしており、政令において「**管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること**」等を規定している。
- また、「**「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令**」の公布について（令和3年7月21日子発0721第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）」において次の内容を周知している。
 - 管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であること
 - 管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではないこと
 - **管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、政令の趣旨を踏まえた管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと**



上記の設置基準を踏まえ、管轄人口が50万人を超える児童相談所を設置している自治体又は管轄人口が50万人を超える自治体においては、児童相談所の新規設置を積極的にご検討いただきたい。

現時点で把握している各自治体における児童相談所の新規設置計画等

①都道府県・指定都市

令和7年度	埼玉県、東京都、広島県（2カ所）、札幌市
令和8年度	千葉県（2カ所）、東京都、横浜市、大阪市
令和9年度	なし
令和10年度以降	宮崎県、東京都

②中核市・特別区（*は具体的な設置時期を公表している中核市・特別区）

令和7年度	豊中市*（4月）、高崎市*（10月）、文京区*（4月）
令和8年度	尼崎市*（4月）、船橋市*（7月）、柏市、杉並区*（11月）
時期未定	宇都宮市、枚方市、東大阪市、宮崎市、鹿児島市、新宿区、北区

※1 上記のほか、9市が「設置の方向」で検討中。

※2 中核市・特別区が児童相談所設置市に移行するためには政令改正による指定が必要であることから、令和6年1月発出の「児童相談所設置市の指定に係る手続きについて（事務連絡）」でお示しした手続き・スケジュールをよくご確認ください。

各〔都道府県〕
〔中核市〕 児童福祉主管部(局) 御中
〔特別区〕

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童相談所設置市の指定に係る手続について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
都道府県及び指定都市以外の自治体が児童相談所を設置するには、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正して児童相談所設置市(※)に指定される必要があります。

政令の改正・公布に当たっては、こども家庭庁における政令案の作成及び審査、内閣法制局における審査並びに閣議決定を経た上で、官報に掲載されることによって行われます。内閣法制局においては、多くの法律案及び政令案の審査が行われることから、児童相談所設置市への移行を希望する自治体において政令の公布希望時期が決まった場合、速やかに審査案件として登録する必要がありますことから、こども家庭庁における児童相談所設置市指定のための政令改正を円滑に実施するため、手続について下記のとおりお示しします。

各都道府県児童福祉主管部局におかれては、本事務連絡の内容をご了知いただくとともに、管内で児童相談所設置市への移行を検討している自治体との協議等のスケジュールに支障を生じないよう認識の共有をお願いします。

(※) 中核市程度の人口規模(20万以上)を有する自治体を念頭に置くこととされています。

記

1. 政令指定要請までの流れ

(1) こども家庭庁への一報

児童相談所設置市への移行を希望する自治体(以下「希望自治体」とします。)は、児童相談所設置市の指定に係る政令の公布希望時期(※1)が決まった段階で、下記連絡先

までメールで具体的な公布希望時期を連絡いただきますようお願いいたします。**一報の時期については、政令の公布希望時期が5月から9月までの場合にはその半年前までに、10月から4月の場合にはその1年前まで**にお願いします。(※2)

- (※1) 議会日程も含め、希望自治体内での事務処理に必要な日程を十分考慮して検討してください。なお、登録された公布希望時期はこども家庭庁から内閣法制局に登録されますので、一度登録された公布希望時期の「前倒し」は原則できません。
- (※2) この期限に間に合わない場合は、希望される時期に政令の公布ができない場合がありますが、個別にご相談ください。また、必ずしも都道府県と調整が済んでいなくてもご連絡ください。

(2) ヒアリングの実施

①実施時期

希望自治体と都道府県との間における協議や確認作業に一定の目途が立ったと当事者双方が認識できる段階で、希望自治体からの申し出により実施します。なお、時期を見越した事前の日程調整は可能です。

②必要書類

平成20年8月29日付雇児総発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童相談所を設置する市について」でお示ししているとおり、希望自治体における児童福祉行政の事務遂行体制、希望自治体と都道府県との連携体制及び協議状況についての資料を用意してください。

(3) 希望自治体による政令指定の要請

①要請時期

上記2のヒアリング実施後、希望自治体と都道府県との間の協議・確認作業の結果、希望自治体の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県が確認できた段階で、原則、**政令の公布希望時期が5月から9月までの場合にはその3か月前まで、10月から4月までの場合にはその半年前まで**に希望自治体から要請してください。

②必要書類

- ・政令指定の要請に係る希望自治体の首長名による要請書(進達)
- ・希望自治体が都道府県との間で協議・確認作業を行った児童相談所設置市移行後における児童福祉行政の実施体制に関する資料
- ・希望自治体が児童相談所設置市への移行後に児童福祉行政が円滑に実施されることが見込まれることを都道府県として確認した旨が記載されている知事名の確認

書（いわゆる副申）

2. その他

児童相談所設置市についての考え方等は、以下の文書をご参照ください。

- ・ 平成 17 年 2 月 25 日付雇児総発第 0225002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長通知「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」
- ・ 平成 20 年 8 月 29 日付雇児総発第 0829001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童相談所を設置する市について」
- ・ 平成 29 年 3 月 22 日付雇児発第 0322 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所設置自治体の拡大にむけた協力について（依頼）」
- ・ 平成 29 年 3 月 22 日付雇児発第 0322 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所設置自治体の拡大にむけた協力について（依頼）」
- ・ 平成 30 年 7 月 20 日付子発 0720 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」

また、国庫補助事業として実施した平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」報告書」も必要に応じて参照してください。

連絡先

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童相談第 1 係

電話：03-6859-0107

メール：gyakutaiboushi.soudan1@cfa.go.jp

4. (3) 児童相談所長要件の追加及び指導教育担当児童
福祉司 (SV) 任用前研修の受講資格等について

児童相談所長要件の追加及び 指導教育担当児童福祉司（SV）任用前研修の受講資格等について（周知）

児童相談所長要件の追加について（要件拡大）

- 児童相談所長については、児童福祉法及び児童福祉法施行規則において、国家資格の保有を中心とした要件が定められているところ。
- 児童相談所長には、児童福祉の現場での経験に加え、児童相談所全体のマネジメントを行う能力も求められるところであり、専門性を担保する観点も踏まえつつ、児童虐待の相談援助業務に対する指導的立場の経験等から所長の資質を備えたより有為な人材を登用していくため、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第78号）により、新たに次の要件を追加し、**令和7年4月1日から施行**することとしている。
 - **児童福祉法施行規則第2条第9号**
市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所における児童虐待に係る相談援助業務（児童虐待に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行う業務に2年以上従事し、かつ、児童の福祉その他の福祉に関する業務に5年以上従事した者であつて、都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたもの
- 「児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について」（令和6年12月20日こ支虐第460号）において、追加した要件の具体的な内容等を示しているため、内容についてご了知の上、資質を備えた人材の登用をお願いしたい。

指導教育担当児童福祉司（SV）任用前研修の受講資格について（受講要件の経過措置延長の検討）

- 児童福祉法第13条第6項に規定する指導教育担当児童福祉司（以下「SV」という。）は、令和4年4月1日より、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「SV任用前研修」という。）の課程を修了したのから任用されることとなっており、その受講資格は、児童福祉法第十三条第六項及び第九項のこども家庭庁長官が定める基準（平成29年厚生労働省告示第131号）により、「**児童福祉司として3年以上勤務した者であること**」とされている。
- 当該規定は、現に児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者が一定数SVに任用されていたこと等から、地方自治体の対応に必要な期間を考慮し、児童福祉法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第110号）附則第1条により、令和7年4月1日から適用することとしていたところ。
- しかしながら、現状においても児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者が一定数SVに任用されている状況が続いていること等を踏まえ、**適用期日を令和7年4月1日から令和9年4月1日に改めることを検討**しており、本年3月16日までパブリック・コメント（児童福祉法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募）を実施している。
- SVを含む児童相談所職員の計画的な人材育成に引き続き努めていただくとともに、パブリック・コメントの結果を踏まえ、本年度末までに次年度以降の受講資格を通知等でお示しするのでお含みおきいただきたい。

心理的虐待について（同性パートナー間の暴力）

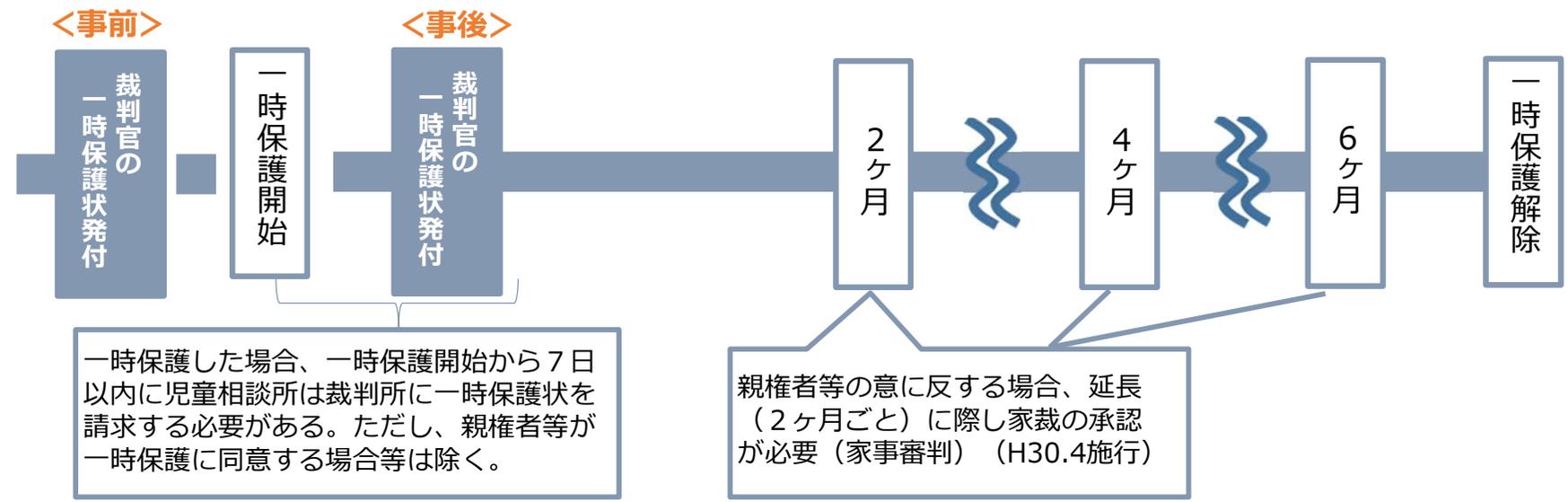
- 昨年の上野徹也氏による犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律において、給付金の支給対象の遺族として定められている「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に、同性パートナーも含まれるとの解釈が示されたところ、児童虐待防止法を含む各法令における同性パートナーの取扱いが1月に公表された。
- 児童虐待防止法における心理的虐待の定義規定に類似の文言を含んでいるところ、心理的虐待については、「子ども虐待対応の手引き」において、これまでも「配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言」等を例示しているが、こどもが同居する家庭における同性パートナー間の暴力であっても、こどもに著しい心理的外傷を与え得ると考えられるため、該当し得るものである。

5. 一時保護時の司法審査について

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 令和4年6月に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入（令和7年6月1日施行）**。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

(検討会委員)

※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉）（～令和5年度） ・勝見 浩行（東京都児童相談センター人材企画担当課長）（令和6年度～） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋市中央児童相談所相談課担当課長 弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科准教授） ・中村 みどり（Children's Views & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 副理事長）
計4名	計3名	計4名



令和6年1月「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を公表

令和6年10月第5回作業チームで座長一任となったことを踏まえ、**同年12月、同マニュアル確定版を公表**

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

＜改正後＞

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

＜改正前＞

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める場合」の条文（令和6年12月26日公布）

第三十五条の三 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）
- 二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- 一時保護を行う全ての場合で、**①内閣府令該当性** + **②一時保護の必要性**があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、**明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き**、一時保護状を発付（同第4項）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第35条の3）

○ 第1号（児童虐待の場合等）

- 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- 「児童虐待を受けた」**場合だけでなく、**「児童虐待を受けたおそれ」**がある場合及び**「児童虐待を受けるおそれ」**がある場合も対象。

○ 第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や状況把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○ 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- 自己又は他人に**「危害を生じさせた」**場合だけでなく、**「危害を生じさせたおそれ」**がある場合及び**「危害を生じさせるおそれ」**がある場合も対象。

○ 第4号（児童による保護の求め等の場合）

- 児童自身が保護を求めることは、児童にとって何らかの深刻な状況が生じているというべき**であることから、一時保護の対象として規定。
- 児童の年齢や発達の状況等を考慮し、**保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合**も対象。

○ 第5号イ、ロ（保護者不在又は住居不定の場合等）

- 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。

○ 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

- 保護者（児童福祉施設の長や里親を含む。）が保護を求める場合は、養育困難や措置先での児童の不応等が生じているとうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して安全確保をした上で、背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。**

○ 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

- 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性について

- 児童相談所長は、**①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案における個別の事情を検討し、適切に判断することが重要。**

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求の要否

- ①一時保護を行うことについて親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないこと等に留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、対象となる児童、請求時期（事後請求又は事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
 - 一時保護の対象となる児童は、氏名、住居（住所又は居所）、生年月日により特定。児童の特定に関する資料としては、戸籍謄本、住民票の写しその他の公的書類（療育手帳、母子健康手帳等）の写しが考えられる。
 - 親権者等は、戸籍謄本（児童が外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定。戸籍謄本の取得に特に時間を要する事情がある、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどの事情があるときは、親権者等を確知できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
 - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないから、一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
 - 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を行う。
 - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙、入院中等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する手法
 - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - 親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する手法
 - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

第3章 一時保護状の請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
 - ・ 児相が保有する**児童記録票その他の児童に関する書類一式又はそれらを抜粋し、若しくは要約したものを**提供する方法を基本。
 - ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）等をまとめた簡単な「**総括書面**」を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
 - ・ 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
 - ・ 資料の収集等においては、**関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
 - ・ 一時保護状請求書は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケースの取扱い、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（取消請求をしない場合）は意見聴取等措置等を講じた上で、速やかに一時保護を解除。

第4章 一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求

1 取消請求の要件

- ・ 取消請求では、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけではなく、養育環境下に戻る事が児童の心身に与える影響からも検討すること。

2 取消請求手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

3 取消請求の具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことが考えられる。
- ・ 取消請求の各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

4 裁判所の判断を受けての対応

第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状の請求及び取消請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。一時保護状の請求及び取消請求に係る期間には、土日、祝日、年末年始を含む。請求期限末日が土日、祝日、年末年始となる場合も同日までに請求を要する。

親権者等の特定について（現状と課題）

- 一時保護時の司法審査では、親権者等（親権者又は未成年後見人）の同意を確認する前提として、戸籍謄本により親権者等の特定を行い、同意している者が親権者等であることの確認が必要。
 - 児童の家庭状況を調査する必要性等から、児童相談所では現在も児童や親権者等の戸籍謄本等を取得しており、住所地と本籍地が異なる場合には、児童相談所から本籍地へ郵送等により請求（公用請求）しているが、現状、戸籍謄本等の取得には7日以上要するケースが多く、一時保護時の司法審査の施行後は、親権者等が同意している可能性があるにもかかわらず、一時保護状の請求を行わなければならない場合が生じる。
- ⇒ 戸籍謄本等の取得・確認業務を迅速に行うため、市区町村が行う公用請求については、**広域交付制度（本籍地以外の市区町村に対する戸籍謄本等の請求）**が活用できることを明確化することとする。

対応について

- 戸籍謄本等の広域交付の公用請求は、戸籍法上、市区町村の機関がするものに限り可能とされているが、児童相談所の協力の求めに応じる形であっても、市区町村が主体となり公用請求を行うものであるから（児童福祉法第10条第1項第3号）、請求の主体は市区町村の機関となり、広域交付の公用請求の利用対象となる。
- それを明確にするため、児童福祉法施行規則を改正し（※）、市区町村は、自ら必要な調査等を行う場合のほか、児童相談所長が一時保護に関して必要があると認める場合には、児童福祉法第33条の3の2第1項第3号（一時保護に当たっての必要な協力の求め等）に基づき、**広域交付の公用請求**を活用して、戸籍謄本等を取得・確認できることを規定した。

（※）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） **<令和6年12月26日公布>**

第三十五条の四 市町村長は、法第十条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の三の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

- ◆ 一時保護時の司法審査の施行（令和7年6月1日）に向けて、上記対応について、市区町村等へ周知。

実施の趣旨・目的

① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

（※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。
- ⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

一時保護時の司法審査に係る試行運用結果について

- 18自治体の児童相談所の協力を得て、実際に進行している事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った一時保護状請求までの一連の業務を試行的に実践してもらい、各業務の実対応時間等を計測した結果を報告いただいた。
- **司法審査導入による業務量への影響**については、**なお導入後の状況を見極める必要**があり、**引き続き状況を把握**するとともに、**状況に応じて、児童相談所の体制等必要な対応を検討**する。

時保護した日から7日以内又は一時保護前

	司法審査の手続	想定される業務内容 (一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）より)	1件当たりの業務時間 (中央値)
1	児童及び親権者等の特定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の対象となる児童を戸籍謄本、住民票その他の公的書類により特定する。 ✓ 親権者等は戸籍謄本（外国人の場合はそれに代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定する。 	1時間00分
2	親権者等に対する説明	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 親権者等に対し、一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、一時保護中の生活、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等を説明する（※試行運用上は現行法を前提に説明）。 	1時間00分
3	親権者等の同意の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護を行うことに対する親権者等の同意を原則として書面で行う（※試行運用上は口頭での確認で差し支えないものとする）。 	30分
4	親権者等の意見の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 裁判官に親権者等の意見を伝達するため、当該親権者等の意見を聴取し、適宜の書類にまとめる（親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合は、任意の様式で、児相に提出するよう求める）。 	30分
5	児童の意見又は意向の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 裁判官に児童の意見又は意向（意見等）を伝達するため、児童の置かれている現在の状況、家族の現在の状況、児童の意見等が裁判官に伝達されることなどを説明した上で、一時保護についての児童の意見等とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取し、適宜の書類にまとめる（児童が自ら意見書面の作成を希望する場合はそれを支援する）。 	42分
6	一時保護状請求書及び総括書面の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護請求書及び総括書面を様式例に基づいて作成。 	1時間45分
7	裁判官への提供資料の準備等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣府令に定める場合の該当性を裏付ける資料、一時保護の必要性を裏付ける資料など、審査資料として裁判官に提供する資料の取得・準備を行う。 	2時間00分
8	一時保護状の請求及び事件記録等の返還	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護状請求書等の審査書類を請求先裁判所へ提出する。 ✓ 一時保護状の発付又は請求却下後に請求先裁判所から事件記録の返還を受ける。 (※児童相談所⇄裁判所の移動見込時間等も含む) 	3時間20分
合計業務時間（※）			10時間47分

（※） これまでも行っていた業務もあり、全てが新たに増える業務時間ではないことに留意が必要

施行に向けた状況

- 令和6年1月～同年3月：全国の自治体に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の意見照会を実施
（試行運用対象自治体については、試行運用の実施を踏まえ、～令和6年4月下旬に実施）
⇒主なご意見等のうち対応可能なものについては、マニュアル及びQ & A等へ反映
- 令和6年3月～同年5月：一時保護時の司法審査に係る試行運用を実施（公募の上決定した全国18自治体）
- 令和6年6月～（順次）：施行に向け、各地の裁判所と自治体の児童福祉主管課との間で、一時保護状の請求手続に関する裁判実務の運用について協議開始

協議事項の例

一時保護状の請求先裁判所への具体的な請求手続（添付資料の取扱い、資料提供時の注意点、資料の追完方法等）、審査後の書面の授受等、一時保護状却下の裁判に対する取消請求（不服申立て）時の対応等が想定される。

- 令和6年12月：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定版公表
内閣府令改正、一時保護時の司法審査に係る試行運用の結果公表
- 令和7年1月：施行に係るQ & Aの発出
一時保護決定通知書様式例等の提示
「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」自治体向け説明会の開催
- 令和7年6月1日：施行

6. こども若者シェルターについて

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国： 1 / 2 、都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

1 趣旨

虐待等に苦しむ10代から20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない、あるいは年齢により対象とならない場合もある一方で、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えていることから、こうしたこども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

実施主体は「4」に掲げる事業内容の全部又は一部について、年間を通じてこども若者支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。）に委託等することができる。

3 対象者

虐待等により家庭等に居場所がない10代からおおむね20代のこども・若者であって、都道府県等が本事業の対象とすることが適当と認められた者

4 事業内容・実施方法

①の事業を行うことを必須とし、②から⑤の事業については、対象者のニーズ等に応じて実施

① 宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援（こども若者シェルター）

ア 宿泊可能な居場所の利用人数

おおむね6人

- ・ 緊急的に受入れや地域・当該居場所に供する設備等により、宿泊利用の人数に増減があることは差し支えない
- ・ 宿泊以外の時間帯における居場所の利用については、宿泊利用の人数を超えて利用させることとして差し支えない

イ 職員

管理者1人、支援員3人以上

- ・ 支援員を2人以上配置している場合には残りを補助員（非常勤可）をもって代えることができる
- ・ 管理者については、支援員と兼ねることができる
- ・ こども・若者がいる時間帯（夜間を含む。）は支援員を1人以上配置。ただし、こども・若者の年齢や生活の状況等からみてこども・若者の安全確保等の観点から支障がないと認められる場合において、こども・若者一人にそれぞれ賃貸物件の一室を居室として利用させるような形態をとることにより、こどもの居室がある場所に支援員を配置することが困難な場合には、要件(※)を満たしていれば、こども・若者の居室とは別の近隣の建物に所在している事務所等に支援員を配置することとして差し支えない

(※)a)こども若者シェルターを利用しているこども・若者からの連絡等に応じてこども若者シェルターの状況を確認する等必要な対応がとれる体制を確保 b)毎日1回以上こども・若者の居室を巡回し、こども・若者の状況の確認や必要な相談支援を行う

ウ 設備等

- 都道府県等がこども・若者に対する支援として、適当と認めた場所(空き家や賃貸物件の活用を含む)
- 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員がこども・若者に対して適切な支援を行うことができる形態
- 個々の入居者の居室面積は、健康で文化的な住生活を営める広さを確保することとし、一居室当たりの入居者は個室が原則(ただし、緊急的に宿泊利用の受入れを行う必要がある場合は、この限りではない)
- 居間、食堂等こども若者シェルターを利用しているこども・若者が相互交流することができる場所を有していることが望ましい(相互交流することができる場所はこども・若者の居室と別の近隣の建物に所在していることでも差し支えない)
- 保健衛生及び安全並びにプライバシーの保護について、十分考慮されたものでなければならない。また、保健衛生については、地域の医療機関と必要な連携を図ること

エ 居場所の提供期間

おおむね2か月まで

- こども・若者の最善の利益の観点から引き続き同居場所で支援をしていく必要があると認められるときは、引き続き支援することができる
- 支援が2週間を超える場合には、支援計画を策定

オ 生活支援、相談支援

- 現在の悩みや生活に関すること
- 対人関係、健康管理、食事等日常生活に関すること
- 児童相談所や市町村等関係機関との必要な連携
- 当該シェルターを退所したこども・若者に対する相談支援



カ 食事の提供その他日常生活に必要な費用

都道府県等において負担(以下の場合を除く)

- ・ 就職等しており、食事の提供その他日常の生活で通常必要となる費用の負担が可能な場合
- ・ 児童福祉法等関係法令に基づく委託一時保護など他の国庫補助金等の補助を受けている場合

キ 注意事項

- ・ 支援を行う場合は、こども・若者本人の同意を得ること
- ・ 児童(18歳に満たない者)の場合は、原則、親権者等へ連絡した上で支援を実施(ただし、親権者等が同意をすることが想定できず、親権者等に連絡することにより、児童の生命及び身体等に危険が生じるおそれがあり、緊急的に受け入れざるを得ない場合は受け入れを行った上で、児童相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議し、児童の安全・安心の確保に最善の対応を決定し実施)
- ・ 児童相談所に親権者等への連絡や一時保護委託等を相談する場合には、原則、児童の保護者の居住地を管轄する児童相談所に相談
- ・ 児童が保護者からの児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条の規定に基づき、児童相談所等への通告を行う
- ・ 安心・安全を守る事業目的の観点から、事業所所在地の秘匿や生活上のルールがある場合には、利用前にこども・若者に対し、説明資料等に明記のうえ、説明を明示的に行い、本人が生活上のルールを理解・納得した上で、利用を開始

② 心理療法(カウンセリング)支援

心理療法(カウンセリング)が必要な場合に適切に支援が行うことができるよう、心理療法担当職員を配置(心理療法担当職員は、一時保護施設設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第22条に定める心理療法担当職員に該当する者であること)

③ 日中の居場所の提供、就労支援・就学支援

ア 日中の居場所の提供

- 宿泊を伴わない居場所の提供、相談支援を行う(シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める日中の居場所の提供には該当しない)
- 開所時間はニーズに十分に応じることができるよう設定
- こども・若者の安心・安全を守る事業目的の観点から、シェルターの所在地を秘匿している場合には、シェルター所在地以外の安心・安全を提供できる場所において実施
- 必要に応じ、現在のシェルターの宿泊利用者とシェルター経験者との交流や、日中の居場所の提供を利用するこども・若者との交流などの機会を設けること

イ 就労支援・就学支援

- 就労または就学の支援を希望する場合に、公共職業安定所など関係機関への同行や連絡調整、就職に係る情報提供や面接指導等の就労支援、こども・若者の習熟状況に応じた学習支援、シェルターからの通学支援、進路相談等の就学支援ができるよう職員を配置(シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める就労支援・就学支援には該当しない)

④ 弁護士連携支援

金銭トラブル等の法律的な課題を抱えている場合に適切な支援ができるよう、弁護士との委嘱契約等により、必要時に弁護士による相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を受けられる体制を確保



⑤ 送迎支援

こども・若者の安心・安全を確保した上で、深夜に保護者の元や、児童相談所の一時保護施設等にこども・若者が移動する場合、都道府県等はシェルター所在地から保護者の居住地、シェルター所在地から一時保護施設所在地等必要に応じ送迎を行うこと

5 留意事項

- ・ 個人情報の適切な管理に十分配慮し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないように、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと
- ・ シェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて、都道府県等が把握している当該こども・若者の退所後の状況について、個人情報保護法に十分留意し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係機関に対して情報提供を行うこと
- ・ こども・若者がシェルター退所後においても、必要な支援を行うこと

6 費用

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

- 【補助単価】
- ① 宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援 1か所あたり 17,579,000円
 - ② 食事の提供その他日常生活に必要な費用 こども・若者1人日あたり 1,720円
 - ③ 心理療法(カウンセリング)支援 1か所あたり 6,405,000円
 - ④ 日中の居場所の提供、就労支援・就学支援 1人あたり 5,915,000円
 - ⑤ 弁護士連携支援 1か所あたり 3,120,000円
 - ⑥ 送迎支援 1回あたり 1,860円
 - ⑦ ③～⑥すべて実施(④は2人配置の場合に限る)1か所あたり 23,087,000円

【補助率】 国： 1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1/2

第7回 子ども若者シェルターに関する検討会	参考資料2
令和7年2月25日	

児童虐待防止対策支援事業実施要綱（児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金実施要綱）（令和6年4月10日改正）より抜粋

20 子ども若者シェルター・相談支援事業

(1) 趣旨

虐待等に苦しむ10代から20代の子ども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない、あるいは年齢により対象とならない場合もある一方で、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えていることから、こうした子ども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がない子ども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子ども若者シェルター）を確保することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は（4）に掲げる事業内容の全部又は一部について、年間を通じて子ども若者支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができる。

(3) 対象者

虐待等により家庭等に居場所がない10代からおおむね20代の子ども・若者であって、都道府県等が本事業の対象とすることが適当と認めたる者（以下「子ども・若者」という。）とする。

(4) 事業内容及び実施方法

都道府県等は子ども若者シェルター・相談支援事業（以下「本事業」という。以下同じ。）を実施する場合、①の事業を行うことを必須とし、②から⑤の事業については、対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

① 宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援（子ども若者シェルター）

都道府県等は、子ども若者シェルターを利用したいという子ども・若者本人の意向があり、身体的・心理的な状態や家庭環境等により、保護者の元に戻すことが難しく、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、当該子ども・若者に、その希望に応じて宿泊も可能な居場所を提供し、食事の提供などの生活支援や相談支援を以下の通り実施すること。

ア 宿泊可能な居場所の利用人数

宿泊利用の人数はおおむね6人とする。ただし、緊急的に受入れや地域・当該居場所に供する設備等により、宿泊利用の人数に増減があることは差し支えない。また、宿泊以外の時間帯における居場所の利用については、宿泊利用の人数を超えて利用させることとして差し支えない。

イ 職員

(ア) 管理者1名及び支援員3人以上配置すること。ただし、支援員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。非常勤可）をもって代えることができること。また、管理者については、支援員と兼ねることができること。

(イ) 管理者は児童福祉事業等において10代からおおむね20代の子ども・若者の支援に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者であること。

(ウ) 支援員は子ども・若者の支援の理解と熱意を有する者であって、子ども・若者に対して適切な生活支援等ができる者であること。

(エ) 子ども・若者がいる時間帯（夜間を含む。）は支援員を1人以上配置すること。ただし、子ども・若者の年齢や生活の状況等からみて子ども・若者の安全確保等の観点から支障がないと認められる場合において、子ども・若者一人にそれぞれ賃貸物件の一室を居室として利用させるような形態をとることにより、子どもの居室がある場所に支援員を配置することが困難な場合には、以下a及びbを満たしていれば、子ども・若者の居室とは別の近隣の建物に所在している事務所等に支援員を配置することとして差し支えない。

a 子ども若者シェルターを利用している子ども・若者からの連絡等に応じて子ども若者シェルターの状況を確認する等必要な対応がとれる体制を確保すること。

b 毎日1回以上子ども・若者の居室を巡回し、子ども・若者の状況の確認や必要な相談支援を行うこと。

ウ 設備等

(ア) 都道府県等が子ども・若者に対する支援として、適当と認められた場所であること。（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

(イ) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が子ども・若者に対して適切な支援を行うことができる形態であること。

(ウ) 個々の入居者の居室面積は、健康で文化的な住生活を営める広さを確保することとし、一居室当たりの入居者は個室が原則であること。ただし、緊急的に宿泊利用の受入れを行う必要がある場合は、この限りではないこと。また、本事業は、こども・若者が緊急的・一時的に利用することが想定される事業であることから、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、性別に応じて居室のフロアを分けて安全管理を徹底するなど、居室の適切な設定・管理に十分配慮すること。

(エ) 居間、食堂等こども若者シェルターを利用しているこども・若者が相互交流することができる場所を有していることが望ましいこと。なお、相互交流することができる場所はこども・若者の居室と別の近隣の建物に所在していることでも差し支えないこと。

(オ) 保健衛生及び安全並びにプライバシーの保護について、十分考慮されたものでなければならないこと。また、保健衛生については、地域の医療機関と必要な連携を図ること。

エ 居場所の提供期間

居場所の提供による支援はおおむね2か月までとする。ただし、こども・若者の最善の利益の観点から引き続き同居場所で支援をしていく必要があると認められるときは、引き続き支援することができる。その際、委託で実施する場合には、都道府県等と相談すること。なお、支援が2週間を超える場合には、支援計画を策定すること。

オ 生活支援、相談支援

こども・若者が自立にした生活を営むことができるよう、こども・若者が置かれている環境に応じて以下に関する必要な支援を行うこと。

(ア) 現在の悩みや今後の生活に関すること

(イ) 対人関係、健康管理、食事等日常生活に関すること

(ウ) 児童相談所や市町村等関係機関との必要な連携

(エ) 当該こども若者シェルターを退所したこども・若者に対する相談支援

カ 食事の提供その他日常生活に必要な費用

(ア) 都道府県等は、こども若者シェルターによる居場所の提供期間中におけるこども・若者への食事の提供その他日常の生活で通常必要となるものについては、以下の場合を除き、都道府県等において負担すること。

a 当該こども・若者が就職等しており、食事の提供その他日常の生活で

通常必要となる費用の負担が可能な場合

b 当該こども・若者が児童福祉法等関係法令に基づく委託一時保護など他の国庫補助金等の補助を受けている場合

(イ) 上記(ア)、aによりこども・若者に負担させることができる金額は、運営規定等で都道府県等が定めた額以下とし、あらかじめこども・若者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、こども・若者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

キ 注意事項

(ア) 支援を行う場合は、こども・若者本人の同意を得ること。また、こども・若者が宿泊を希望する場合には、可能な限りこども・若者の希望に沿うこととし、共有スペースの活用等によっても対応できない等こども若者シェルターを提供している建物等で受け入れできず、かつ、こども・若者の状況に緊急性がある場合には、宿泊施設の手配や他の支援機関へのつなぎ等こども・若者の安全を確保するために必要な対応をとること。

(イ) 利用者が児童福祉法第4条に定める児童(18歳に満たない者。以下「児童」という。)の場合は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)へ連絡した上で支援を実施することを原則とする。親権者等への連絡に当たっては、こども若者シェルターやこども若者シェルターより委嘱を受けている弁護士等からの連絡を基本とし、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者等が同意をすることが想定できず、親権者等に連絡することにより、児童の生命及び身体等に危険が生じるおそれがあり、緊急的に受け入れざるを得ない場合は受け入れを行った上で、児童相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議し、児童の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

なお、こども若者シェルターが児童相談所に親権者等への連絡や一時保護委託等を相談する場合には、こども若者シェルターは原則、当該こどもの保護者の居住地を管轄する児童相談所に相談すること(居住地主義)とし、当該こどもの保護者の居住地が不明な場合や、夜間帯等当該保護者の居住地を管轄する児童相談所に相談することが容易でない場合には、当該こどもの現在地を管轄している児童相談所に相談すること。相談を受けた児童相談所においては、児童の状況や児童の親権者等の居住地、一時保護委託の実施の要否等を踏まえて、必要な対応を行うこと。

(ウ) 児童による説明等から当該児童が保護者からの児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条の規定に基づき、児童相談所等への通告を行う必要があるが、当該児童が通告を拒否しており、通告をすることにより児童の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合は、緊急的に受け入れを行った上で、可能な限り速やかな通告を行うことができるよう、当該児童に児童相談所の役割や今後想定される対応等について説明してその理解を得るように努めること。

(エ) こども・若者の安心・安全を守る事業目的の観点から、こども・若者に対し事業所所在地の秘匿をはじめとする生活上のルールがある場合には、利用前にこども・若者に対し、説明資料等に明記のうえ、説明を明示的に行い、こども・若者本人が生活上のルールを理解・納得した上で、利用を開始すること。

② 心理療法（カウンセリング）支援

こども・若者に心理療法（カウンセリング）が必要な場合に適切に支援を行うことができるよう、心理療法担当職員を配置する。なお、心理療法担当職員は一時保護施設設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）第22条に定める心理療法担当職員に該当する者であること。

③ 日中の居場所の提供、就労支援・就学支援

ア 日中の居場所の提供

(ア) 4①に定めるこども若者シェルターの宿泊利用者及びこども若者シェルターの宿泊利用者以外のこども・若者に対し、宿泊を伴わない居場所の提供、相談支援を行う。なお、こども若者シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める日中の居場所の提供には該当しない。

(イ) 開所時間はこども・若者のニーズに十分に応じることができるよう設定すること。

(ウ) こども・若者の安心・安全を守る事業目的の観点から、こども若者シェルターの所在地を秘匿している場合には、こども若者シェルター所在地以外のこども・若者の安心・安全を提供できる場所において実施すること。

(エ) 必要に応じ、現在のこども若者シェルターの宿泊利用者とこども若

者シェルター経験者との交流や、日中の居場所の提供を利用することも・若者との交流などの機会を設けること。

イ 就労支援・就学支援

4①に定めるこども若者シェルターの宿泊利用者及びこども若者シェルターの宿泊利用者以外のこども・若者が就労または就学の支援を希望する場合に、公共職業安定所など関係機関への同行や連絡調整、就職に係る情報提供や面接指導等の就労支援、こども・若者の習熟状況に応じた学習支援、こども若者シェルターからの通学支援、進路相談等の就学支援ができるよう職員を配置する。また、異なる年齢のこども若者シェルター利用者が就学支援を希望する場合には、単一的な学習教材ではなく、一人一人の習熟状況に応じた学習教材を提供すること。なお、こども若者シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める就労支援・就学支援には該当しない。

④ 弁護士連携支援

こども・若者が金銭トラブル等の法律的な課題を抱えている場合に適切な支援ができるよう、弁護士との委嘱契約等により、必要時に弁護士による相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を受けられる体制を確保すること。

⑤ 送迎支援

こども・若者の安心・安全を確保した上で、深夜に保護者の元や、児童相談所の一時保護施設等にこども・若者が移動する場合、都道府県等はこども若者シェルター所在地から保護者の居住地、こども若者シェルター所在地から一時保護施設所在地等必要に応じ送迎を行うこと。

(5) 留意事項

① 個人情報の適切な管理に十分配慮し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないように、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、守秘義務を課すこと。

② こども・若者がこども若者シェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて、都道府県等が把握している当該こども・若者の退所後の状況について、個人情報保護法に十分留意し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係機関に対して情報提供を行うこと。

③ 子ども・若者が子ども若者シェルター退所後においても、必要な支援を行うこと。

(6) 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合、既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。

第7回 子ども若者シェルターに関する検討会	資料 1-2
令和7年2月25日	

子ども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン（案）

1 目次

2 はじめに 1

3 1 「子ども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項..... 2

4 2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項..... 6

5 3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項..... 8

6 4 本事業のシェルターと関係機関との連携 12

7 5 その他 15

8 おわりに 18

はじめに

(1) 本ガイドラインの目的について

虐待等により家庭に居場所がない10代からおおむね20代までの子ども・若者が都市部の繁華街等に集まり、犯罪等に巻き込まれたり危険な環境で過ごしていたりするような事態が起きている。こうした子ども・若者の中には、一時保護施設等における集団生活や生活上のルールになじめない者や、年齢等の事情により一時保護等の対象とならない者が一定数存在しており、このような子ども・若者に、安全な環境を確保することが喫緊の課題となっている。

近年、このような子ども・若者の安全な環境の迅速な確保を図るために、一時的に宿泊可能な施設を提供して日常生活上の援助を行うとともに、退所後の生活に向けた支援を行う、いわゆる民間シェルターの取組が進められている。

こうした取組の重要性に鑑み、令和5年12月22日に閣議決定された「子ども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、令和6年度から、新たに予算事業として民間シェルターの取組に対して補助を行う「子ども若者シェルター・相談支援事業」（以下「本事業」という。）を創設したところである。

今後、各都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）が本事業による子ども若者シェルターの整備を進めるにあたって、適切な運用が図られるよう、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方、子ども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中の子ども・若者の権利擁護等について整理する必要があることから、「子ども若者シェルターに関する検討会」を開催して議論を行い、「子ども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定した。

本ガイドラインは、本事業の運営にあたって、留意が必要な関係法令の規定や、子ども・若者を支援するにあたって実施が必要である事項、実施が望ましい事項等について整理を行ったものである。本事業を実施する都道府県等及び本事業の事業者においては、本事業の実施要綱及び本ガイドラインを踏まえて、運営していただきたい。¹

(2) 本事業の実施にあたっての基本的な考え方

¹ 本ガイドラインでは、事業の実施において必須である事項について「することが必要である」とし、事業の実施において必須ではないが望ましい事項について「することが望ましい」と表現とした。

1 本事業は、虐待等の様々な事情（親子関係の不調や施設入所等を望まない、年齢により対象にならない等も含む）により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までの本事業のシェルターの利用を希望することも・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所を提供するものであり、秘匿性を確保したうえで、一定期間本事業のシェルターに宿泊して支援を行う形態もあれば、宿泊できる機能自体は有しつつ、夜間帯に気軽に利用可能な居場所を提供して支援を行う形態も想定される。

2 本事業のシェルターを利用することも・若者は、家庭環境等さまざまな困難を抱え、多様な支援ニーズを有していることが想定される。本事業を実施するにあたっては、本事業を利用したいということも・若者の意向を尊重することが重要であり、子ども・若者の権利擁護を図りながら、子ども・若者の安全な環境を確保することが必要である。また、本事業のシェルターは子ども・若者の一時的な生活の場であり、子ども・若者が、退所後の生活を見据えて、主体的に考え、選択できるようにすることも重要である。

3 そのため、本事業のシェルターでの生活上のルールの設定や支援を行うにあたっては、常に子ども・若者の権利擁護に留意し、可能な限り子ども・若者の意見又は意向を尊重することが必要である。また、当然のことながら、身体的・精神的苦痛を与える行為は決して許されるものではなく、子ども・若者と本事業のシェルターの職員の双方の存在が尊重されながら事業を実施することが必要である。

1 「子ども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項

(1) 対象者

2 本事業のシェルターの対象者は、「虐待等の様々な事情（親子関係の不調や施設入所等を望まない、年齢により対象にならない等も含む）により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までのシェルターの利用を希望することも・若者であって、事業実施主体である都道府県等が事業の対象とすることが適当と認められた者」である。なお、児童相談所等の関係機関から本事業のシェルターにつながる場合に限らず、子ども・若者本人から直接利用申込みが行われる場合も想定される。

(2) 入所前の説明

3 本事業のシェルターへの入所は、原則として事前に、子ども・若者本人に対し、シェルターにおける支援内容、生活上のルールの内容とその理由、利用料等について記載した説明資料を用いて、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明したうえで、子ども・若者の利用意思を十分確認し、子ども・若者本人から、本事業のシェルターの利用の申込書の提出を受けて開始することが必要である。

4 夜間帯に子ども・若者から利用希望があり、緊急的に子ども・若者を受け入れなければ当該子ども・若者の生命・身体等に危険が生じるおそれがあり、本人の状況等から十分な説明や申込書の記載を行える状況にない場合には、本人の希望に応じて緊急的に宿泊をさせたとうえで、翌朝以降に上記説明と申込みの手続きを行うこととして差し支えないこととする。

5 一時保護委託による利用の場合は申込書の提出は不要である。

(3) 親権との関係

6 本事業のシェルターへの入所は、一時保護委託による場合を除き、子ども・若者本人と本事業の事業者間の利用契約に基づき行われるものとする。

1 18歳未満の未成年のこどもの場合、利用契約の締結に当たって、民法上の意思能力・行為能力との
 2 関係で法定代理人たる親権者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）からの同意取得の要否等
 3 が問題となる。意思能力（民法第3条の2に規定されている、行為の結果を判断することができる精神
 4 能力をいう。）がない者が行った法律行為は無効であり、少なくとも本事業のシェルター利用契約を有
 5 効に締結するためには意思能力を有していることが必要である。意思能力の有無を検討するうえで、
 6 当該利用契約の内容や効果を踏まえる必要があり、この点、
 7 ・児童自立生活援助事業は、義務教育修了後の児童の申込みにより利用の開始が可能であること
 8 ・本事業のシェルターの利用契約の効果は、こどもが安心・安全な場所を利用できるようになり、本人
 9 に利益を与えるもので負担を課すようなものではないこと
 10 に鑑みれば、義務教育修了後のこどもについては、原則として利用契約の当事者となることが可能で
 11 ある²と考えられる。ただし、こどもの発達状況や障害の程度等によっては、義務教育修了後であつて
 12 も利用契約の当事者となることができない場合もありえることから、個々のこどもの発達状況等にも
 13 留意が必要である。

① 入所の申し込みにおける親権との関係

14 利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合であっても未成年であるため、利
 15 用契約の締結にあたっては、民法第5条及び第120条を踏まえることが必要となる。

16 ○民法(明治29年法律第89号)(抄)

17 (未成年者の法律行為)

18 第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に
 19 権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

20 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

21 3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内に
 22 おいて、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分すると
 23 きも、同様とする。

24 (取消権者)

25 第120条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者(他の制限行為能
 26 力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、
 27 承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

28 2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理
 29 人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

30 本事業のシェルターを利用するこどもは、虐待を受けているなど家庭に居場所がなく本事業のシ
 31 ェルターの利用を希望していることが多いと考えられることから、親権者等から事前に同意が得ら
 32 れるケースは少ないと考えられる。親権者等の同意なく締結された利用契約であっても、親権者等が

² 本ガイドラインにおいては、民法第3条の2に規定されている意思能力がある場合を「利用契約の当
 33 事者となることができる年齢以上」とし、当該意思能力がない場合を「利用契約の当事者となること
 34 ができる年齢未満」としている。

1 取り消さない限りは有効であるから、利用契約の締結にあたって、事前に親権者等から同意を得るこ
 2 とが困難であると見込まれる場合は、親権者等の同意までは要しないものとして差し支えないと考
 3 えられる。

4 また、利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもの場合であっても、親権者等におい
 5 てこどもがシェルターを利用することを了承することが想定できず、親権者等に連絡することによ
 6 り、こどもの生命及び身体等に危険が生じるおそれがあり、緊急的に受け入れざるを得ない場合は、
 7 受入れを行ったうえで、こどもが親権者等への連絡を拒否している場合は、児童相談所等への通告又
 8 は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要である。な
 9 お、この場合の親権者等への連絡は、児童相談所と協議の上、対応することが考えられる。

10 他方で、親権者は、身上監護権(民法第820条)の内容の1つとして、こどもの居所を指定する権
 11 利(民法第822条)等を有しており、親権者の同意なく、未成年のこどもを本事業のシェルターに入
 12 所させることは、その利用形態等によっては、法的トラブルになる可能性もあることに留意が必要で
 13 ある。

14 そうした法的なトラブルを防止する観点等からは、本事業の事業者は、親権者等に対し、こどもの
 15 希望により、こどもが本事業のシェルターを利用していること、利用期間の見通し、問い合わせ先
 16 (本事業の事務局や代理人弁護士等の連絡先)等について、親権者への連絡に関するこどもの意見・
 17 意向を尊重しながら、可能な限り速やかに連絡することが必要であると考えられる。

18 なお、個別の司法判断においては、親権者等との関係については、親権も無制限のものではなく、
 19 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育を行う義務を負い(民法第820条)、子の人格
 20 を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心
 21 身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない(民法第821条)とされていることも
 22 考慮されうるものと考えられる。

23

② こどもが親権者等への連絡を拒否している場合の対応

24 本事業の事業者と親権者等の間での法的なトラブルを防止する観点等からは、親権者等への連絡
 25 を可能な限り速やかに行うことが必要であると考えられることから、こどもに対しては、未成年の場
 26 合の親権者等への連絡の必要性、親権者等との連絡は本事業の事業者やこどもの代理人等が行うこ
 27 と、親権者等によって無理やり連れて帰宅させられないことがないよう対応すること等を丁寧に説明
 28 し、可能な限り速やかに親権者等への連絡を入れることについて理解を得られるよう努めることが
 29 必要である。

30

③ 親権者等が本事業のシェルターの利用を拒んだ場合等の対応

31 連絡を受けた親権者等がこどもの本事業のシェルターの利用を拒み、こどもの引渡しを求めている
 32 場合、法的根拠を明示した対応が必要となり、本事業の事業者のみの対応では、こどもの本事業の
 33 シェルターの利用を継続することは困難となることが考えられる。

34 このため、当該こどもの家庭の状況等(虐待の疑いがある等)から、本事業のシェルターの継続利
 35 用が必要と考えられる場合には、児童相談所に相談する必要がある。そのうえで、一時保護の対象と
 36 なるこどもについては、一時保護委託を活用することが考えられる。

37

38

また、親権者等からの面会・通信の要請については、こどもの希望に応じて対応し、こどもが面会・通信を拒否している場合には、その旨を親権者等に伝達・説明して理解を求めることが必要である。親権者等が本事業の事業者の説明に納得せず、こどもとの面会・通信を認めなければ本事業のシェルターの利用を認めないといった主張をするような場合には、児童相談所に相談し、一時保護委託の対象となるこどもについては一時保護委託とし、一時保護の枠組みの中で可能な面会・通信制限を行うことが考えられる。³

(4) 児童相談所との関係

こどもが児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条による児童相談所等への通告義務があることから、本事業の事業者は、こどもの発言等から、児童虐待を受けたと思われる場合等には、児童相談所等に速やかに通告することが必要である。

このほか、こどもの発言等からは児童虐待の疑いがあるかまでは不明な場合であっても、利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもについては、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要である。

また、利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合であっても、こどもが親権者等への連絡を拒否している場合は、法的なトラブルを防止する観点等から、児童相談所等への連絡を行うことが望ましい。

こどもが児童相談所等への通告又は連絡を拒否している場合は、通告義務との関係及び法的なトラブルを防止する観点等から、可能な限り速やかな通告を行うことができるよう、当該こどもに児童相談所等の役割や今後想定される対応等について丁寧に説明してその理解を得るように努めることが必要である。

これらの対応や親権者等への連絡についてこどもの理解を得るように努めつつ、こどもの拒否によって児童相談所等への通告又は連絡や、親権者等への連絡が行えていない場合においても、利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合には、親権者等との関係で法的なトラブル等が生じる可能性はあるものの、こどもとの利用契約に基づいて、本事業のシェルターの利用を開始すること自体は可能であると考えられる。

利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもの場合、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要であり、その旨をこどもに説明し、理解を得よう努めることが必要である。ただし、こどもがそうした説明を受けても児童相談所等への通告又は連絡を拒んでおり、当該こどもを本事業で受け入れなければその生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合には、こどもの理解を得て児童相談所等への通告又は連絡を行い、児童相談所長が一時保護委託の決定等を行うまでの間、緊急的に本事業においてこどもの保護を開始・継続することは可能であると考えられる。その際、法的なトラブルを防止する観点からは、児童相談所等への連絡に努めた経過（こどもへの説明内容やこどもの発言内容等）等に関する記録を残しておくことが望ましい。

³ 児童虐待防止法第12条では、一時保護が行われた児童について、児童虐待を行った保護者についてのみ面会・通信制限ができるものとされている。

一時保護については、児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合や児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合等も対象となっており、こども自らが「(家庭に) 帰りたくない」等の意見・意向を表明している場合には、児童相談所長等が必要であると認めた場合は一時保護の対象になりうる。このため、こどもが家庭に帰りたがらず本事業のシェルターの利用を希望している場合には、利用契約の当事者となることができる年齢にかかわらず、こどもの状況等を踏まえて、児童相談所長の判断で一時保護委託を行うことは可能と考えられる。⁴

2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項

(1) 生活上のルールの設定における基本的考え方

本事業のシェルターを利用するこども・若者は、本事業のシェルターの利用に至るまでの間に家庭環境等さまざまな困難な状況にいたことが想定される。そのため、支援にあたっては、まずは、全てのこども・若者について、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないことを伝えることが必要である。

そのうえで、本事業のシェルターでの生活上のルールの設定を行うにあたっては、常にこども・若者の権利擁護に留意し、可能な限りこども・若者の意見又は意向を尊重することが必要である。また、本事業のシェルターに入所中のこども・若者の生活上のルールに関しては、内容によってはこども・若者の権利制限に当たりうるものであり、また、こども・若者は利用契約を有効に締結しうることを踏まえ、入所時等に、生活上のルールの内容とその理由について説明資料に記載し、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明し、当該ルールの下で生活することとなることも含めて、本事業のシェルターの利用について、利用者本人が、生活上のルールについて聞いていない、知らないという事態が起こらないよう、利用者本人の同意を得ることが必要である。

こども・若者の権利擁護やこども・若者のニーズに対応する観点から、生活上のルールについては、当該ルールがこども・若者の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものであることに留意が必要である。その内容については、こども・若者の意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直しを行うことが必要である。

生活上のルールについては、こども・若者一人ひとりの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、その個別事情にかかわらず一律なルールを課すことでこども・若者にとって過度な負担とならないよう対応することが必要である。

(2) 入所時・入所中について

①あらかじめ設定しておくべきルールについて

- 生活上のルールについては、こども・若者が安心・安全に生活できるよう、かつ、他の利用者とお互いに居心地よく生活できるよう、
- ・スマートフォン、携帯電話等の通信機器や通信環境の利用に関すること

⁴ 意見・意向の表明は、一時保護を求める場合に限らず、家庭等からの分離を求める趣旨の言動がある場合を含む。また、記録にあたっては、児童の発言や問いに対する反応を客観的・具体的な事実として記載することに留意が必要である。

第6回検討会からの修正反映

- 1 ・物品やお金の貸し借りに関すること
- 2 ・著しい騒音や著しい不衛生の禁止等生活環境に関すること
- 3 ・利用者間でトラブルが起きた場合に関すること
- 4 ・本事業のシェルターの所在地に関すること・知人等の来訪に関すること
- 5 ・お金を含む貴重品の管理に関すること
- 6 ・外出や外泊に関すること
- 7 ・緊急時の対応に関すること（行方不明、緊急搬送、その他トラブル発生時）
- 8 ・安全確認を目的とした居室内の立ち入りに関すること
- 9 ・本事業のシェルター内外を問わず、発生したトラブルに関すること（設備を破損した場合の対応等）
- 10 ・個人情報取扱に関する事
- 11 ・所持品の預かりに関する事
- 12 については、最低限、あらかじめルールを設定しておく必要がある。なお、他の利用者や職員
- 13 に対する暴力や暴言、誹謗中傷、設備の破壊等他人に迷惑をかける行為や法に触れる行為はやっては
- 14 いけない旨もあらかじめ周知が必要である。
- 15 また、災害・緊急事態発生時の対応として、本事業の事業者は、防災や防犯に関する体制を構築する
- 16 とともに、本事業のシェルター利用中の子ども・若者に対して、入所にあたって、利用者から職員への
- 17 緊急時の連絡方法や災害時の避難方法等を説明することが必要である。
- 18
- 19 ②所持品の持ち込みについて
- 20 本事業のシェルターを利用したい子ども・若者のニーズや、本事業のシェルターは原則個室かつ少人
- 21 数対応であることを踏まえれば、その所持制限をする所持品の範囲は、子ども・若者の安全や福祉の確
- 22 保の観点から、必要最小限のものとなるよう留意が必要である。
- 23 特にスマートフォンや携帯電話等の通信機器に関しては、
- 24 ・子ども・若者の通信機器の利用ニーズの高さを踏まえれば、所持制限により、子ども・若者の本事業
- 25 のシェルターの利用につながらない可能性も十分考えられること
- 26 ・就職活動の履歴書に連絡先を記載する等、通信機器の保有は自立に向けて一定の必要性があること
- 27 ・通信機器の使用が心理的にも大切なものになっていること
- 28 等を踏まえれば、子ども・若者の状況を考慮しつつ、自由な利用が可能となるように、子ども・若者の
- 29 意見を十分踏まえて対応を検討することが望ましい。
- 30 制限が必要となる場合においても、必要最小限のものとなるよう留意が必要であり、例えば、
- 31 ・親権者等にシェルターの場所が特定されるリスクを減らすため、利用の際は、シェルターの個室から
- 32 離れた場所にある本事業の事業者の事務所等に移動してもらう、通信機器を貸与する
- 33 ・生活に支障が及ぶような依存的な利用を改善するため、深夜の利用を制限する等、利用時間帯を設定
- 34 する
- 35 等が考えられる。
- 36
- 37 ③通学等について
- 38 本事業のシェルターを利用する児童生徒が在籍校に通学する際には、安全面等に配慮し、例えば、付

第6回検討会からの修正反映

- 1 き添い等、当該児童生徒の状況に応じた支援を行うことが望ましい。
- 2 また、在籍校への通学が困難な場合は、在籍校等と調整のうえ、学習機会が確保されるような支援を
- 3 行うことが望ましい。
- 4 いずれにしても、通学や通勤の支援等について、入所時に、子ども・若者本人と話し合うことが必要
- 5 である。
- 6
- 7 (3) 退所時について
- 8 子ども・若者が本事業のシェルターから退所する際のルールとして、
- 9 ・退所を希望する時の対応（例えば、無断で退所しないこと、親権者等への連絡等）
- 10 ・預かっていた所持品の返還等の取り扱い等について（例えば、所持自体が違法であるもの以外原則す
- 11 べて返還する。例外として、利用していた部屋に所持品が残ってしまった場合の取り扱いをあらかじめ
- 12 め決め、利用契約において、子ども・若者に説明し、同意を得ておくこと等）
- 13 については、あらかじめルールを設定しておくことが必要である。
- 14
- 15 3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項
- 16 (1) 本事業の支援内容
- 17 ①支援内容
- 18 本事業のシェルターの利用を希望する子ども・若者は、夜間も含めた一時的な居場所の確保だけに留
- 19 まらず、家庭環境や人間関係の悩み等を背景とした多様なニーズを有していると考えられる。このた
- 20 め、本事業の事業者は、こうしたニーズの個性に対応する機能を幅広く確保しつつ、様々なニーズに
- 21 対応した支援を行うことが望ましい。
- 22 また、本事業のシェルターの利用は、子ども・若者が利用したいという意向を有していることが前提
- 23 であり、2のとおり、安全確保等の理由から、子ども・若者に一定の利用ルールの遵守を求めることも
- 24 ある一方で、子ども・若者自身の自己決定を支援することも同時に考慮される必要がある。子ども・若
- 25 者の最善の利益を追求するため、本人の意思確認や希望の定期的・継続的な聴取を通じて支援ニーズと
- 26 利用実態が合致するよう調整を図ることが必要である。
- 27 本事業のシェルターの支援内容としては、子ども・若者が安心・安全を感じられる宿泊場所や居場所
- 28 の確保、食事の提供や家事の実施といった生活支援、対人関係の悩みや将来への不安等を抱えるこど
- 29 も・若者への相談支援等を基本的な機能としたうえで、本事業の事業者の独自性や専門性に応じた追加
- 30 的な機能を統合し、一体的に支援を提供することが望ましい。
- 31 本事業のシェルターにおける支援方針を検討するうえで、利用者が虐待等をはじめ困難な経験（逆
- 32 境的小児期体験）が累積した状態となっている可能性があることに留意し、そうした背景から多様な支
- 33 援ニーズを有する子ども・若者を一律の方法論によって支援するのではなく、個別性に対応した支援の
- 34 実施が必要である。加えて、そうした状況によって生活意欲の低下やトラウマ等の生きづらさを抱えて
- 35 いたり、大人に対する不信感があったりすることで、職員との関係を構築しづらい場合もあるため、冷
- 36 静かつ粘り強い関わりをすることが必要である。
- 37 また、子ども・若者に対する職員の接遇についても、権利擁護やトラウマインフォームドケアの視点
- 38 から十分に考慮し、暴力や暴言等はいかなる理由があっても決して許されず、依存や2次のトラウマ等

第6回検討会からの修正反映

1 が生じる関係性に陥らないよう留意が必要である。特に、自傷行為・自殺念慮や犯罪に巻き込まれる懸
2 念があるなど安全面での配慮が必要な子ども・若者が本事業のシェルターを利用する場合は、職員によ
3 る声掛けや生活状況の見守りなど状況に応じた安全確認ができるよう、定期的かつ頻回な対応ができ
4 る体制を確保するとともに、こうした対応を取ることに利用開始時に子ども・若者の理解を得て
5 おくことが必要である。職員は、関係機関と支援方針を密に共有し、利用者に対して一貫して支える姿
6 勢を示すことが必要である。

7 同時に、退所後も見据えて本人主導の意思決定を促すことが重要であり、利用者の意向を都度確認し
8 ながら支援内容を具体的に決定していく手続が実践されることが必要である。

9 また、子ども・若者が、生活上のルールを守れなかった場合、本事業の事業者は、そうした行動に至
10 った子ども・若者の気持ちや動機等を丁寧に聴取し、どのような支援をしていくことが子ども・若者の
11 最善の利益の観点から適切か、都度検討していくことが必要である。

②宿泊を含む居場所の提供

14 宿泊を含む居場所を確保するうえでは、子ども・若者のニーズに適した運営方法や形態の住居を提供
15 することが望ましい。例えば、集団生活に馴染みづらい子ども・若者の場合は、利用者間の生活導線の
16 独立性が高い構造が望ましく、子ども・若者の年齢や生活状況等及び職員体制から安全確保等の観点で
17 支障がないと考えられる場合は、賃貸物件の一室を居室とすることもありうる。一方で、職員や同世代
18 同士の相互交流を希望することも、若者の場合は、孤独感や孤立感に悩むことが少なくなるよう、リビング等の共用スペースを有するシェアハウス型の物件を確保し、人と関わることができる環境において生活できるようにすることも考えられる。

21 なお、いずれの形態であっても、利用契約の締結にあたって、宿泊場所の形態について、子ども・若
22 者に十分説明することが必要であり、また、利用中の子ども・若者がプライバシーへの配慮を含め安心
23 感を持ちながら、健康で文化的な住生活を営めるよう、十分な居室面積の個室を確保することが原則で
24 ある。

25 また、本事業のシェルターは、子ども・若者が緊急的かつ一時的に利用することも想定されるため、
26 シェルター利用者の構成が頻繁に変化しうると想定される。そのため、子ども・若者間のトラブルを防
27 止する観点から、居室の適切な設定・管理に十分配慮することが必要である。また、独立性の高い構造
28 の居室の場合は、利用中の子ども・若者からの連絡等に応じて迅速に対応したり、毎日巡回して居室環
29 境を確認したりすることが可能な体制を確保することが必要である。

③相談支援

32 子ども・若者が本事業のシェルター退所後に安定した生活を営むことができるよう、相談支援にあた
33 っては、子ども・若者が直面している現在の困難への対応だけでなく、退所後も展望して実施するこ
34 が必要である。相談支援にあたって、職員は、本事業のシェルターの利用に至った動機や背景をよく理
35 解し、①の生活支援や②の居場所における関わり、あるいは子ども・若者も参加するケースカンファレ
36 ンス等の場を通じて可能な限り自己決定を促す取組とするなど、本人の話聞きその意向を尊重しつ
37 つ、子ども・若者の最善の利益の実現を図ることが望ましい。

38 こうした相談支援の実施主体について、基本的には、本事業の事業者が主として担うことが想定され

第6回検討会からの修正反映

1 るが、児童相談所等の行政機関や本事業の事業者以外の民間団体等、子ども・若者に対して従前より相
2 談支援を担当している主体がある場合は、本事業の事業者は当該機関と密に連携することが必要であ
3 る。

4 また、本事業のシェルターとしては比較的短い期間の関わりになるものの、子ども・若者が利用期間
5 を終了した後の居所や居場所等の退所先の調整、生活の見通しの確保、継続的な支援体制の構築といっ
6 た事項は、本事業のシェルターでの相談支援において特に期待される役割であると考えられる。このう
7 ち退所先調整に関しては、親権者等との関係調整による家庭での生活の再開、アパート等の賃貸借契約
8 による居所の確保、本事業以外の福祉サービスへの移行等が想定されるため、子ども・若者だけに留ま
9 らない幅広い地域資源に通じていることが望ましい。

④追加的な機能

12 本事業のシェルターにおける支援において、例えば心身の不調への対応、就労や就学の支援、法的対
13 応のサポート等、個別性の高い支援ニーズを把握することが想定される。こうしたニーズは、子ども・
14 若者への丁寧な対応のために可能な範囲で対応することが望ましく、本事業の事業者は、支援の充実を
15 図るために専門性を有する担当職員の配置や外部専門家への委嘱契約等を行うことも考えられるほか、
16 都道府県等が設置している各種の協議会等の場を通じて、関係機関とのネットワークを強化し、連携し
17 て支援を実施することも考えられる。

18 また、利用者となる子ども・若者にニーズがあつて了承が得られることや、安心・安全の確保が可能
19 であることを前提として、利用者間の交流や元利用者によるピアサポート、子ども・若者に限らない地
20 域資源やコミュニティとの関わりづくり等、本事業の事業者の独自性を活かした取組も考えられる。こ
21 うした事業者それぞれの強みを活かした支援を支援団体同士の連携によって、多くの子ども・若者に提
22 供できるよう、都道府県等が地域内の本事業のシェルターに呼び掛けて連絡会を開催するなど、支援団
23 体間でのネットワークを強化することも都道府県等の役割であると考えられる。

(2) 特別な支援ニーズへの対応

26 本事業のシェルターにおける支援の開始時に子ども・若者の現在の状況を聴き取る中で、過去の医療や
27 福祉との関わりについて、サービスを適時に利用することができていなかったり、子ども・若者自身に自
28 覚がなかったり、援助希求が乏しく支援ニーズを表明できていなかったりすることもある。こうした、行
29 政に繋がっていない子ども・若者であっても、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等もあ
30 るため、生活支援や相談支援を通じて、子ども・若者と職員の双方が適切な支援に繋がる気づきを得られ
31 ることが望ましい。

32 このうち医療に関しては、子ども・若者に対し、その生命、身体に関する危険の発生を予防し、健康を
33 守る重要性について認識のうえ、本事業の事業者は、日常的な服薬管理や医療機関への通院同行だけ
34 なく、心理療法担当職員を配置して必要な場合に心理療法(カウンセリング)を実施することも可能であ
35 ると考えられる。また、利用者自身の承諾のもと、自立支援医療制度や性と健康の相談センター事業の利
36 用、性犯罪被害者のための公費負担制度等、他制度による医療費の支弁も必要に応じて検討することが
37 望ましい。本事業のシェルターを利用する子ども・若者が児童である場合には、親権者等による医療同意
38 を得ている等の事情がある場合以外、児童相談所長は児童福祉法第33条の2第4項の権限を有すること

第6回検討会からの修正反映

1 を踏まえ、児童相談所等に通告又は連絡をして、一時保護の対象となる子どもについては、一時保護委託
2 を受けるようにすることが考えられる。⁵

3 また、本事業のシェルターを利用することも・若者に対し、その生命、身体に関する危険の発生を予防
4 し、健康を守るため、適切なアレルギー対応や服薬管理を実施するうえで、アレルギー情報や服薬情報を
5 本人に確認しておくことが必要である。また、子ども・若者本人が、自身のアレルギー情報、既往歴や服
6 薬情報を十分に理解していない場合もあるため、把握する関係機関（かかりつけ医や学校等）に、本人の
7 了承を得たうえで、情報提供を求めることも考えられる。

9 (3) 本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について

10 本事業のシェルターが提供する宿泊を含む居場所は、入所期間は1日からおおむね2か月までの比較
11 的短期間の安心・安全の確保を念頭に置いているが、子ども・若者の心身の状態や社会関係、退所後の生
12 活に関する意向等を総合的に勘案し、子ども・若者の最善の利益の観点で妥当である場合には、2か月を
13 超えることも想定される。

14 本事業のシェルターの利用は、当初は安心・安全の確保を目的とした支援の段階であるが、生活に慣れ
15 てきた時点で、子ども・若者の意向確認や一定のアセスメントを前提とした生活基盤の確保や相談支援
16 を実践する段階へと移行することが望ましいことから、事業の実施要綱において、利用開始後2週間を
17 目途として支援計画を策定することとしている。また、滞在が2か月を超える場合については、より本人
18 に適したケアを提供する機会の確保や、保護的な環境から子ども・若者本人へ自立を促す観点からも必
19 要性を考慮したうえで、退所後を見据えた移行支援等の計画的な実施が望ましい。

20 なお、子ども・若者が直面している困難な状況について、本事業の事業者の職員が信頼関係の構築や相
21 談支援を通じて解きほぐしたうえで各種支援に結びつけて改善を図るには、一定の時間が必要となる。
22 このため、子ども・若者が間隔を空けて複数回利用するなど、一度のみに留まらない不定型な利用もあり
23 うが、このうち頻回利用のケースについては児童相談所や都道府県等と本事業の事業者との間で対応
24 方針を協議することが望ましい。

26 (4) トラブルへの対応について

27 本事業のシェルターは一時的な居場所を提供するという事業の性格上、利用者の出入りが比較的頻繁
28 に生じるため利用者同士や職員との力動が変化しやすく、利用者間の葛藤やトラブルが起きうる。こう
29 した場合は必要な法令上の対応を行ったうえで、職員が当事者との対話を通じて思いを聴き取る、建物
30 構造上可能な範囲で利用者同士の生活導線や生活時間帯をずらすなど距離を置ける工夫をするなどが望
31 ましい。

32 ただし、職員による傾聴や生活上の工夫等の取組だけでは解決や軽減が困難な場合も想定され、当事者

⁵ 医療が必要な場合のため生活保護の利用が必要となる場合には、当該施設所在地を所管する保護の実
施機関が現在地保護を行うことが考えられる。また、市町村の行う国民健康保険においては、事実上の
住所の確認（被扶養者であった者においては、これに加え被扶養者から外れていることの確認）等によ
り、現在住んでいる市町村において、扶養者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが認め
られうる。

第6回検討会からの修正反映

1 や他の利用者も含めた利用者全員にとって安心・安全な居場所としての運営に支障をきたす場合もある。
2 こうした場合は、当事者が他のシェルター等に居場所を得て転居するなど、他団体との連携によって退
3 所先の調整を図ることが望ましい場合も考えられる。

4 また、利用者が職員に連絡なく外泊等で不在となるケースも想定されるが、このような事態を極力防ぐ
5 ため、支援の開始時における子ども・若者の意向確認の際、無断外泊や利用者間トラブル等への対応方針
6 を予め説明しておくことが必要である。

8 (5) 退所後の支援について

9 (1) ③のとおり、子ども・若者の退所に向けた支援は、相談支援の中で特に期待される役割であり、
10 相談支援の一環として支援を行うことが考えられる。

11 本事業のシェルターでの居場所の提供は基本的に比較的短期間の関わりとなるため、職員が利用者との
12 信頼関係を築く難しさがあるほか、宿泊者の夜間の対応も行うことから手が空く時間帯が少なく、退
13 所後の利用者への支援には時間的な制約が伴う。こうした中でも子ども・若者の将来的な自立に向けた
14 取組として、例えば、退所先での生活の定着促進に焦点を当てて、定期的な支援物資送付や訪問面談を実
15 施するなど、一定期間を区切って自立を支援することも考えられる。

16 また、本事業の事業者が同一法人内で別の事業を実施している場合は、本事業のシェルターの利用者が
17 退所先として当該事業を利用することで、関係性を保ちつつ別の制度枠組みによって手厚い支援を継続
18 的に実施することも考えられる。例えば、障害者グループホームを有している法人であれば居室確保と
19 併せて障害者総合支援法の各種支援を組み合わせたことが可能であり、自立援助ホームを運営している
20 法人であれば、本事業のシェルターの利用者の退所先として当該自立援助ホームを活用する場合、本事
21 業のシェルターを前段階のサービスと位置づけて子ども・若者の就労意向等の確認を行うことも可能で
22 あると考えられる。

23 さらに、本事業のシェルター利用後、SNSでの連絡や食事会等のイベント告知によって関係性を維持
24 し、元利用者同士や元利用者との現在の利用者からなるコミュニティとして期間を区切らず繋がりを持
25 ち続けることも考えられる。本事業のシェルターの利用者は虐待等を背景として家庭等に居場所がなく、
26 孤立しやすい状態にある子ども・若者もいることから、こうした長期的な関係を保つことは本事業のシ
27 ェルターだからこそ果たしうる重要な役割であると考えられる。

29 (6) 権利侵害があった際の対応

30 支援にあたっては、子ども・若者本人の権利擁護を図ることが必要であり、子ども・若者に権利侵害が
31 あった場合に早期に対応するため、都道府県等の子どもの権利擁護相談の窓口の周知を行うほか、利用
32 者の権利擁護のための方法として、苦情を受け付けるための窓口を設置することも考えられる。

4 本事業のシェルターと関係機関との連携

35 (1) 連携の重要性

36 本事業のシェルターでは、利用することも・若者の多様なニーズを踏まえつつ、退所後も展望した支援
37 を行うことが望ましいことから、都道府県等は、児童相談所や市町村、関係機関（警察、医療機関、学校・
38 教育委員会、弁護士、その他民間団体等）と連携して、総合的な支援体制を構築することが必要である。

第6回検討会からの修正反映

1 そのため、都道府県等は、都道府県等が設置している子ども・若者支援地域協議会や市町村が設置して
2 いる要保護児童対策地域協議会等の場を通じて、関係機関に対して本事業の趣旨や概要、実施する支援
3 への理解を求め、積極的な連携を促すことが必要である。

4 また、本事業の事業者は、都道府県等による対応を前提としたうえで、こうした関係機関が構成するネ
5 ットワークに参加し、対象となる子ども・若者、支援の内容等について認識共有を図り、実務者のレベル
6 で顔の見える関係を構築することで、個別ケースについて連携して対応する場合に協働して支援を実施
7 できる関係性を目指すことが望ましい。

(2) 各関係機関との連携のあり方

①児童相談所

11 本事業のシェルターの利用者の中には、利用契約の当事者となることのできる年齢未満の子どもや、
12 通告や一時保護の対象となりうる子ども、児童相談所等既に行政機関とのつながりがある子どもも含
13 まれうる。そのため、本事業の事業者は、児童相談所と密に情報共有を図り、利用者の年齢や状況に応
14 じた対応方針や役割分担、業務フロー等についての基本的な合意を図っておくほか、該当するケースが
15 あった際には速やかに協議を行うことが必要である。

②市町村

18 本事業のシェルターを利用する子ども・若者が退所するにあたって、市町村が実施する各種福祉サー
19 ビスを利用する可能性があり、また、市町村は、要保護児童対策地域協議会の事務局等の子ども支援や
20 家庭支援の拠点となっているほか、子ども若者総合相談センターや子ども・若者支援地域支援協議会の
21 運営主体となっているところもあることから、本事業の事業者は、市町村と関係性を構築することが望
22 ましい。また、市町村は子ども家庭センターが地域のサービス等を通じて子ども・若者または親権者等
23 との関わりを得やすいことも想定されることから、市町村においても本事業のシェルターに関する理
24 解を深めて、有効な連携が図られるよう、都道府県等が市町村と本事業のシェルターとの調整を図る等
25 を行うことが望ましい。

③医療機関

28 本事業のシェルターを利用する子ども・若者が怪我や精神疾患、妊娠をしている場合等に、適切な医
29 療が受けられるよう医療機関情報を提供し受診につなげることが必要であり、そのためにも、日頃より
30 地域の医療機関と連携することが望ましい。また、これまでの成育歴の中での虐待等により愛着障害や
31 トラウマ反応により日常生活に支障が生じている子ども・若者に対しては、心理療法等適切な支援につ
32 なげられるよう、心理療法担当職員を配置することや、地域のカウンセリング実施機関等との連携を図
33 ることが望ましい。

④学校・教育委員会

36 児童生徒を本事業のシェルターが受け入れるにあたっては、本人の意向も確認しつつ、当該児童生徒
37 の在籍校やその設置者である教育委員会等と連携を図ることが望ましい。

第6回検討会からの修正反映

⑤弁護士

2 未成年者が本事業のシェルターを利用した際の親権者等への対応をはじめ、子ども・若者への支援や
3 本事業の運営にあたって法的体制を整えることが望ましい場合が想定されることから、弁護士との委
4 嘱契約等により、必要時に弁護士による相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を受けられる体制
5 を確保することが望ましい。

⑥その他の関係機関

8 子ども・若者のニーズに沿って支援を行う観点から、地域の多様なサービスを受けたいというこ
9 も・若者の希望がある場合に、必要に応じて、各種サービスについて説明し、その機関との連携を図る
10 ことが考えられる。例えば、就労の支援を希望する場合に、公共職業安定所等の関係機関への同行や連
11 絡調整等が考えられる。なお、その場合は、子どもに対する就労支援の場面について、親権との関係も
12 含め、民法、労働基準法等の関係法令に留意した対応が求められる。

13 また、本事業のシェルターを利用する子ども・若者の状態やニーズはさまざまであり、必要な公的制
14 度やサービス等の利用にあわせて、生活、住居、就労、障害、居場所等さまざまな領域にある民間団体
15 と関わることを望ましい。子ども・若者が、その後安定的に生活が送られ続けた通学や就労を図って
16 いくためには、民間団体の柔軟な発想や対応により連携を図りながら、切れ目ない支援の継続が大切で
17 ある。特に、公的機関との関わりに抵抗がある子ども・若者に対しては、民間団体との関わりによる支
18 援の役割は大きい。

(3) 連携を深めるうえでの留意点

21 子ども・若者の支援にあたっては、地域における社会資源やサービスを有効に活用し支援体制を構築し
22 ていくためにも、日ごろから関係機関と連携を図り、個別具体的な連携・支援にあたって必要な情報を共
23 有していけるようにすることが必要である。都道府県等において本事業のシェルターに特化した新設の
24 会議体を設置する以外の方法として、まずは既存の会議体（要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支
25 援地域協議会、障害者総合支援法に基づく協議会等）を積極的に活用し、各ガイドライン等を踏まえなが
26 ら、情報共有を図り連携していくことが考えられる。その際は、本事業の事業者がこうした場に参加でき
27 るよう、都道府県等が関係機関との調整を主導することが必要である。

28 また、関係機関と連携して子ども・若者を支援するにあたっては、個人情報の適切な管理に十分配慮
29 し、原則として子ども・若者等の同意を得たうえで関係者間での情報の共有に努めることが望ましい。た
30 だし、同意を得られない場合においても、関係法令等の規定上、必要に応じて、都道府県等（児童相談所
31 を含む。）、市町村（子ども家庭センターを含む。）及び要保護児童対策地域協議会等、関係機関で情報共
32 有を行う必要がある場合に留意が必要である。また、職員等（ボランティアも含む。）が業務上知り得た
33 情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すことが必要である。

34 さらに、本事業のシェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合（子ども・若者が都道府
35 県等の管外に転居する場合の、転居先の関係機関が支援を引き継ぐ場合を含む。）には、必要に応じて、
36 本事業の事業者や都道府県等は、把握している当該子ども・若者の退所後の状況について、個人情報保護
37 法等に十分留意し、原則として子ども・若者等の同意を得たうえで関係機関に対して情報提供を行うこ
38 とが望ましい。

5 その他

(1) シェルターの周知方法

① 子ども・若者向けの周知

本事業のシェルターは、緊急的かつ一時的な利用も含めた安心・安全な居場所確保のニーズがある子ども・若者が利用することから、支援が必要な子ども・若者本人がシェルターの情報にアクセスできるような、周知することが望ましい。周知の際は、本事業のシェルターの運営に支障が生じないよう秘匿性等にも配慮したうえで、子ども・若者自身に直接案内する方法と、関係機関を通じて広報する方法が考えられる。

このうち、子ども・若者への直接的な案内を目的として、例えば、子ども・若者が直面している課題や本事業のシェルター利用について相談できる窓口を開設する場合は、当該窓口の電話番号を案内するほか、SNSを通じて施設の利用環境を紹介したり、チャット相談による対応を行ったりすることも考えられる。電話や対面による相談は、SNSと比べて子ども・若者の個別のニーズを把握し利用方法を具体的に案内しやすい一方で、本事業のシェルターの対象である10代から20代までの子ども・若者は検索性の高いSNSを基本的な連絡ツールとしていることも踏まえつつ、子ども・若者が相談に関する情報にアクセスできる環境を整えることが重要であることに留意が必要である。また、都道府県等において教育機関と各種の協議会を通じた連携体制を構築したうえで、福祉や心理等の観点から支援が必要だと考えられる子ども・若者がいた場合に個別に案内することや、子ども・若者が集う学校を通じて周知を行うことも考えられる。

また、家庭等に居場所がなく夜間帯に繁華街にいる子ども・若者も、本事業のシェルター利用者として想定されることから、個別の声掛けや出張相談等を通じて、当該子ども・若者に利用案内を行うことも考えられる。こうしたアウトリーチ活動を実施する場合は、子ども・若者との信頼関係構築を重視して過度な利用勧奨とならないよう働きかけるとともに、子ども・若者からの利用相談が可能な電話やSNS等の方法を具体的に伝えることが考えられる。

② 関係機関向けの周知

本事業のシェルターは緊急的かつ一時的な利用も想定していることから、日頃から行政機関や支援団体等の関係機関とコミュニケーションを図り、予め本事業のシェルターにおける支援内容や運営体制について理解を促しておくことで、適切かつ効果的な利用開始につながる事が考えられる。そのため、都道府県等が設置している協議会や支援団体の連絡会等の場を通じて、様々な関係機関への広報に取り組むことが望ましい。

関係機関が子ども・若者に本事業のシェルターを紹介し、利用につながるよう、関係機関へ周知しておくべき事項として、まずは、どのような方針に沿って、どのような支援を実施しているか(支援内容)について、都道府県等を通じて、関係機関の理解を得ておく必要がある。また、本事業のシェルターがどのような職員体制で運営されており、どのような強みを有する職員が勤務しているか(運営体制)も伝えることが望ましい。加えて、本事業のシェルターでは児童相談所をはじめ行政機関と連携して必要な対応を取る体制があると周知することも、関係機関から本事業のシェルターへの信頼醸成の一助になると考えられる。

③ 地域や社会一般への周知

本事業のシェルターは利用者の安心・安全確保のため所在地等の秘匿性が必要となることがある一方で、利用者の退所先確保や自立促進の観点や、本事業のシェルターにおける支援を担う人材の確保の観点からは、本事業のシェルターが地域や社会一般に受け入れられ、取組が定着することも重要である。そのため、子ども・若者への支援実施や利用案内において連携する関係機関に限らず、地域社会に向けた周知についてもどのように行うか検討することが望ましい。

④ 周知にあたっての留意事項

本事業のシェルターでは、利用する子ども・若者が安心・安全に過ごせるよう、所在地の住所、住所を特定しうる外観写真、詳細な間取りや建物構造等の機微な事項については非公表とするなど、必要に応じて対外的な秘匿性を確保することが考えられる。

また、本事業では、個別の利用相談の過程で、子ども・若者本人の利用意思の確認とともに利用者の個人情報も預かり、利用することとなる。そのため、本事業では、個人情報はもとより、家族関係や今後の生活の意向等の子ども・若者に関する機微な情報も含めて適切に管理するとともに、こうした情報を取扱う職員等(ボランティアも含む。)には守秘義務を課す必要がある。⁶

(2) シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

本事業のシェルターにおける支援内容はいずれにおいても子ども・若者への傾聴の姿勢を基本とした伴走支援が求められるため、支援の担い手は、これらを実践できることが必要である。また、追加的な機能の提供のために独自性・専門性を発揮することも期待されていることから、職員がチームワークを発揮して子ども・若者の処遇にあたることも必要である。

こうした人材の育成や確保については、本事業の事業者が法人内で別事業を実施していたり、関係機関が関連性の深い事業を実施したりしている場合は、そうした事業の経験を積むことで子ども・若者との関わり方を学ぶことができると考えられる。また、社会的養護関連施設や一時保護施設等をはじめとした児童福祉の他、司法福祉(矯正施設等を含む。)、若者・女性支援等の隣接領域における実務経験を通じて多様なニーズを有する子ども・若者との関わりを学ぶことや、子ども家庭ソーシャルワーカー認定資格や子ども・若者育成支援研修等の外部研修により子ども・若者の支援に関する幅広い知識・技能を修得することも、適切な支援を実践できる人材の育成方法と考えられる。

また、人材の確保についても、中途採用や法人内の異動により、本事業のシェルターと関連性の深い事業の経験者を配置する以外にも、例えば、電話・SNS相談の対応にあたる職員やボランティアスタッフ等

⁶ 都道府県等において、当該予算事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、業務上知り得た情報を漏らすことがないように守秘義務を課すこと。これに加えて、子ども・若者等に対しては、状況によっては関係機関に共有することがあることを説明し、同意を得ておくことが必要である。ただし、同意を得られない場合であっても、要保護児童の通告等、児童福祉法をはじめ関係法令等の規定上、必要に応じて都道府県等(児童相談所を含む。)、市町村(子ども家庭センターを含む。)及び要保護児童対策地域協議会などの関係機関の間で連携し、情報共有を行うこと。

第6回検討会からの修正反映

1 が子ども・若者のニーズや本事業のシェルターでの支援内容に対する理解や関心を深め、将来的に、本事業の生活支援や相談支援を担う職員に転じることも想定される。人材の定着の観点では、支援を実施する難しさを職員が個人で抱え込んだり、子ども・若者との関係性に悩み職員が孤立したりすることも想定される。そのため、職員間や関係機関との連携を通じて、子ども・若者への支援を担う職員の心理的安全性の確保等を図りながら、子ども・若者との信頼関係構築や支援に努めることが必要である。このような職員定着の取組として、例えば行政職員と共同で研修を受講できる機会を設ける等、本事業の事業者だけでなく事業実施主体である都道府県等とも連携した対応が考えられる。

9 (3) 地方自治体間の連携

10 子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）⁷の居住地を管轄する児童相談所設置自治体（以下「居住地自治体」という。⁸）と、子どもの現在地（本事業のシェルターの所在地）を管轄する児童相談所設置自治体（以下「現在地自治体」という。）が異なる場合に、本事業の事業者が児童相談所等に一時保護委託等の相談をする場合には、本事業の事業者は、子どもの保護者の居住地を管轄する児童相談所（以下「居住地児相」という。）に相談する必要がある。

15 ただし、子どもの保護者の居住地が不明な場合や、夜間帯等居住地児相に相談することが容易でない場合には、子どもの現在地を管轄する児童相談所（以下「現在地児相」という。）に相談することが考えられる。この場合、居住地児相に連絡がとれる状況になった場合には、現在地児相から居住地児相に連絡することが考えられる。

19 また、現在地自治体の本事業のシェルターに子ども・若者が入所した後、居住地自治体やその他の地方自治体において運営されているシェルターに移ることを希望する場合、現在地自治体の主管課から他の地方自治体の主管課に対し、他の地方自治体内で利用可能なシェルターの有無や利用方法等を確認する等の連携を行うことが望ましい場合があると考えられる。

23 また、現在地自治体の本事業のシェルターに子ども・若者が入所した場合、子ども・若者の希望やその状況に応じて、退所先を居住地自治体やその他の地方自治体内で調整する必要があるケースも想定されることから、現在地自治体の主管課又は現在地児相においては、他の自治体の主管課又は居住地児相等に利用可能な退所先（自立援助ホーム等）の有無や利用方法等について確認するなどの連携を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

28 子ども・若者が居住地自治体以外において本事業のシェルターを利用することが想定されるが、本事業の実施や利用状況等は、地域により異なることから、例えば、前年度の実績を参考とするなどしてその利用に要した経費について、地方自治体間の協議により一定額の負担を居住地自治体に求めることができるとするなど、本事業について、地方自治体間での財政負担の均衡を図ることも考えられる。

⁷ 児童相談所運営指針に基づき、「子どもの保護者」としている。

⁸ 児童相談所運営指針において、「居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。」とされている。

第6回検討会からの修正反映

1 おわりに

2 民間シェルターの実践報告や既往の調査研究では、民間シェルターの利用を希望することも・若者は、親子関係の不調や人間関係の悩み等様々な困難を抱えており、子ども・若者に支援の手を差し伸べるべき大人に対しても不信感が強い傾向にあることが指摘されている。そのため、子ども・若者は安定した生活基盤を確保して自立に向かえるようになるまでの各段階で、親権者や児童相談所その他関係機関からの関与を忌避し十分なサポートを受けられず、結果として自傷行為・希死念慮の強化や犯罪に巻き込まれる経験等の困難が複合化・重度化するおそれもある。こうした背景から、支援者が子ども・若者に必要な支援を適時に届けるには、本人の気持ちやニーズを受け止めたうえでその意向を尊重した関わりを行うことが重要であり、この支援のプロセス自体が本人にとって自分には居場所がある、周囲の大人を頼ってもよい、考えや選択を否定されない、社会から認めてもらえる、といった自己決定や自己肯定の体験となることが期待される。

12 現状、各地で運営されている民間シェルターは一時的な生活の場であるという共通点がありながらも、居室環境や併設事業等多様な形態で展開されており、提供している支援の内容も多岐にわたる。本事業のシェルターでは、宿泊もできる安全な居場所の確保、食事や家事等の生活支援、悩みや不安に応える相談支援を基本的な機能としつつも、それだけに留まらず、子ども・若者や地域のニーズに応じた創意工夫が講じられることが望ましい。今後、本事業を実施する都道府県等や事業者においては、本ガイドラインを参考としてより一層充実した支援を各地で実施されたい。また、そのような実践の蓄積を国等が把握し、都道府県等や関係機関に対して情報提供を行うことで、将来的に全国での取組の発展に繋がることを期待したい。

7. (1) 児童虐待防止対策・こども若者支援関係予算について



【令和7年度予算案】
4,033億円の内数

【令和6年度予算】
(3,829億円の内数)

【主な予算の内容】

加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等の更なる強化を図り、多様なニーズを持つこども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、研修事業の充実により職員の専門性向上を図るほか、令和7年度から導入される司法審査、性的虐待等への対応により児童虐待防止対策の推進に取り組む。

- こども家庭センターの人員体制強化**について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。
- 児童相談所の人材確保のため、職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築や、一時保護施設において、こどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善を図る。**
 また、令和7年度から導入される**一時保護開始時の司法審査に伴い、当該事務を行う職員配置**に必要な支援や、性的虐待等を受けたこどもに行う**被害事実確認面接を実施する職員への研修受講等に係る補助**、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられた「**こども家庭ソーシャルワーカー**」の資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、職員の体制強化及び専門性向上を図る。
- 虐待等により家庭に居場所がないこども・若者がそのニーズに合わせて支援が受けられ、**宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）**に対する補助、様々な困難に直面する学生等に対し、生活物資をアウトリーチ型で届けること等をきっかけとして、**若者との新たなつながりを生み出し必要な相談支援につなげる取組に対する補助**を行い、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応するための施策を推進する。
- ヤングケアラー支援**については、**進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者イベントの開催に関する取組等のための補助**を引き続き実施し、支援体制の強化を図る。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円	(177億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円	(1,485億円)
◇ 子ども・子育て支援交付金	2,211億円	(2,074億円)

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）

事業の目的

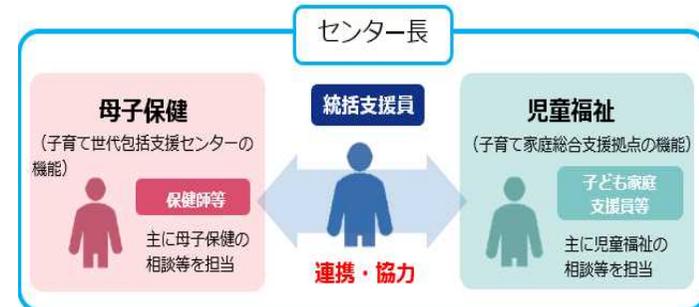
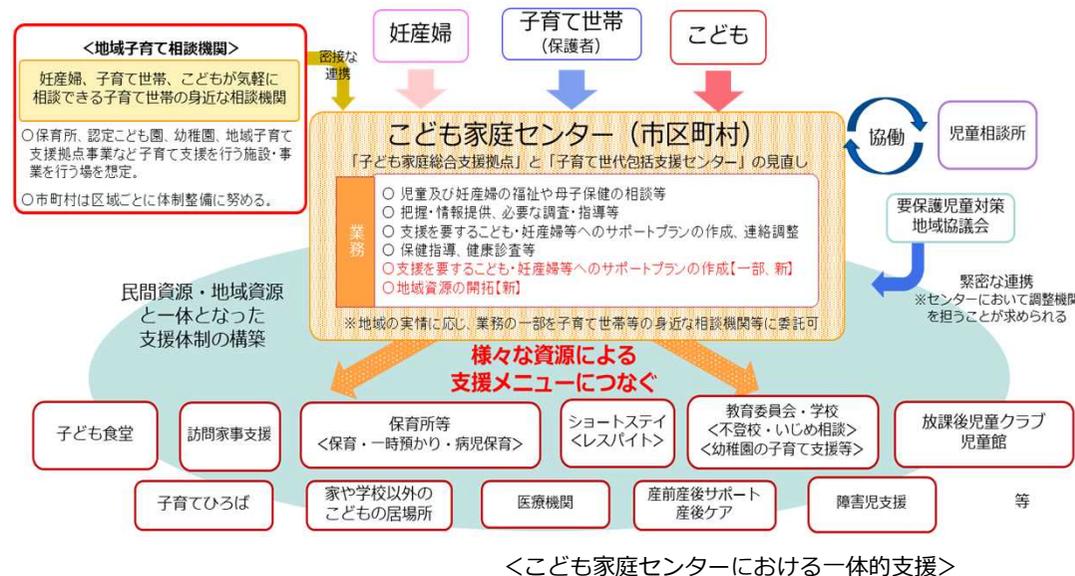
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	15,628千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	7,295千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	12,830千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	10,093千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	10,032千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	4,152千円	小規模A型	10,347千円
小規模B型	10,719千円	小規模B型	16,914千円
小規模C型	17,790千円	小規模C型	23,985千円
中規模型	24,050千円	中規模型	36,441千円
大規模型	44,636千円	大規模型	69,418千円
上乗せ配置単価	2,718千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	常勤職員 6,426千円（1人当たり） 非常勤職員 2,718千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,543千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

<こども政策推進事業委託費>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。
これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいのか？

設置の推進
(相談対応・研修等)

機能強化の推進
(相談対応・研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

協議
情報交換

都道府県と
協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

国 (受託事業者)

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村
の設置・運営担当者
機能が充実した市町村
の実践者 等



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 10/10

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。

- ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,158千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア）組織構築・マネジメント研修 496千円、イ）統括支援員実務研修 496千円、ウ）相談支援強化研修 993千円、エ）研修参加促進費 196千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 市町村が、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）と連携し、こどもがこども家庭センターにアクセスしやすい環境を整えるとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用を促進する。
- 学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

事業の概要

- ① 市町村スーパーバイズ事業
市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業
ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。
- ③ 相談支援体制強化事業（仮称）（※ 令和5年度補正事業「こども家庭センターにおけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備」）
① こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当職員を配置する。
② 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。
- ④ ヤングケアラー支援事業
学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】国：1／2、市町村：1／2

【補助基準額】①：中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円、②：1市町村当たり 交付要綱による

③：こども担当相談員の配置 1市町村当たり 2,715,000円／人（最大2名まで）

専門人材活用促進 1市町村当たり 2,982,000円

④：1市町村当たり 2,026,000円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】 ①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】 ①及び②：国2/3（市町村1/3）、③：国2/3（都道府県1/3）

【補助基準額】 ①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

<児童入所施設措置費等国庫負担金> 令和7年度予算案 1,591億円の内数（1,485億円の内数）
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの権利擁護を推進し、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設の環境改善が求められている。
- 一時保護施設の環境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

事業の概要

（1）一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

（2）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

（3）一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

（4）一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

（5）一時保護施設における夜間対応の強化

近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国： 1 / 2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1 / 2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを図ることを目的とする。

事業の概要

①一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

- 都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切な処遇が実施されているかの確認を行う。

Point

一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

②一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

- 心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の方に対する心理面からの支援を実施する。

Point

里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】①委託先の開拓 1自治体当たり 基本分：6,377千円、加算分：最大2,652千円

②心理サポート 1自治体当たり：6,163千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護施設の子どもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身につけていない子どももいるなど、一人一人の習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活する子どもの学習支援の強化を図ることを目的とする。

事業の概要

【実施方法】

- 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

【主な留意事項】

- 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年や子ども一人一人の習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。
- 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用する子どもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。
- タブレット等端末利用時に子ども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国： 1 / 2 、 都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1 / 2

【補助基準額】 一時保護施設 1 か所当たり：1,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

事業の概要

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。
 - ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
 - ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
 - ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
 - ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
 - ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。
 - ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。
 - ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。
 - ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円
- ・ 学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円
 - ※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合
 - ※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。さらに、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人件費について補助を行い、体制強化を図る。

事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ 司法審査対応職員配置事業
令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ SNS等相談事業
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,273千円

④ 司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円 ⑤ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑥ SNS等相談事業 41,336千円 DV相談も併せて行う場合 31,636千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

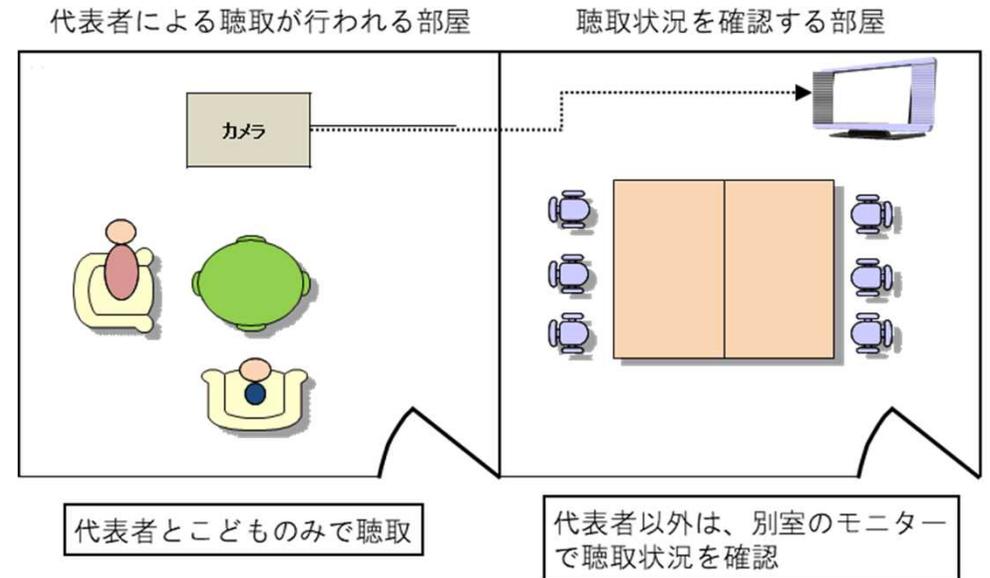
事業の目的

- 性的虐待等を受けたこどもに対して、何度も同じ内容を聞くことはこどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や**研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。**

事業の概要

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- ①自治体1か所あたり 最大2,520千円
- ②自治体1か所あたり 90千円
- ③児童相談所1か所あたり 1,000千円

【補助率】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

事業の目的

① <民間児童福祉推進助成事業費補助金>	令和7年度予算案	55百万円の内数（-百万円）
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>	令和7年度予算案	207億円の内数（177億円の内数）
③ <こども政策推進事業委託費>	令和7年度予算案	1.0億円（-億円）

- 児童相談所においては、これまで、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。

※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が46%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%（いずれも令和6年4月時点）

※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。

（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）

- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- ① 全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・ 児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・ 職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・ 児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

- ② 児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

- ③ VR等を活用した研修システムの作成

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】 ①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】 ①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

【補助基準額】 ①：28,339千円 ②：1か所当たり2,090千円 ③：1テーマ当たり50,000千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
（※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるA I・I C T等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

① 児童相談所（都道府県等）

- 一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

- 電話・会議の文字起こし
- 外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等

② こども家庭センター（市区町村）

- 母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
- 児童相談記録システム（音声・文字認識等含む）の導入、各種住民情報等との連携機能の開発 等



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。） ② 市区町村

【補助率】

- ① 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2 ② 国：1/2、市区町村：1/2

【補助基準額】

- ① 1自治体当たり 15,000千円 ② 1市区町村当たり 30,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国： 1 / 2 、都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

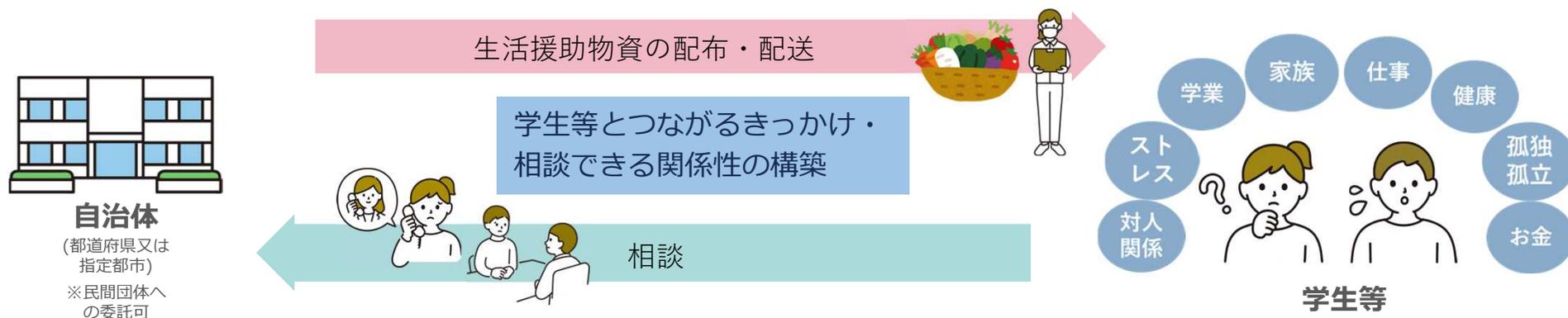
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1 / 2、都道府県、指定都市：1 / 2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

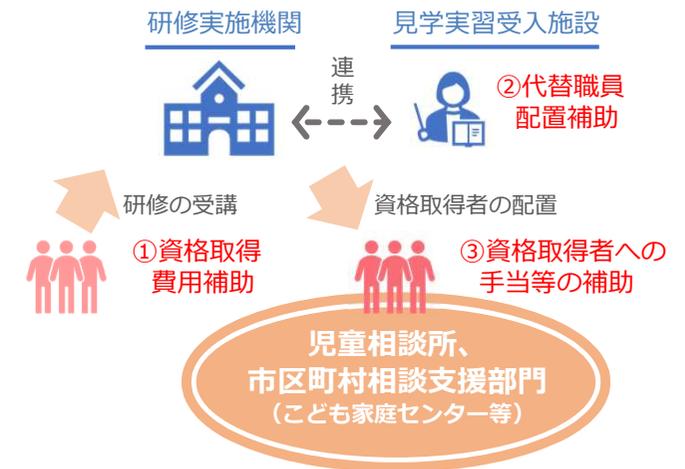
事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。
- ③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③ 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

【補助基準額】

- ① 研修受講に係る旅費 1人あたり128,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- ② 1日あたり8,620円
- ③ 240千円

参考資料
(新規・拡充事項以外)

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

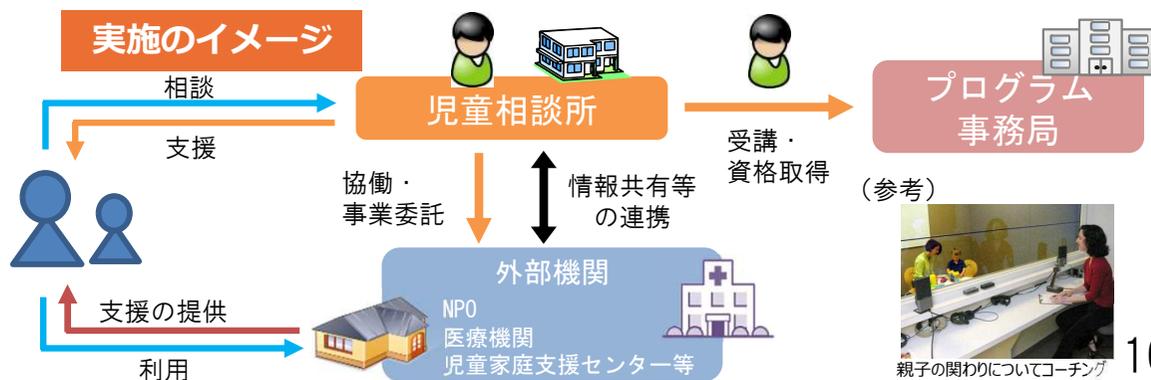
保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】 国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。
- また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

① 医療的機能強化事業

次のいずれか又は両方を実施する。

- (1) 医師（非常勤に限る。）を配置する。
- (2) 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。
（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市

【補助基準額】

- ① 1自治体あたり：7,842千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,842千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）
- ② 1自治体あたり：4,818千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,818千円×事業実施月数／12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、こどもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、また、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る。
さらに、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

事業の概要

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
 - （1）児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
 - （2）法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。
または、臨検又は捜査に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合） 弁護士1人又は事業者1者当たり 15,644千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,822千円

（非常勤職員を配置する場合） 弁護士1人1時間当たり 10千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5千円

（法的対応事務職員を配置する場合） 1名当たり 3,597千円を加算。

※ただし、弁護士1名につき1名が上限

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。
- これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

事業の概要

- 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
 - ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。
- 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続等業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

- | | | |
|--------------------|---------------------------------------------|--------------------|
| ① 設置準備対応職員を配置する場合 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区
1か所当たり | 2,172千円 |
| ② 研修等代替職員を配置する場合 | 中核市、施行時特例市、特別区 | 1か所当たり
10,259千円 |
| ③ 都道府県等代替職員を配置する場合 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 | 1か所当たり
6,839千円 |

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 一時保護を行う際は、一人ひとりのこどもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。
- 一時保護については、一時保護施設において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

事業の概要

- 一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。
（※）「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（令和6年3月21日付けこ支虐第83号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件

【都道府県、指定都市、児童相談所設置市】

都道府県知事、指定都市市長又は
児童相談所設置市の長



一時保護専用
施設の指定



← 一時保護専用施設
の指定申請

【児童養護施設等】

【一時保護専用施設】



【本体施設】



← 基準を満たす
ような改修

実施主体等

【補助基準額】 1施設当たり 48,900千円

→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

事業の概要

（1）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

- [補助基準額] a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 8,040円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（2）申請手続等支援

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

- [補助基準額] a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 8,040円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（3）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

- [補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の
困りごとを把握

申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

保育所・児童発達支援センター



実施主体等

実施主体 市区町村 負担割合 国：1／2、市区町村：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行う。

事業の概要

① 民間団体委託推進事業

児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

② 民間団体活動推進事業

民間団体と連携し、こどもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

③ 民間団体育成事業

児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①：3,205千円 ②：1,140千円 ③：1,253千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。

また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

事業の概要

① 死亡事例等検証委員会

<検証の範囲>

虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）

イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成

ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施

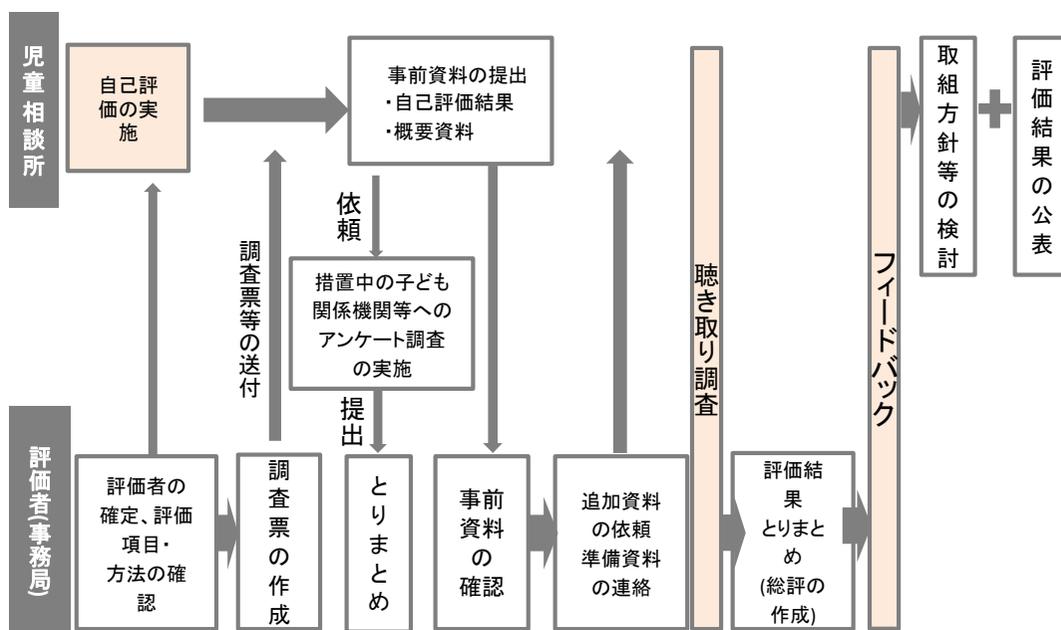
エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言

オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

<委員会の構成員>

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

② 民間団体による児童相談所の第三者評価



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、
評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 1 都道府県及び1 市町村当たり 937千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 937千円加算

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

事業の概要

(1) 未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

(2) 未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】

(1)・(2) 共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】 原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

(1) 未成年後見人の報酬事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

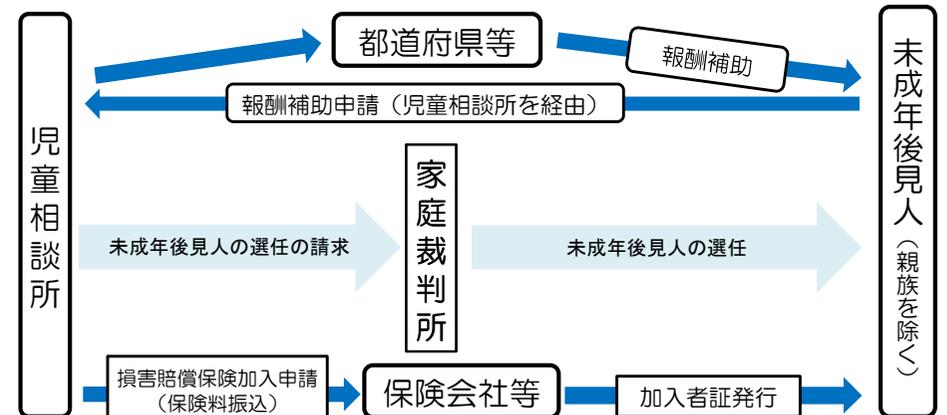
(2) 未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等を行うことがあることから、移送等を行う体制の強化を図る。

事業の概要

- 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。
 - ・ 安全確認等対応職員
児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。
 - ・ 事務処理対応職員
児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。
- 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。
 - ・ 移送等対応職員
児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所1か所当たり 27,575千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所1か所当たり 22,060千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 5,515千円加算）

市区町村1か所当たり 16,545千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

事業の概要

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

実施主体等

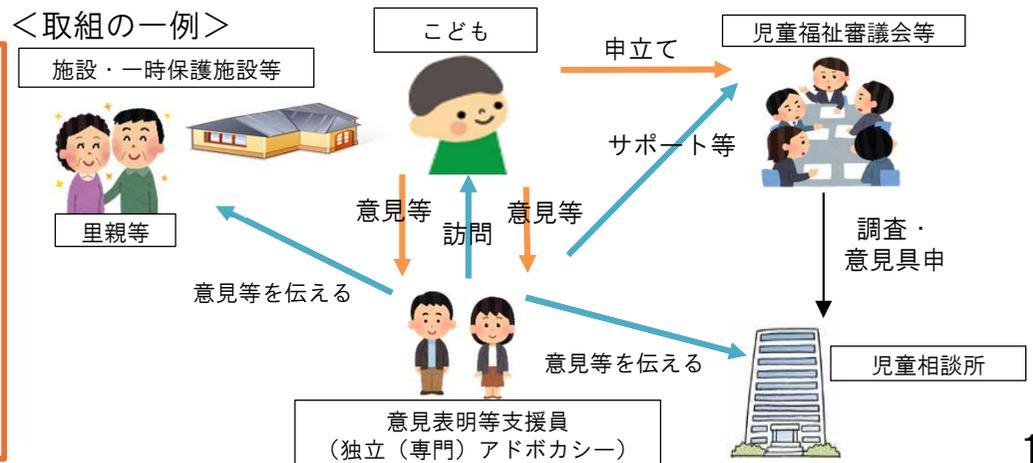
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,995千円
※活動回数に応じて加算
(加算1) 2,990千円 (加算2) 5,981千円

② 2,065千円 ※②単独は不可
③ 児童福祉審議会の場合 4,180千円
その他の権利擁護機関の場合 5,341千円

【補助率】 国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<取組の一例>



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

事業の概要

以下①～③のいずれかに該当するもの

- ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を行うための広報啓発事業。
- ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業



(例) SNSを活用した情報発信

実施主体等

- 実施主体 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市
- 補助基準額 14,399,000円（1実施主体当たり）
- 負担割合 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

暮らす場所や年齢にかかわらず、全てのこどもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等のこれまでの取組に加え、令和4年改正児童福祉法で導入された一時保護開始時の司法審査により、弁護士等の法的対応に係る人材を採用することが必要となることを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

事業の概要

児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】

1か所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算

【補助率】

国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

事業の概要

児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。

（参考）児童福祉法（抄）

第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市

【補助基準額】 1人当たり 130千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的**(少なくとも年に1回程度)**に行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員(要対協、子若協の構成機関を含む)がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。
※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

事業の概要

① 実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

② 関係機関職員研修

ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

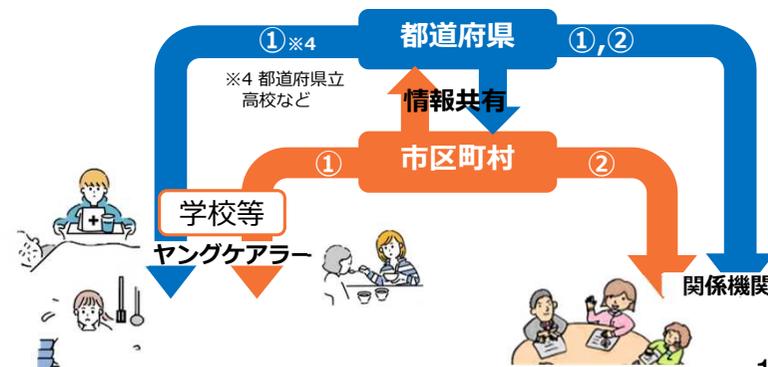
③ 実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上

実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村			
実施事業	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
① 実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
② 関係機関職員研修		4,174千円	2,484千円	1,812千円
③ 実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上		2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率		国：2/3、実施主体：1/3		



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

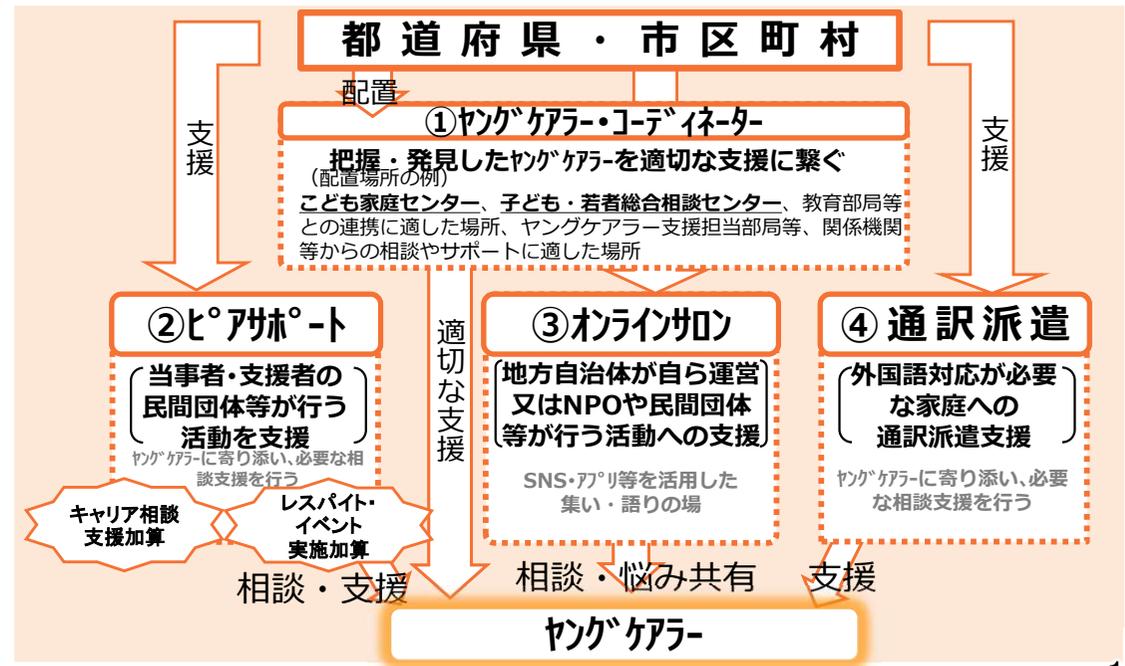
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

実施主体等

実施主体	都道府県、市区町村		
実施事業	実施主体 1 都道府県、 指定都市あたり	1 中核市・ 特別区あたり	1 市町村あたり
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置	17,786千円	11,408千円	6,429千円
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上	7,896千円 (都道府県に限る)	-	-
② ピアサポート等相談支援体制の推進	7,708千円	5,229千円	2,690千円
キャリア相談支援加算	6,078千円	4,052千円	2,026千円
イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	3,181千円	2,739千円	2,274千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援	4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率	国：2/3実施主体：1/3		



<見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金>令和7年度予算案：10百万円（9百万円）

事業の目的

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

事業の概要

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② ①により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。

こども家庭庁



民間団体等による事業の周知・啓発、好事例の収集等の取組へ財政支援（公募）



こども宅食等を広域で実施、
または活動を支援している団体

支援等している民間団体等から好事例を収集、研究し、その結果を団体に周知・啓発



こども宅食等を運営する事業者



実施主体等

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1) こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのこども宅食等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。
 - ① 複数の都道府県において、現にこども宅食等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
 - ② 各都道府県においてこども宅食等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）であること。

【補助基準額】 1団体当たり2,388千円 【補助率】 定額

事業の目的

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和7年度予算案 11百万円（11百万円）

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

事業の概要

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
 - ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
 - ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。



地域ごとの当事者、支援者が相互に交流し、悩みや課題を共有できる機会を設けることで、全国的な相互ネットワークを形成し、ヤングケアラーの孤独・孤立の防止することにつながる。

実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）
補助率：国（定額 10 / 10相当）

<児童虐待防止対策推進事業委託費> 令和7年度予算案：2.1億円（2.1億円）

事業の目的

- 全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、過去最多となっている。また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行されているところである。**本事業では、年間を通じて、また**毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」**においては特に集中的に、**児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」**、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関して様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わることで、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。**令和6年6月に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）**による改正後の子ども・若者育成支援推進法において、**国・自治体の支援対象にヤングケアラーが明記され、国及び地方公共団体は、国民の理解増進等のため必要な啓発活動を積極的に行うもの**とされている。本事業では、**令和4年度から令和6年度までの実施した認知度向上の集中取組期間における取組を踏まえ、更にヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報展開を行うことにより、ヤングケアラーの早期把握・支援につながる社会風土の更なる醸成を目的とする。**

事業の概要

〈広報啓発内容〉

- ☑ クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
 - ☑ クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開
 - ☑ 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。



令和6年度：制作クリエイティブ（参考）

実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

令和7年度予算案 75百万円（令和6年度当初予算額：82百万円）

事業の目的

困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置促進や機能の向上を図る（※協議会・センターともに子若法により地方公共団体に設置の努力義務有り）とともに、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に従事する者の養成等を図る。

事業の概要

【事業概要】

- ・ 協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
- ・ 既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
- ・ アウトリーチ（訪問支援）等に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③

【具体的内容】

〔①関係〕

・ 協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・ 協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催。また、協議会・センターの未設置地域において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

・ i) アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、ii) 各地域でこども・若者の育成に関わる活動等を展開する機関・団体の若手職員等を対象した研修をそれぞれ実施。

実施主体等

実施主体：国

令和6年度補正予算 事業概要

支援局虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.7億円

事業の目的

- 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- 児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

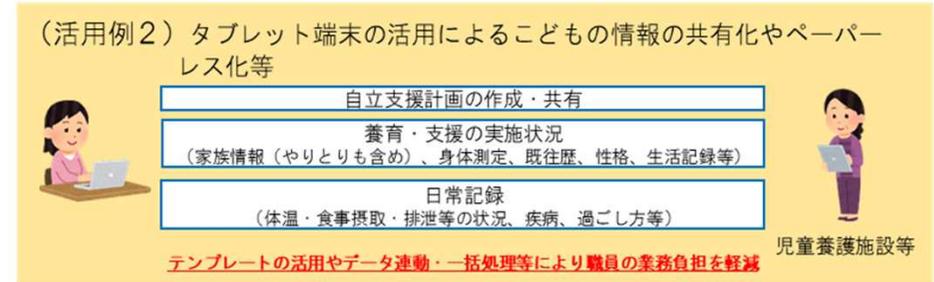
（活用例1）

①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（活用例2）

職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（I型及びII型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

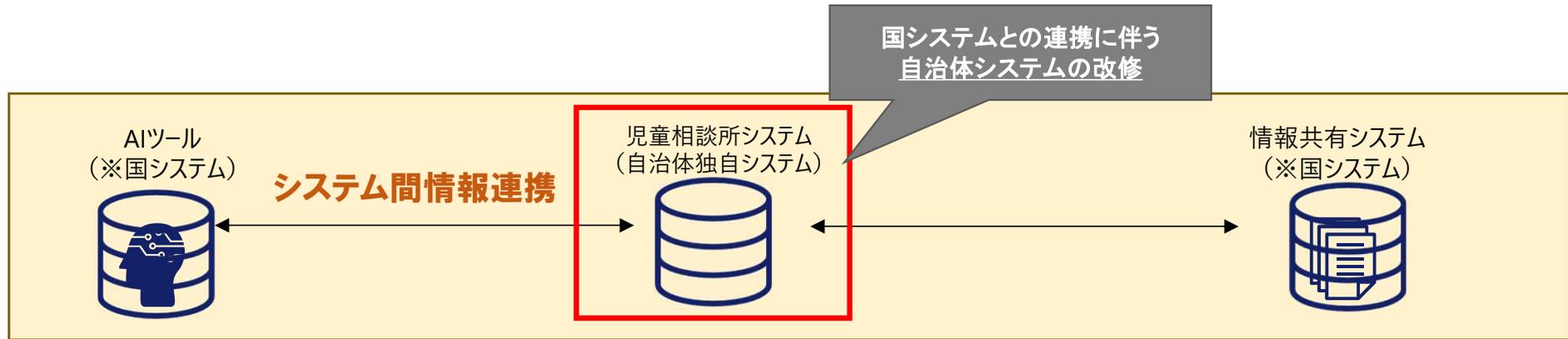
- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

- ① 児童相談所におけるA Iを活用した全国統一ツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ② 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

【補助基準額】 1自治体当たり ①：19,250千円、②：7,700千円

※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

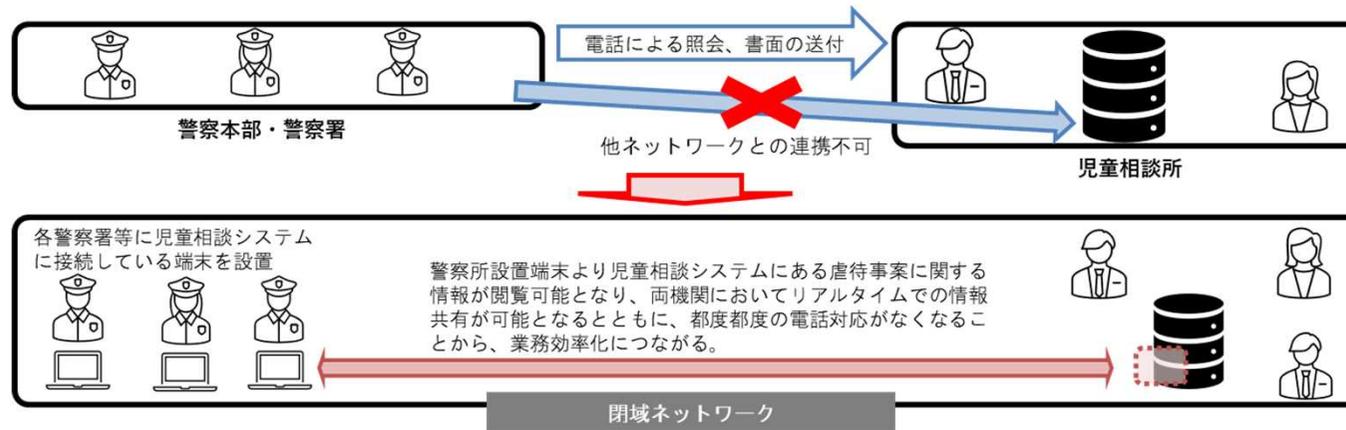
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

事業の概要

- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。
 - ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
 - ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

【実施主体】	①警察署等への端末整備	都道府県
	②児童相談所システム改修	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助割合】	①警察署等への端末整備	国：1/2（都道府県：1/2）
	②児童相談所システム改修	国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
【補助基準額】	①警察署等への端末整備	1自治体当たり 30,550千円
	②児童相談所システム改修	1自治体当たり 20,460千円

<こども政策推進事業委託費>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。
これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいのか？

設置の推進
(相談対応・研修等)

機能強化の推進
(相談対応・研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

協議
情報交換

都道府県と
協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

国 (受託事業者)

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村
の設置・運営担当者
機能が充実した市町村
の実践者 等



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 10/10

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度補正予算 6.8億円

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的に(少なくとも年に1回程度)行うことが重要としている。
- 実態調査・把握の実施自治体数は412自治体に留まる(令和6年2月29日現在)ところ、ヤングケアラーの早期把握を目的とした定期的な「実態調査・把握」が全国で実施されるよう、従来の補助に加え必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

事業の概要

- ①**実態調査・把握**
市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施。
都道府県は、条例の制定や計画策定など、広域的な支援体制の整備に必要な調査の他、市区町村と連携し、高校生以上の世代など、広域的な対応が必要となる場合の実態調査を実施。
- ②**実態調査スタートアップ加算**
実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当する子どもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施事業	実施主体	都道府県、市区町村		
		1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
②実態調査スタートアップ加算 (1自治体当たり原則1か年度のみ申請可能)		2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率		国：2/3 実施主体：1/3		

都道府県・
市区町村

子ども・若者への実態調査
(少なくとも年に1回程度実施)

ヤング
ケアラー

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 0.4億円

事業の目的

- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。
- 子ども・若者育成支援推進法改正により、ヤングケアラー支援の対象年齢はおおむね30歳未満(状況により40歳未満)とされ、18歳前後での切れ目ない支援が重要であるが、活動圏域が広域になる若者世代は、主に都道府県において、オンライン相談を含む個別支援や市区町村へのつなぎ、ピアサポートの体制整備等が望まれることから、全国で18歳以上のヤングケアラーへの支援が展開されるよう、都道府県にヤングケアラー・コーディネーターを配置するための補助を創設する。

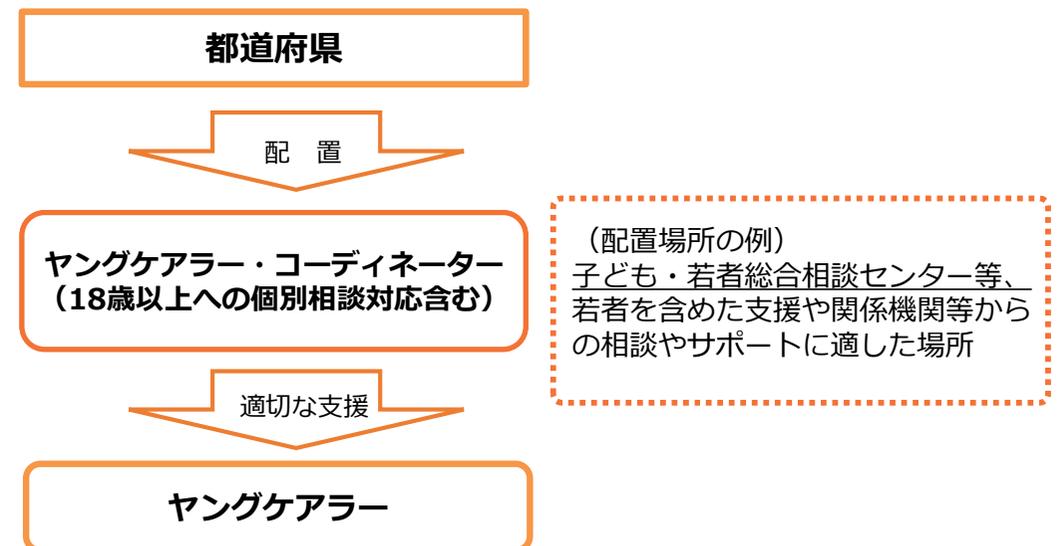
事業の概要

- 都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置(事業委託を含む)する場合、必要な経費の補助を行う。

実施主体等

実施事業	実施主体	1 都道府県あたり
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置		7,896千円
補助率		国：2/3 実施主体：1/3

※ 18歳未満のヤングケアラーの支援については、別途「ヤングケアラー・コーディネーターの配置」にて対応。

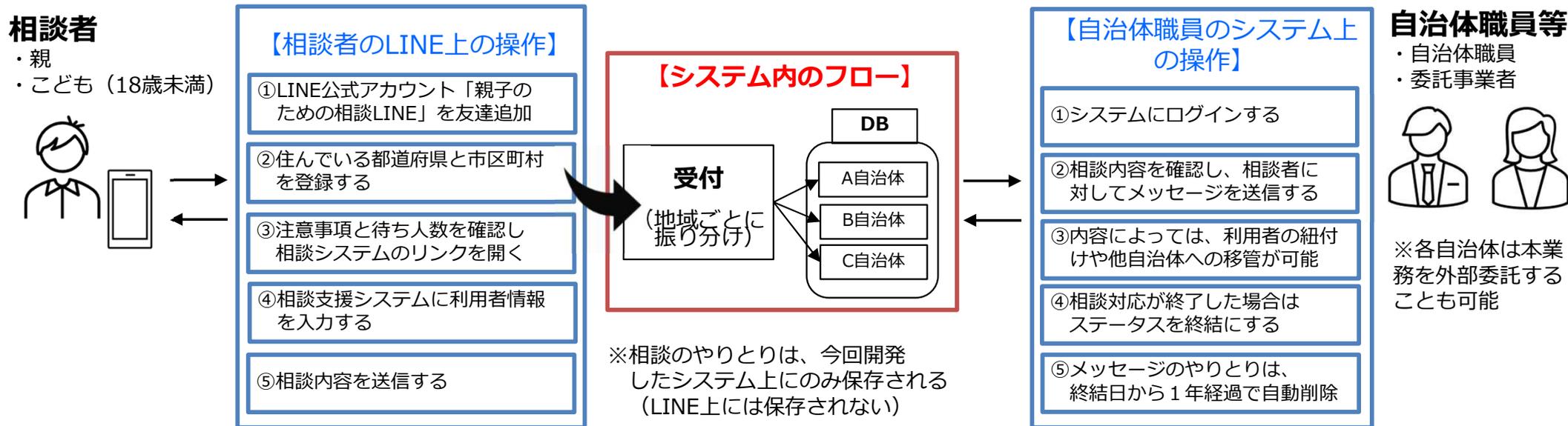


項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度補正予算 0.5億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

事業の概要



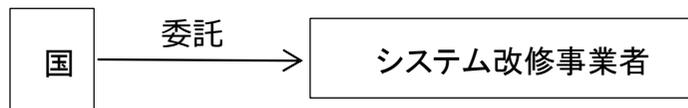
(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

<要求内容>

相談終了後に利用者アンケートを送付する機能を追加
⇒相談終了後にシステム内で利用者アンケート（ユーザー満足度）を送付することで、本システムに対する意見を収集できるほか、システム導入の効果検証を行うことが可能となり、適切な改善に繋げていくことが可能となる。

実施主体等

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 国：10/100 【資金の流れ】



項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度補正予算 2.1億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談への対応により児童相談所の業務負担が大きくなる中で、AIやICT技術を活用し、職員の負担を軽減していくことが重要
- 業務負担軽減効果の高い全国統一のツールを作成することで、児相職員が保護者やこどものケースワークに専念できる環境づくりを構築する

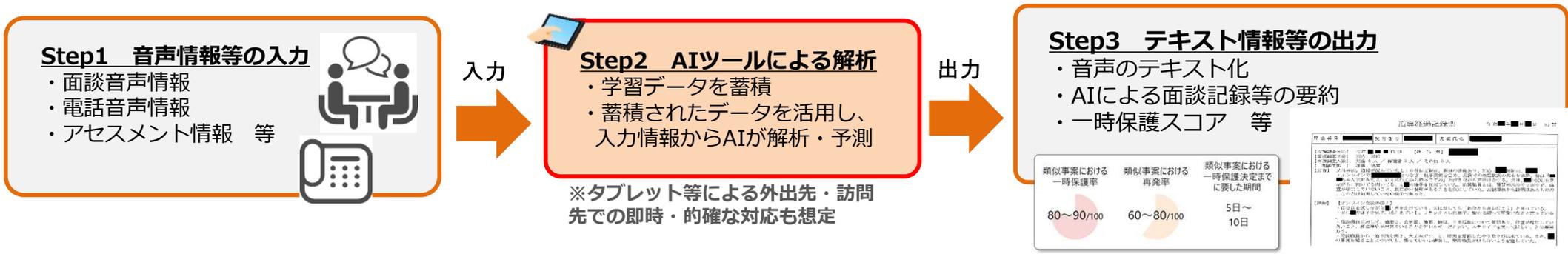
事業の概要

Point ▶ 面談や電話での音声情報を即時テキスト化+要約を行うことで、**現場で大きな負担となっている記録業務を軽減し、業務効率化を推進。**

<要求内容>

令和6年度に実施する本ツールの試行検証結果等を踏まえ、現場にとって有用なAIツールを提供することを目的とした以下の機能改修を実施
※このほか、システム運用保守や工程管理支援に関する経費を要求

- ① **音声マイニング等による相談内容（電話・面談）の記録作成支援等でのAI活用** ※児相現場で大きな負担となっている**記録業務のICT化**や**経過記録の標準化**に寄与
 - ・音声マイニング等による記録作成支援機能の開発及び読み取り/要約精度の向上
 - ・アプリケーション化の検討（通信環境に左右されずに活用可能）、相談内容に関連する法令等の即時検索・表示機能の実装 等
- ② **各自治体の児童相談所システムとの連携作業** ※①で読み取った情報の**円滑な連携**が可能になるほか、将来的に**国・自治体間の情報連携推進**に寄与
 - ・API連携機能の拡張
 - ・APIと各児相システムが接続するに当たっての業務支援、接続テストによる課題把握・検討 等



実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10 【資金の流れ】



7. (2) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの
取組について

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

189（いちはやく） 気づいてあげて そのサイン（期間中の標語）

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組めます。なお、この取組は、11月の「**秋のこどもまんなか月間**」の取組の一つとして実施します。

※平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施。



特設サイトの公開

こどもや子育て世代にも分かりやすい構成で制作します。



こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithとちぎ の開催 ～親にも子にもやさしい子育てを目指して～

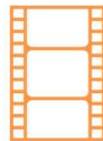
児童虐待問題や体罰等によらない子育てを学ぶ機会に。さらに、こどもや子育て世代が参加できるような場に。

開催日 令和6年11月4日（月/祝日）
開催場所 ライトキューブ宇都宮
（〒321-0969栃木県宇都宮市宮みらい1-20）
オンラインでのリアルタイム配信。



タイアップコンテンツ

各種業界とのタイアップを実施。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」・「親子のための相談LINE」
ポスターやリーフレット ⇒ 全国の自治体等に一齐配布
お知らせ動画 ⇒ 配信

「子育て」や「家庭」に対して温かく接することができるようなイメージで制作します。

また、動画をデジタル広告等で配信します。





児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や、こどもやその保護者などが親子関係などに悩んだときに相談できる「親子のための相談LINE」の認知を向上するため、ポスターやリーフレットを全国自治体や関係機関に配布し、11月より一斉に掲示。また、YouTube等を活用し、認知促進のための動画配信を行います。



「かも」でもいいんです。かモン! 親にももやまんなか

気になったら**189**に電話しよう!

虐待かも.. そうじゃないかも..

いつも夜遅くに1人でいるかも.. 気のせいかも..

いつもより泣き方が激しいかも.. たまたまかも..

おせっかいかも.. 助けになるかも..

児童相談所虐待対応ダイヤル **いち はやく 189**

通話無料 匿名可能 秘密厳守

子ども虐待防止 オレンジリボン運動 こどもまんなか こども家庭庁

親子を救うプロがいます。

子育ての悩みには / 親子のための相談LINE

ポスター（189版）

親子のための相談**LINE**

子育ての悩みには相談LINEがいいかも!

匿名可能 秘密厳守 親子を支えるプロがいます。

子育てしんどい.. もうガマンできないかも。

すぐイラッとしちゃう。子育て向いてないのかな..

親への悩みも相談LINE / 親が自分に厳しすぎる気がする私のことキライなのかな..

いうこと聞かなくて手がかりすぎる..! もしかして育てにくいタイプ..?

かモン! 親にももやまんなか

相談LINEにまずは登録

子ども虐待防止 オレンジリボン運動 こどもまんなか こども家庭庁

ポスター（親子のためのLINE相談版）

児童相談所虐待対応ダイヤル **いち はやく 189**

通話無料 匿名可能 秘密厳守

親子のための相談**LINE**

匿名可能 秘密厳守

LINE

動画イメージ

7. (3) こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進について

こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進について

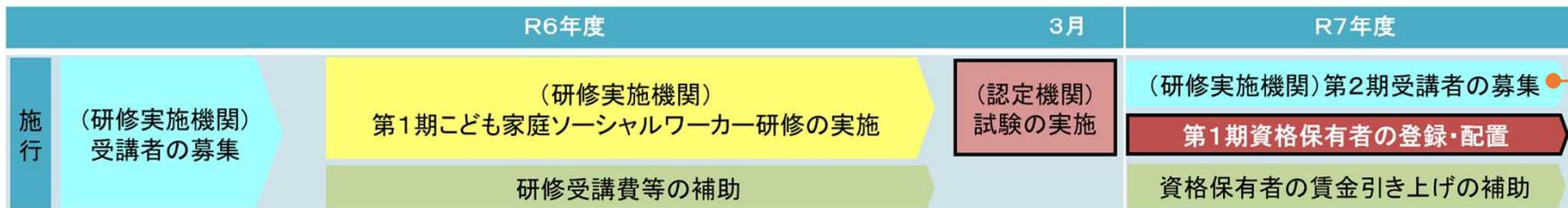
- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身に着けた人材を早期に輩出するため、令和6年度より「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格が創設され、認定資格取得のための研修が実施されています。
- **こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、**研修の受講者や受講者が所属する組織におけるこども家庭福祉の支援の質の向上に寄与するのみならず、**こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大にも寄与するものです。**
- こども家庭ソーシャルワーカー研修については、「**こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業**」（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金による児童虐待防止対策支援事業のメニューの一つ）による研修受講支援として、研修の受講者及びその者の勤務先である施設等に対し、**研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費について補助を行うことが可能**です。
- 令和6年度に実施された研修には、自治体職員をはじめ地域の様々な関係機関で働く方が受講されており、**研修受講者からは、研修受講費の補助を望む声が多く寄せられています。**
- 「こども家庭ソーシャルワーカー取得事業」による研修受講に係る旅費、研修受講費の補助は、自治体職員が研修を受講する場合に活用できます。また、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市が実施主体の場合は、自治体職員以外も対象とすることが可能です。**

こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義を鑑みて、
地域でこども家庭ソーシャルワーカーを養成し連携の円滑化を推進する観点からも、
取得促進事業の積極的な活用を改めてお願いします。

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の概要

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した**研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)**を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めており、研修に参加しやすいよう、講義等をオンラインで受講できることとしているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。**研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。**

<スケジュール>



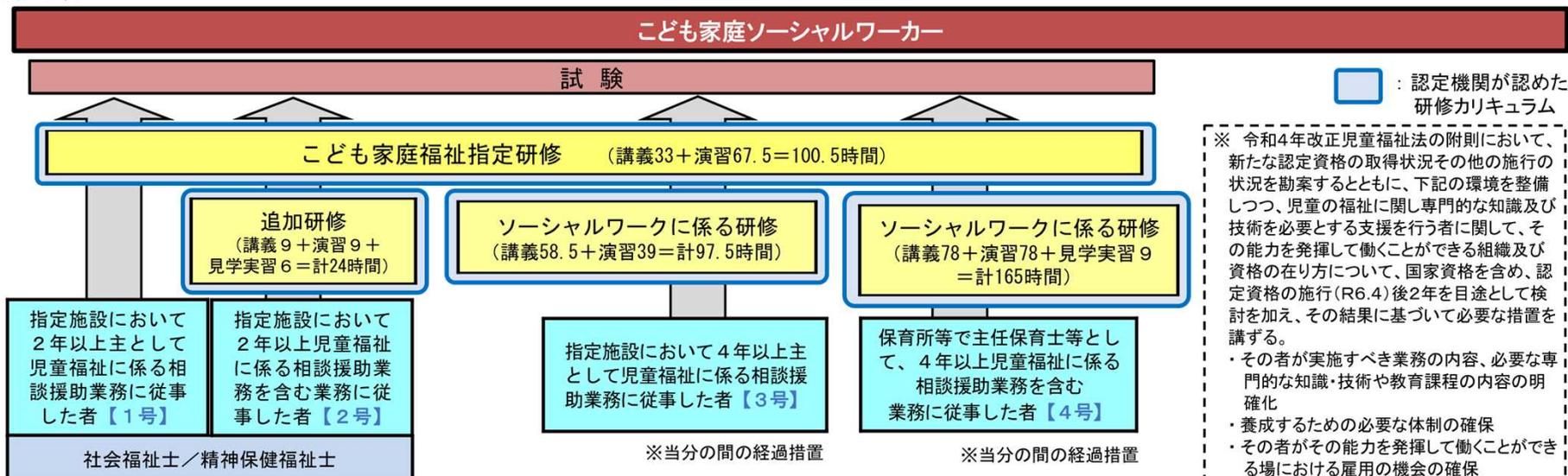
○受講者の募集予定時期：
4～9月頃

○研修実施予定時期：
6月以降

※時期は研修実施機関による

※R7年度の研修実施機関は
決定次第、「こども家庭
ソーシャルワーカー特設
サイト」に掲載

<資格取得ルート>



※ 令和4年改正児童福祉法の附則において、新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行(R6.4)後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化
- ・養成するための必要な体制の確保
- ・その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト 検索

指定研修

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義(計9時間)	演習(計9時間)	見学実習(計6時間)
こどもの権利擁護と倫理	1時間	—	—
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	—	—
児童相談所の役割と連携	1時間	—	—
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	—
社会的養護と市区町村の役割	1時間	—	—
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	—	—
こども虐待対応	1時間	6時間	—
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	—	—
見学実習	—	—	6時間

ソーシャルワーク研修

種別	科目名	相談援助実務経験者のルート (講義58.5時間、演習39時間)	保育所等保育士のルート (講義78時間、演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

研修への期待(昨年度の試行研修講師) 関東学院大学 澁谷 昌史様

こども家庭ソーシャルワーカーの研修を受けることで、色々な立場でこどもや家庭に関わっている人と横のつながりができる。これから仲間を作って仲間のなかで学びあっていく、そのきっかけづくりになればよいと感じています。

試行研修を受講した感想(昨年度の試行研修受講者)

参加したのは、教育現場との連携についての研修でした。学校と福祉は文化が違うところもあります。教育現場と連携する人は学校側の事情を理解しておいたほうがいいと思うので、学んでおくべき内容と感じました。

試行研修を受講した感想(昨年度の試行研修受講者)

こどもやこどもを取り巻く環境を支援する立場の人には色々な方がいることを知る機会となりました。研修で知り合う方や教えていただく方と出会うことの学びはとてもあると思います。

令和5年度のこども家庭ソーシャルワーカー試行研修参加者のご感想と研修講師の方からのメッセージは、右の二次元コードからご覧いただけます。



研修への期待(研修受講者の所属組織) 千葉県A市 児童相談所 所長

千葉県では、県内の各児童相談所から職員を研修に派遣しています。

関係機関間の役割の線引きが難しいこどもや家庭への支援においては、関係機関同士で共通認識を持つこと、関係性を持つことが重要です。

様々な関係機関を経験して児童福祉司になっている人ばかりではありません。そういう人にとっては、研修が共通認識づくりを実践できる場になると思います。

こども家庭ソーシャルワーカーがいることは所の強みとなると考えています。資格取得者の仕事ぶりをみて、一緒に働いている人も、自分のキャリアを考えるきっかけにしたいと思います。

研修への期待(研修受講者の所属組織) 三重県B市 社会福祉法人 施設長

児童家庭支援センターの運営にあたり、ソーシャルワークの専門的な知見を得るために研修を活用しました。

今年度は管理職が受講していますが、若い職員のロールモデルとしての役割にも期待しており、次年度以降は若い職員にも受講してもらいたいです。

こども家庭ソーシャルワーカーにはケースの進行管理だけでなく、多機関連携の役割も期待されていると思います。業務のなかで、行政や関係機関と共通言語で議論することの必要性を感じているので、地域に資格取得者が増えればよいと思います。

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、

組織では

- ✓ 受講者の資質の向上
- ✓ 知識・技術の組織内への伝達によるチームワークの強化

地域では

- ✓ こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大につながります

地域にこども家庭ソーシャルワーカーが増える
＝地域のこども・家庭福祉の支援体制や支援内容が充実すると、



早期の発見につながります

支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、支援につなげられる専門的知識を身につけた人材や組織が増えます。



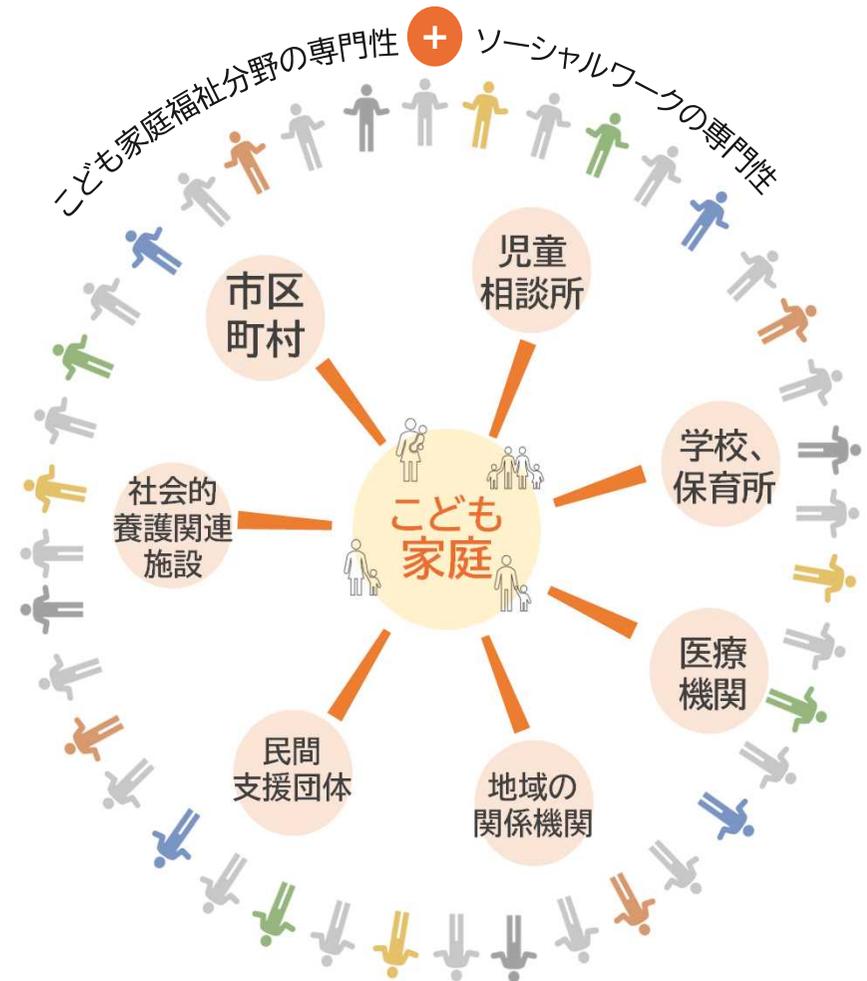
適切な支援が届きやすくなります

こどもや家庭からの相談に対し、こどもを取り巻く環境を的確に理解したうえで適切な支援へつなげられる、専門的知識を身につけたチームや組織が増えます。



関係機関同士の共通認識が深まり、連携がより円滑になります

こどもや家庭を支援する人や組織同士で、こども家庭福祉分野における共通の理解が醸成されることで、関係機関同士の連携がより円滑に、より強固になります。



すべてのこどもの健やかな成長の保障の実現へ

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
- ③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③ 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

【補助基準額】

- ① 研修受講に係る旅費 1人あたり128,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- ② 1日あたり8,620円
- ③ 240千円